

令和8年度 第1回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和8年5月27日(水)
午前10時～12時
梅丘パークホール

1 開会

2 報告 「令和8年度男女共同参画事業の予定」について ……資料1

3 議事

【諮問事項】

(1) 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(素案)について
……………資料2-1、2-2、2-3、2-4

4 その他

5 閉会

◆配付資料

- 資料1 令和8年度男女共同参画事業の予定について
- 資料2-1 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」素案
- 資料2-2 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」概要版
- 資料2-3 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案
- 資料2-4 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」指標及び重点事業

意見・質問票

◆今後の予定

第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会

日時：令和8年6月18日(木)午後2時～4時

場所：世田谷区民会館(せたがやイーグレットホール) 集会室A

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

令和8年度男女共同参画等事業の予定について

1 男女共同参画関係

件名	内容	実施時期
「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定	令和9年度～令和13年度を計画期間とする次期男女共同参画プランの策定を行う。令和8年度は、素案・案について作成を進めていく。	令和9年3月策定予定
区施設への生理用品の設置	ジェンダーギャップを解消し、共に支えあうや社会の実現に向け、区施設への生理用品の設置を行う。	令和8年4月
男女共同参画タウンミーティングの開催	地域における男女共同参画の意識や関心を向上させ、推進の気概を醸成するため、区民や地域団体を対象としたタウンミーティングを実施する。	令和8年10月18日
先進事業者表彰の実施	仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組んでいる事業者を表彰することにより男女共同参画促進の意識啓発を図る。	募集期間:5月1日から6月30日まで 表彰式:令和8年11月14日

2 DV防止・被害者支援/困難女性支援/犯罪被害者等支援関係

件名	内容	実施時期
DV防止ネットワーク会議の開催	世田谷区、関係機関・関係団体等がDV防止、被害者の早期発見及び保護を目指し、これらの問題に対する認識、相互の連携を図るため開催する。令和7年度より、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議も同時開催とする。	令和8年7月29日

「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の改定	「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」について、策定中の(仮称)第3次男女共同参画プランと整合を合わせ、改定する。	令和8年度中
犯罪被害者支援中学生向けリーフレットの配布	昨年度作成した、犯罪被害者等支援中学生向けリーフレットの配布先拡大について検討する。	令和8年度中
性犯罪・性暴力被害支援に関する薬局との連携	緊急避妊薬が、スイッチ OCT 化されたことに伴い、性犯罪被害者への緊急支援のあり方について検討し、実施する。	令和8年度中

3 性的マイノリティ支援関係

件名	内容	実施時期
庁内におけるレインボーフラッグの設置	性的マイノリティの方々への理解を促進する区の立場を表明するため、各窓口にレインボーフラッグを設置する。	令和8年6月(プライド月間の1か月)
区民まつりへの出展	区民まつりにて男女共同参画、人権、性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発を行う。	令和8年6月6日、7日
小学生向け「多様性を学ぶリーフレット」の送付	区立小学校の全4年生に向けて性的マイノリティ理解促進のためのリーフレットを配付する。	令和8年7月
職員向け対応マニュアルの作成	性的マイノリティに配慮した統一的な対応を行うため、職員向けハンドブックを作成・周知する。	令和8年度中

(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン

素案

區長寄稿

会長寄稿

(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン 素案 目次

第1章 計画の概要	1
1 趣旨と目的	2
2 計画の性格と位置付け	3
3 計画の期間	5
4 計画の基本理念	5
5 推進の方向性	6
第2章 計画の背景	9
1 社会状況や国、都等の動向	10
(1) 社会構造の変化や現在の社会状況	10
(2) ジェンダーに関する現状	11
(3) 国際的な潮流	15
(4) 国の動き	16
(5) 都の動き	20
2 世田谷区を取り巻く状況	21
(1) 区の現状	21
(2) 区の動き	27
3 策定に向けた検討	28
(1) 後期計画の評価と今後の方向性	28
(2) プラン見直しの視点	33
(3) 策定の経過	37

第3章 計画の内容39

1 計画の体系.....	40
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進.....	43
課題1 ジェンダー平等の意識醸成.....	46
課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援.....	52
課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援.....	69
課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進.....	74
基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現.....	79
課題5 暴力やハラスメント防止の啓発.....	82
課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援.....	92
課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援.....	100
課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実.....	106
基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進.....	113
課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援.....	116
課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進.....	123
課題11 性差に応じたところと身体への健康支援.....	127
区の推進体制.....	139
方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化.....	142
方策2 職員のジェンダー平等の推進.....	147
方策3 多様な視点や連携による施策の充実.....	153
2 進行管理.....	155

前文

第1章

計画の概要

1 趣旨と目的

平成1111年（1999年）に「男女共同参画基本法」が施行されたことを受け、区では平成19年（2007年）に「世田谷区男女共同参画プラン」を初めて策定しました。

その後、平成25年（2013年）9月に議決された世田谷区基本構想では、9つのビジョンの一つとして、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」ことが掲げられました。

この理念を踏まえ、区においては男女共同参画社会の定義を「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」とし、平成29年（2017年）に「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成30年（2018年）には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、ジェンダー平等に向けた取組みを一層推進してきました。

しかしながら、政策や方針決定過程への女性の参画の少なさや、育児・介護等のライフイベントに際して女性に家事・育児等の負担が偏る状況が見られます。一方で、男性においても長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく社会構造は依然として根強く残っています。

特に、女性については、出産を契機とした非正規雇用化、いわゆる「L字カーブ」の問題等により、所得の向上や経済的自立が妨げられる状況が続いています。また、ジェンダーに起因する暴力やハラスメント、妊娠・出産に伴う身体的負担などが複合的に重なることで、困難な状況に直面することも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等に関する意識の向上とともに、困難な状況にある女性への支援の充実、「暴力やハラスメントは許されない」とする社会的認識の醸成は喫緊の課題となっています。

また、パートナーや家族の関係性やあり方が多様化していることを踏まえ、区では平成27年（2015年）11月より、全国に先駆けてパートナーシップ宣誓を開始しました。令和4年（2022年）11月からはパートナーの子どもや親を含めたファミリーシップ宣誓を開始し、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として、実施しています。

本来、パートナーや家族のあり方は、当事者の意思により自由に決められるものにも関わらず、社会の差別や偏見によりそれが制約される状況は、個人の尊厳が尊重されていないと言えます。このため、地域社会全体で理解を深めていくことが求められます。

こうしたジェンダーや性の多様性に関する課題について、地域における一人ひとりが当事者としての意識を持ち、理解を深めていくことが重要です。

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」は、これらの課題に対し、根拠に基づく分析と検討を行いながら施策を展開し、着実に取組みを進めることで、地域におけるジェンダー平等の実現を目指すものです。

2 計画の性格と位置付け

- 1) この計画は、ジェンダー平等社会の実現を目指すために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。
- 2) この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第九条第1項に定める「行動計画」に該当し、第八条に定められた男女共同参画の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 3) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であり、国等の計画を踏まえるとともに、区の基本計画・実施計画・関連計画、DX推進方針等との整合性を図ったものです。
- 4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標Ⅰを「世田谷区女性活躍推進計画」として位置づけます。
- 5) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第二条の三第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、基本目標Ⅱを「世田谷区配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- 6) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）第八条第三項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標Ⅱを「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための計画」として位置づけます。
- 7) この計画は、区の「地域防災計画」との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進めるための計画です。阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、豪雨災害などの経験を踏まえ、平常時から地域社会における男女共同参画を推進します。

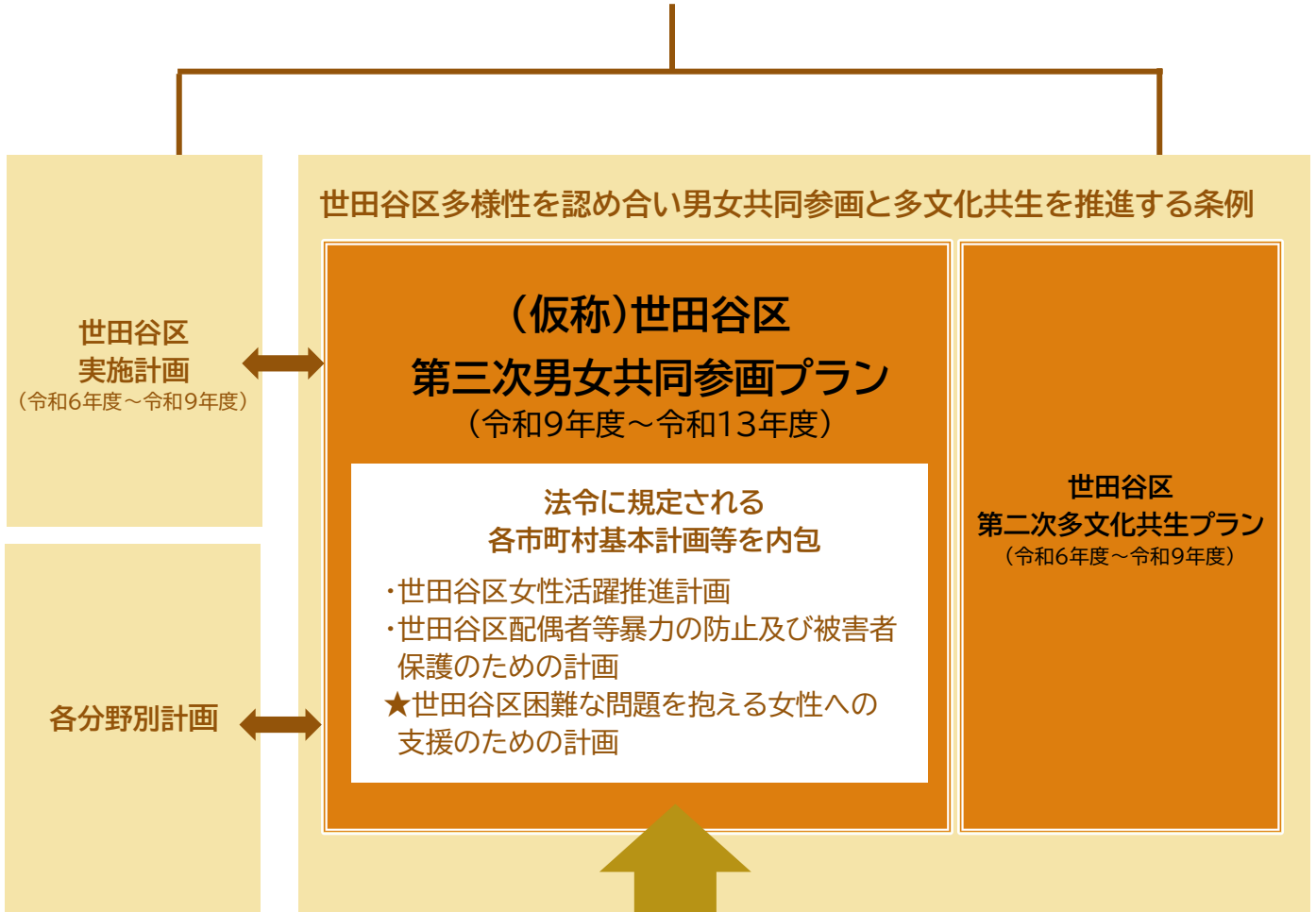
世田谷区基本構想

(20年間の公共的指針)



世田谷区基本計画

(区政運営の基本的指針/区の最上位計画)



国際的な動き

- ・女子差別撤廃条約
- ・SDGsゴール5 等

国の動き

- ・男女共同参画社会基本法
- ・第6次男女共同参画基本計画
- ・女性活躍推進法
- ・DV防止法
- ・女性支援新法 等

東京都の動き

- ・東京都男女平等参画基本条例
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都男女平等参画推進総合計画

3 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」においては、3つの基本理念を定めています。

条例の基本理念を踏まえつつ、本計画における基本理念を以下のとおり定めます。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 基本理念

- 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。



(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン 基本理念

(仮)一人ひとりの多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを
描くことができる ジェンダー平等社会の実現

5 推進の方向性

区では、平成30年4月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、「世田谷区第二次男女共同参画プラン（及び後期計画）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してきました。

この間、国においては「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、持続可能な開発目標（SDGs）の目標5〔性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと（ジェンダー平等）の実現〕の達成に向け、政府が行うあらゆる取組みにおいて常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策へ反映していくこと（ジェンダー主流化）を位置付けました。また、国際社会における普遍的価値である人権の尊重、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化の視点をあらゆる取組みの中に反映するとしています。さらに、令和5（2023）年6月にはLGBT理解増進法が、令和6（2024）年4月には困難女性支援法及び改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動向がうかがえます。

一方で、社会的・文化的に形成された性別像〔性自認や性的指向を含む〕（ジェンダー）に起因する様々な困難さ、性の多様性に関する差別や偏見は、解消に向けて、少しずつ理解が進んできているものの、地域社会や様々な組織において根強く存在し、誰もが多かれ少なかれ影響を受けていると考えられます。

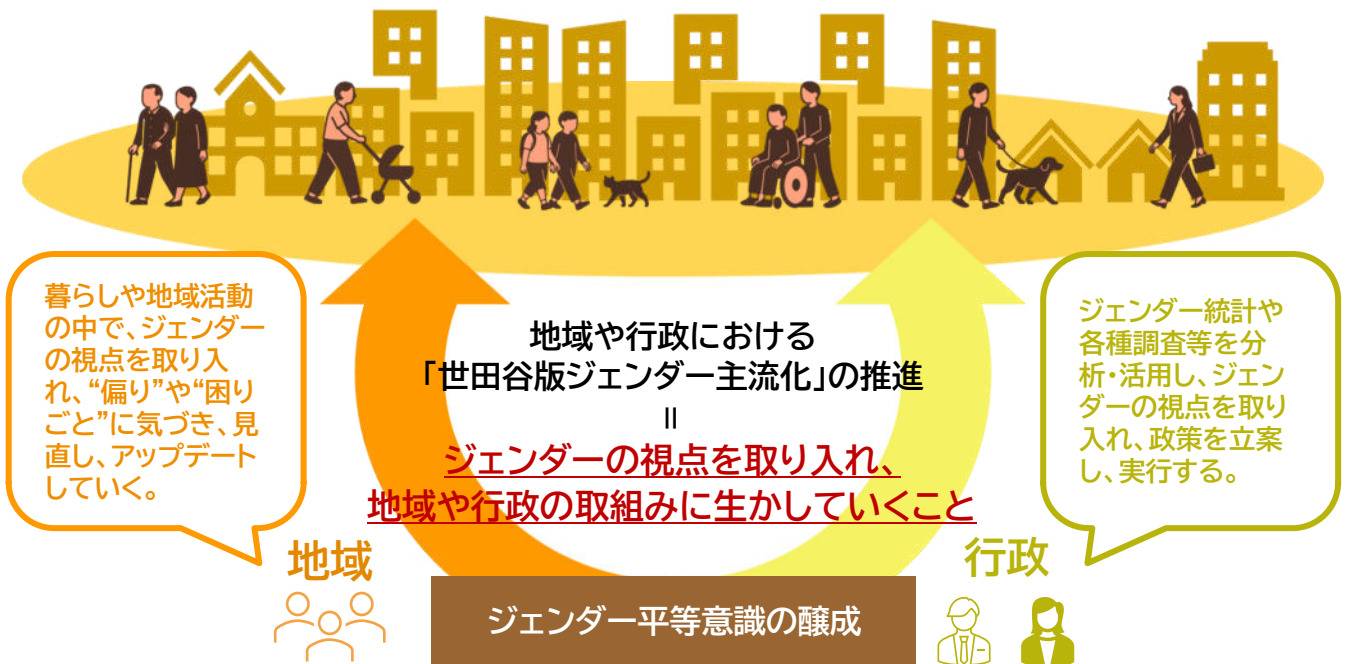
男女に限らず、多様な性を含めた全ての人が、区政や地域の意思決定に参画し、望む仕事を通じて経済的に自立するとともに、福祉等の社会的なサービスを利用し、文化や芸術にふれ学ぶことができるなど、性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会（ジェンダー平等社会）の実現が求められています。

その実現に向けて、まずは区職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持ち、施策を展開していくことが重要です。加えて、地域においても、区民は日常の行動やコミュニケーションの中で、また事業者等は従業員が働きやすい職場環境の整備や事業活動を通じて、ジェンダー平等の視点を取り入れ、継続的に見直しを行っていくことが求められます。

こうした考え方を踏まえ、本計画では、これまでの計画の趣旨を土台としつつ、昨今の社会通念や社会状況の変化、国際的な議論の動向を踏まえ、ジェンダー平等の社会実装に向けて、ジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく「ジェンダー主流化」を推進します。

※下線箇所は、「世田谷版」として用語を整理しています。

性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)の実現



第2章

計画の背景

1 社会状況や国、都等の動向

(1) 社会構造の変化や現在の社会状況

1) 人口と世帯構成の変化

日本の人口は平成20（2008）年をピークに減少に転じており、令和38（2056）年には、1億人を下回り、9,965万人となる見込みである。また、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに減少傾向となり、2030年代にはその減少がさらに加速すると推計されている。こうした背景として、令和6（2024）年の出生数は、約69万人となり、合計特殊出生率は1.15と9年連続で低下していることが挙げられる。

一方、平均寿命をみると、女性87.14歳、男性81.09歳、死亡最頻値は女性92歳、男性88歳となっており、いわゆる人生100年時代を迎えている。

さらに、単独世帯割合では、昭和45（1970）から昭和60（1985）年までは2割前後で推移していたが、令和2（2020）年には37.9%まで上昇している。世帯の単独化が進行する中で、とりわけ高齢者の単身世帯の増加が見込まれている。

また、令和6（2024）年時点では、共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムで働く共働き世帯も増加傾向にあるなど、家族形態の変化とともに、働き方の構造にも変化が生じている。

2) 意識・価値観や生活の変化と多様化

未婚の女性において仕事と家庭の両立を望む割合や、未婚の男性において将来のパートナーに対し、仕事と家庭の両立を望む割合が増加しており、若い世代を中心に意識の変化が進んでいる。

就業率については、近年、男女ともに上昇傾向にある。結婚や出産、育児等を機に、30代前後の女性の就業率が低下する、いわゆる「M字カーブ」は改善傾向がみられる。

また、女性はライフステージに応じて働き方が変化する傾向にあり、男性においても残業のない働き方や柔軟な働き方を望む意識が高まるなど、働き方に対する価値観も変化している。さらに、女性起業家は増加傾向にあり、起業家全体に占める割合も上昇している。有業者のうち、本業がフリーランスである者は209万人となり、有業者全体の3.1%を占めるなど、多様な就業形態が広がっている。

一方で、働きながら介護を担うワーキングケアラーは増加しており、今後の高齢化の進展に伴い、その増加が見込まれる。未就学児の育児と家族の介護を同時に担うダブルケアの課題も顕在化している中、依然として家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向が見られる。

健康の観点では、女性の就業の増加、生涯出産数の減少に伴う月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などにより、女性の疾病構造が変化している。また、男性においても更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も指摘されており、それぞれの健康課題に関する理解の促進と支援の充実が求められている。

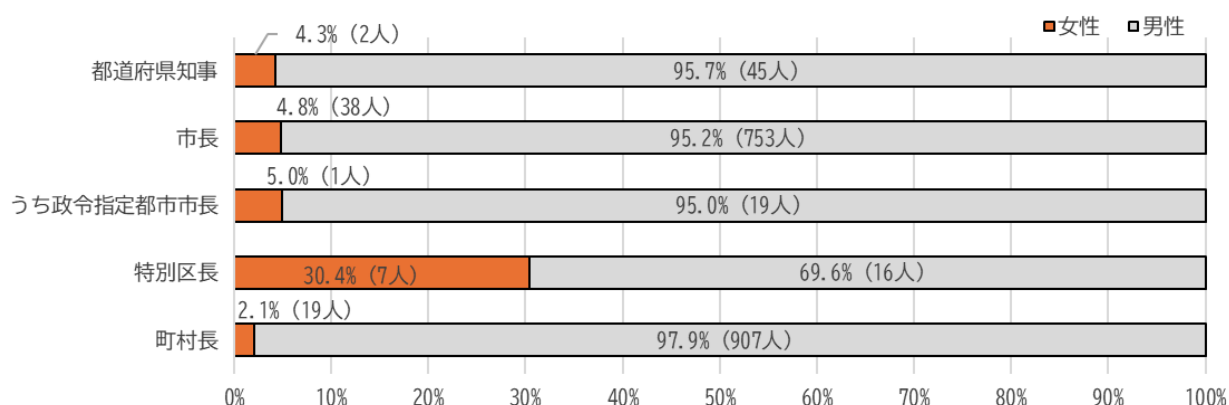
さらに、不妊治療を希望する人は増加しており、経済的負担の軽減や、治療と仕事の両立に向けた支援の必要性が高まっている。

(2) ジェンダーに関する現状

1) 意思決定への参画

地方公共団体の首長の女性割合は、特別区では約30%を示していますが、特別区以外では、5%以下となっています。

① 地方公共団体の首長の男女比



資料：総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」（2024年）

また、地方議会議員の女性割合は、市区議会では20.3%となっていますが、都道府県議会では14.6%に留まっています。212市区町村では、女性議員ゼロとなっています。

② 地方議会議員の女性割合

順位	都道府県議会		順位	市区議会		順位	町村議会	
	都道府県	女性割合		都道府県	女性割合		都道府県	女性割合
1	東京都*	33.1%	1	東京都*	35.0%	1	大阪府	31.8%
2	香川県	22.5%	2	埼玉県*	27.9%	2	神奈川県	24.9%
3	京都府*	22.4%	3	神奈川県	26.0%	3	新潟県*	22.3%
4	岡山県*	21.8%	4	京都府*	25.2%	4	埼玉県*	21.1%
5	鹿児島県*	19.6%	5	大阪府	25.1%	5	山口県*	19.7%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	42	島根県*	11.8%	⋮	⋮	⋮
43	愛知県*	7.1%		大分県*		43	富山県*	9.3%
44	愛媛県*	6.7%	44	熊本県*	11.4%	44	鹿児島県*	9.3%
45	福井県*	5.9%	45	秋田県*	11.3%	45	福井県*	8.9%
46	山梨県*	5.6%	46	石川県*	11.1%	46	山梨県*	7.8%
47	大分県*	4.7%	47	長崎県*	9.4%	47	青森県*	5.8%
全国	14.6%		全国	20.3%		全国	14.1%	

注：*は女性議員がゼロの市区町村議会がある都道府県

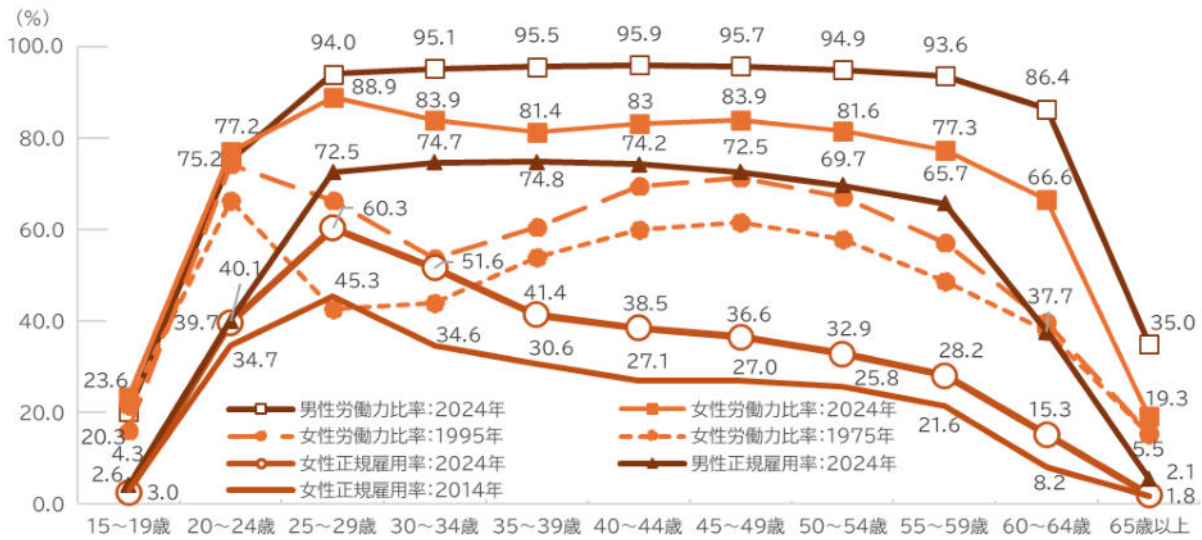
資料：総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」（2024年）

2) 労働と所得

就業する女性が結婚、出産、育児により30代前後で減少する年齢階層別労働力比率のM字カーブは徐々に解消されています。

しかし、年齢階級別正規雇用率は、25～29歳の59.7%をピークに低下し、30代、40代などは非正規雇用が中心となる、いわゆる「L字カーブ」の状況がみられます。

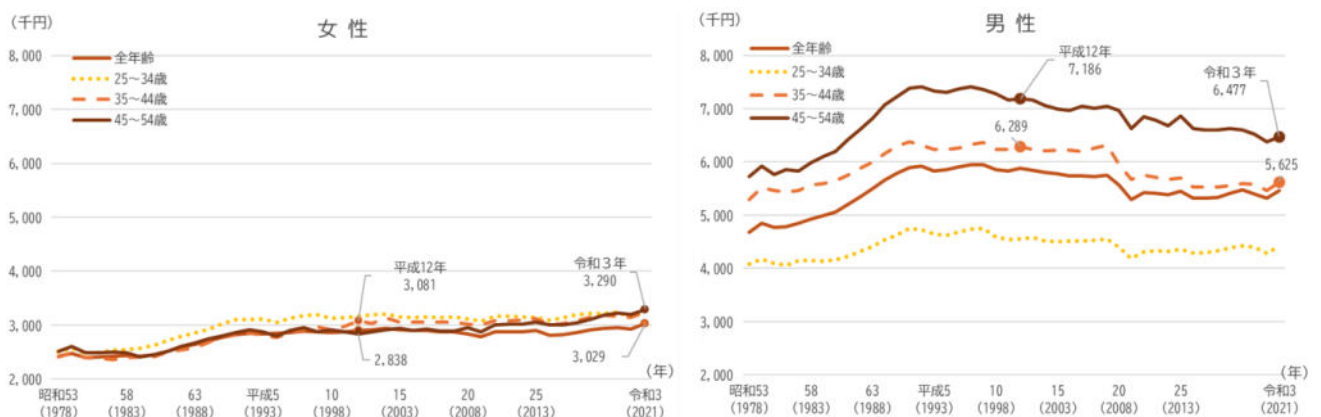
① 年齢階級別労働力人口比率・正規雇用比率



資料：総務省「労働力調査」

男性が年齢の高まりとともに、平均給与額が上昇していくのに対し、女性ではその傾向が見られません。また、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査（2024年）」によると、男女間の賃金格差は縮小傾向にありますが、女性は男性の75.8%に留まっています。

② 平均給与（実質）の推移（男女別、年齢階級別）



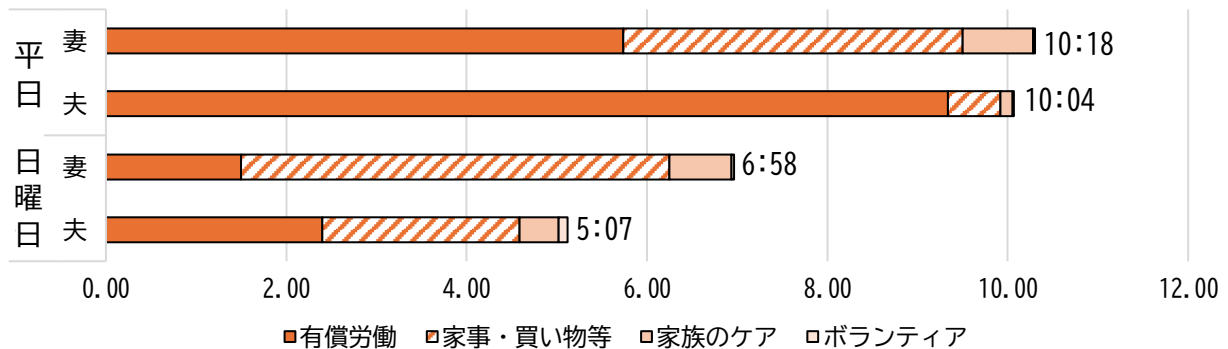
資料：内閣府「令和5年度男女共同参画白書」※

- ※（備考）：1. 国税庁「民間給与実態調査」より作成。
 2. 1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与を令和2（2020）年基準の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で補正して作成。
 3. 平均給与は、給与支給総額を給与所得者数で除したものの。
 4. 給与支給総額は、各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。

「有償労働」を見ると夫が妻を上回っていますが、一方で「家事・買い物等」や「家族のケア」を見ると妻が夫を大きく上回る状況となっています。

総じて、共働き世帯の有償労働と無償労働の時間の合計は妻の方が長い状況となっています。

③ 共働き夫婦の有償労働と無償労働の時間の差（平日・日曜日）



資料：総務省「社会生活基本調査」(2021年)

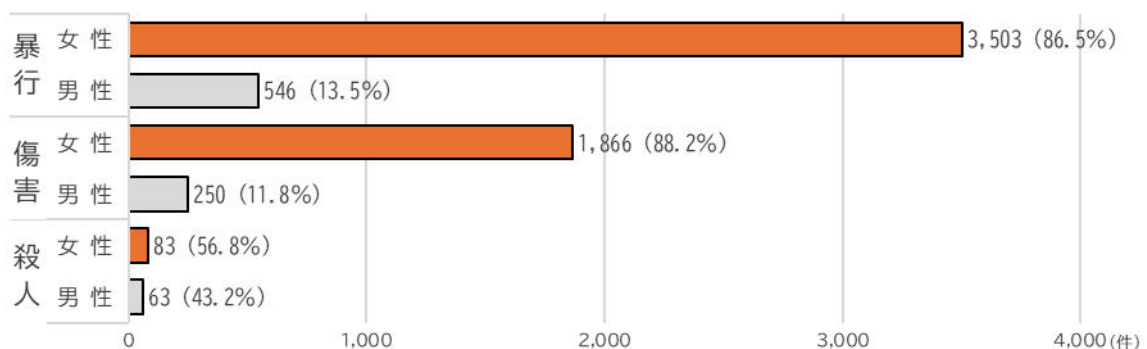
3) ジェンダーに基づく暴力

暴力は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、暴力の根絶は男女共同参画社会の実現に向けた喫緊の課題です。

とりわけ、女性に対する暴力は、その背景に社会におけるこれまでの固定観念や偏見等が存在しており、それらを取り除いていくためには、男女間の格差を是正し、ジェンダー平等の意識を根付かせていくことが重要です。

配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別検挙件数を見ると、暴行・傷害による被害者は、女性が9割となっています。

① 配偶者間における犯罪の被害者の男女比・検挙件数

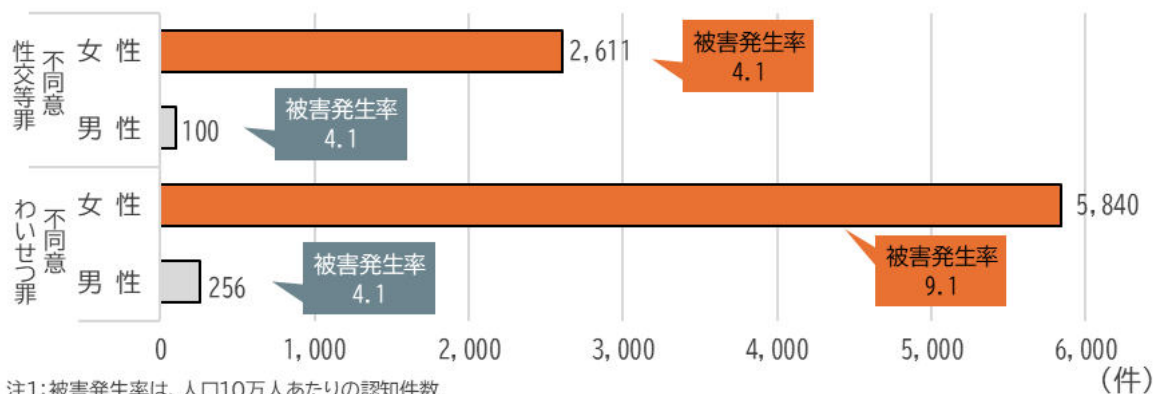


注：「配偶者」には、元配偶者、事実婚の関係にある交際相手を含む。

資料：警察庁「配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別 検挙件数」(2024年)

また、女性を被害者とする不同意性交等罪の認知件数は年間2,611件であり、不同意わいせつ罪は年間5,840件と、男性と比較すると圧倒的に件数が多い状況です。

② 不同意性交等・不同意わいせつ認知件数・被害発生率



注1:被害発生率は、人口10万人あたりの認知件数

注2:2023年7月施行の刑法改正により「強制性交等罪」は「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪」は「不同意わいせつ罪」に罪名が変わった

資料：法務省「令和6年版犯罪白書」（2023年）

(3) 国際的な潮流

1) 国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」

平成27年(2015年)9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)では、ゴール5として「ジェンダー平等の実現とすべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を掲げるとともに、これらはすべての目標達成に必要な不可欠な要素であることが明示されました。性別にかかわらず個人が能力を発揮し、活躍できる社会の実現が国際社会における重要な共通課題となっています。

2) 女子差別撤廃条約に基づく国際社会の動き

昭和54(1979)年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」に基づき、女子差別撤廃委員会(CEDAW)は各国の取組状況を定期的に審査し、勧告を行っています。日本に対する第9回政府報告の最終見解では、ジェンダー平等の実現に向けた課題が指摘されており、今後の第10回政府報告の審査動向も含め、国際的な視点を踏まえた取組みの推進が求められています。

3) 北京+30に向けた国際社会の動き

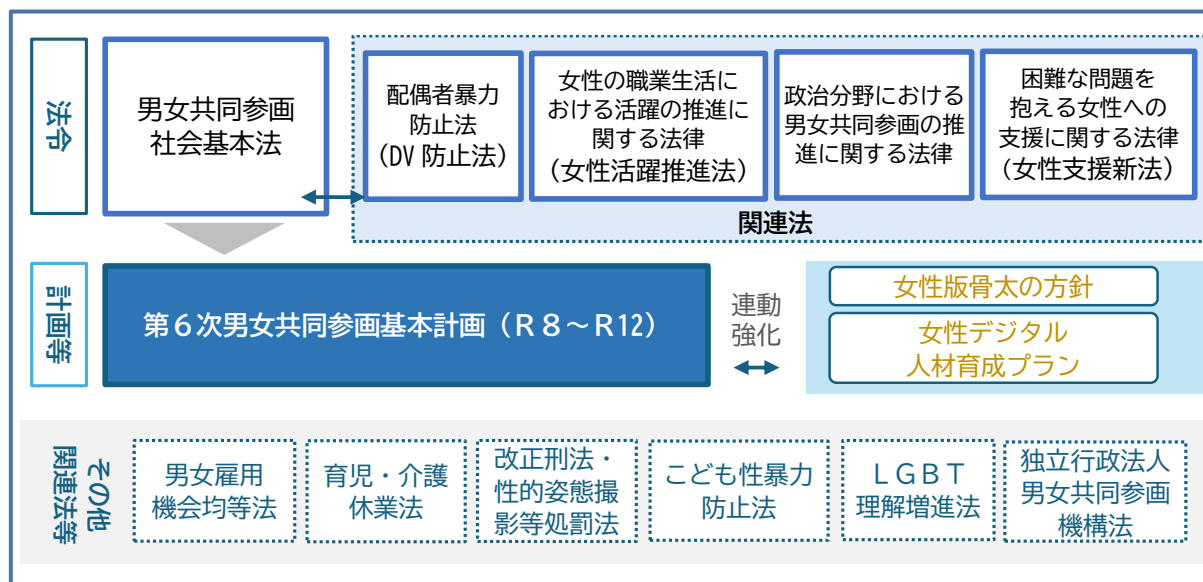
第4回世界女性会議において宣言・採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となっている「北京宣言・行動綱領」が、2025年に採択から30年を迎えたことを受け、令和6(2024)年11月に国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が開催され、アジア太平洋地域の取組のレビューが行われるとともに、令和7(2025)年3月の第69回国連女性の地位委員会(CSW)において、世界的なレビューが行われました。北京+30を契機に、ジェンダー平等の推進に向けた国際的な議論が改めて進められています。

4) デジタル社会の進展に伴う国際社会の動き

近年の国連女性の地位委員会(CSW)では、デジタル社会におけるジェンダー平等の推進が重要な議題として取り上げられています。令和5(2023)年の第67回会合においては主要テーマとされ、デジタル社会の構築にジェンダーの視点を反映する必要性が示されるとともに、オンライン上の暴力やデジタル分野におけるジェンダーギャップなどへの対応の重要性が確認されました。また、G7やG20の首脳宣言においても、デジタル分野の男女格差の是正や女性の経済参画の推進が課題として確認されており、デジタル社会の進展に対応したジェンダー平等の推進が国際的に求められています。

(4) 国の動き

1) 国の法令・計画等の状況



2) 国の法令

●男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会基本法」は男女が社会の対等な構成員として、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すために平成11（1999）年6月に公布・施行されました。基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つが掲げられています。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、独立行政法人男女共同参画機構の役割や連携及協働の促進、人材の確保等について一部改正がありました。また、合わせて、「男女共同参画センター」の運用等について新たに附帯決議が付されています。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は平成27（2015）年に制定され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことが事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が令和7（2025）年6月11日公布、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました。（令和7（2025）年12月23日公布・告示）これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けることとしました。

●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するための法律として、平成30（2018）年5月に公布・施行されました。

その後、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れており、男女問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境を整備するため、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）の明記やセクハラ・マタハラ等への対応を新設するなど、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3（2021）年6月16日公布・施行されました。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行されました。改正の主な内容は、被害者へのつきまといを禁止する命令を発令する制度である保護命令制度の拡充として、精神的な暴力への対象拡大や、子どもへの接近禁止期間の伸長などが定められたほか、違反への刑罰化が加わりました。また、国の基本方針や都道府県の計画に「関係機関の連携協力」「被害者の自立支援のための施策」について明記することや協議会の法定化も規定されました。

さらに、令和7（2025）年12月30日から施行された接近禁止命令等の禁止行為の追加では、GPS機器等（位置情報記録・送信装置）及び紛失防止タグによる位置情報無承諾取得が禁止行為の対象となりました。

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行されました。性的な被害や家庭・地域社会との関係性や状況、その他の事情により困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための法律で、従来の売春防止法から婦人保護事業を抜き出し刷新したものです。また、国の基本方針を踏まえ、都道府県には施策計画の作成が義務づけられ、市町村には努力義務が定められています。

3) 国の計画等

●第6次男女共同参画基本計画の策定（計画期間 令和8年～12年）

国では「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和8（2026）年3月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第6次計画では、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）」の実現のため、令和7（2025）年に改正された「女性活躍推進法」に基づく情報公表の取組みの充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、令和6年能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組みなどを強化しながら取組むとしています。また、EBPMの観点を踏まえた、成果目標の達成状況や取組みの進捗状況の点検を引き続き行って行くことを重要としています。

●女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

本方針は、女性活躍・男女共同参画の取組みを加速するために、毎年6月をめぐりに政府決定し、各府省の概算要求に反映されます。

「女性版骨太の方針2025」は、「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。」として次の5つの方針が掲げられています（Ⅰ 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり、Ⅱ 全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり、Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大、Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現、Ⅴ 女性活躍・男女共同参画の取組みの一層の加速化）。

4) その他男女共同参画に関する各種法制度の整備

●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（雇用機会均等法）

働く人が性別に関係なく、平等に機会を得て待遇を受けられるようにするための法律で昭和60（1985）年に制定、その後も時代に合わせて改正されてきました。

令和7（2025）年6月11日公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」では、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講じています。

●育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

育児・介護休業法は、仕事と育児・介護の両立を支援し、労働者が家庭生活と仕事を両立しながら働き続けられる環境を整えるための法律で、令和6（2024）年5月に改正され、令和7（2025）年4月1日から段階的に施行されています。改正では、子の看護休暇の見直し、介護離職防止の強化、養育両立支援休暇の新設など、子育て世代への支援がさらに強化され、柔軟な働き方が義務付けられています。

●刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的姿態撮影等処罰法

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的姿態撮影等処罰法」が令和5（2023）年6月に成立、同年7月13日から段階的に施行されました。

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」は、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪、公訴時効期間の延長の改正、16歳未満の者に対する面会要求等の罪、聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則が新設されました。

「性的姿態撮影等処罰法」は、性的姿態等撮影罪など、性的姿態等の画像などの複写物の没収、押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄など、これまで「迷惑行為防止条例」で各自治体が対応していたことが全国一律で厳罰化されました。

● ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー事案の実情を踏まえ、令和7（2024）年12月10日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布、同年12月30日から段階的に施行されました。紛失防止タグの悪用、職権警告の創設、被害者への援助、情報提供の禁止などが追加され、迷惑行為を規制し、違反者には警察による警告や公安委員会の禁止命令が出され従わない場合は拘禁刑や罰金など罰則が強化されました。

● 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）

令和7（2024）年6月に成立した「こども性暴力防止法（日本版DBS法）」は、学校・保育所・学習塾などで子どもと接する業務に従事する人の性犯罪歴を確認する制度を設け、公立・私立を問わず全ての学校、認可保育園、及び認定を受けた民間事業者に対し、児童への性暴力を防ぐための安全管理措置が義務付けられました。施行は令和8（2026）年12月25日に予定されています。

● 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5（2023）年6月23日に公布・施行されました。誰もが性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現を目的としています。また、国、地方公共団体及び事業主等は知識の普及や相談体制の整備について努めることが定められています。

● 独立行政法人男女共同参画機構法

令和7（2025）年6月に公布、令和8（2026）年4月1日に施行された法律で、国立女性教育会館（NWE C）を改組し、「独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA（ジーパ）」を新設、女性の経済的自立や地方での参画を支援する「ナショナルセンター」として、地域センターの連携強化や研修提供を行います。男女共同参画促進施策の推進を図り、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的としており、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と位置づけられ、地方公共団体には、そのための機能を担う体制を確保する努力義務が課されました。

(5) 都の動き

1) 東京都の条例・計画等の状況



2) 東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方について (答申)

次期計画に向けては令和8(2026)年4月に答申がとりまとめられ、引き続き自らが希望する生き方を選択できるという視点を軸に「自分らしく生きていく」「女性がいきいき働ける」「ささえる、ひろめる」「配偶者暴力対策」を方向性として位置付けています。

3) 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

多様な性への理解を深め、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として、令和4(2022)年11月1日より東京都パートナーシップ宣誓制度の運用が始まりました。

4) 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

(計画期間 令和5年度~令和9年度)

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を踏まえ、「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が令和5(2023)年3月に策定されました。「東京都パートナーシップ宣誓制度」が正式に位置づけられたほか、相談体制や連携などの面で強化された計画となっています。

5) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

(計画期間 令和6年度~令和10年度)

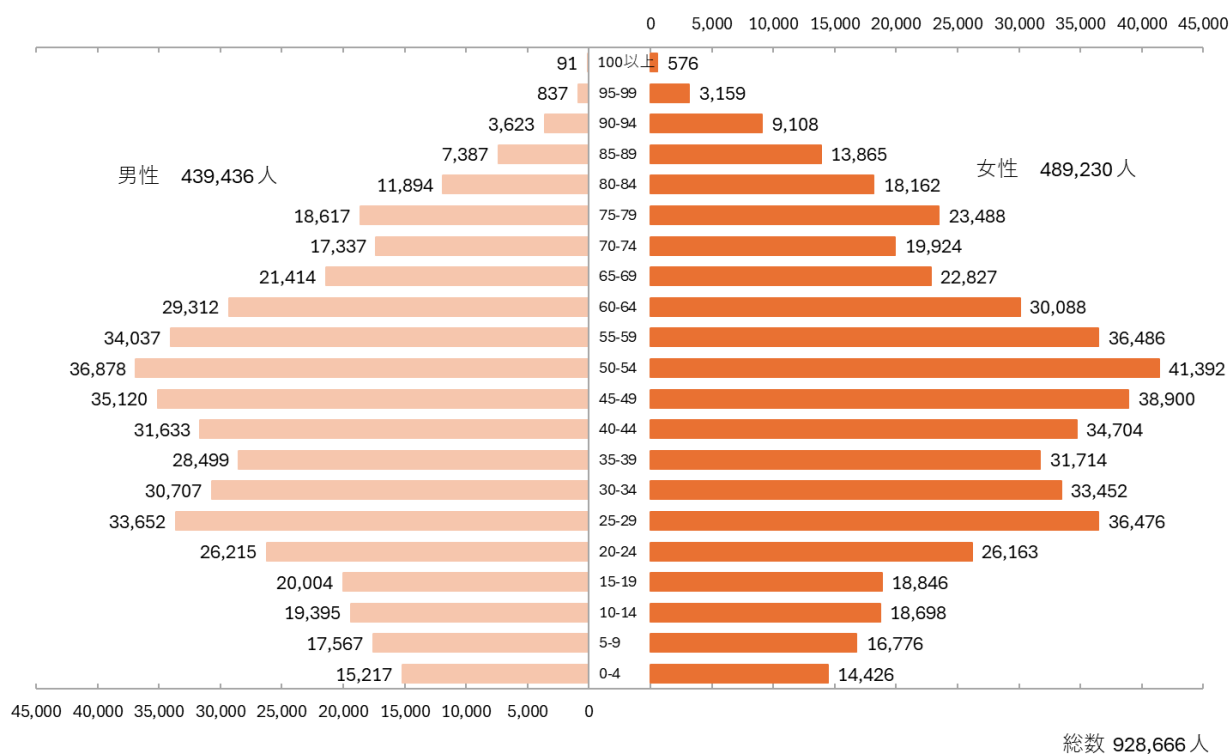
東京都では、国の「困難女性支援法」及び「基本的な方針」の内容を踏まえ、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画」を令和6(2024)年3月に策定しました。本計画では、対象者の把握から地域での自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供するとともに、本人の意思や意向を最大限尊重した支援の実施、同伴児童へのサポートの強化、困難な課題を抱える若年女性への支援、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進に取り組むことが明記されています。

2 世田谷区を取り巻く状況

(1) 区の現状

1) 年齢別人口構成図（世田谷区）

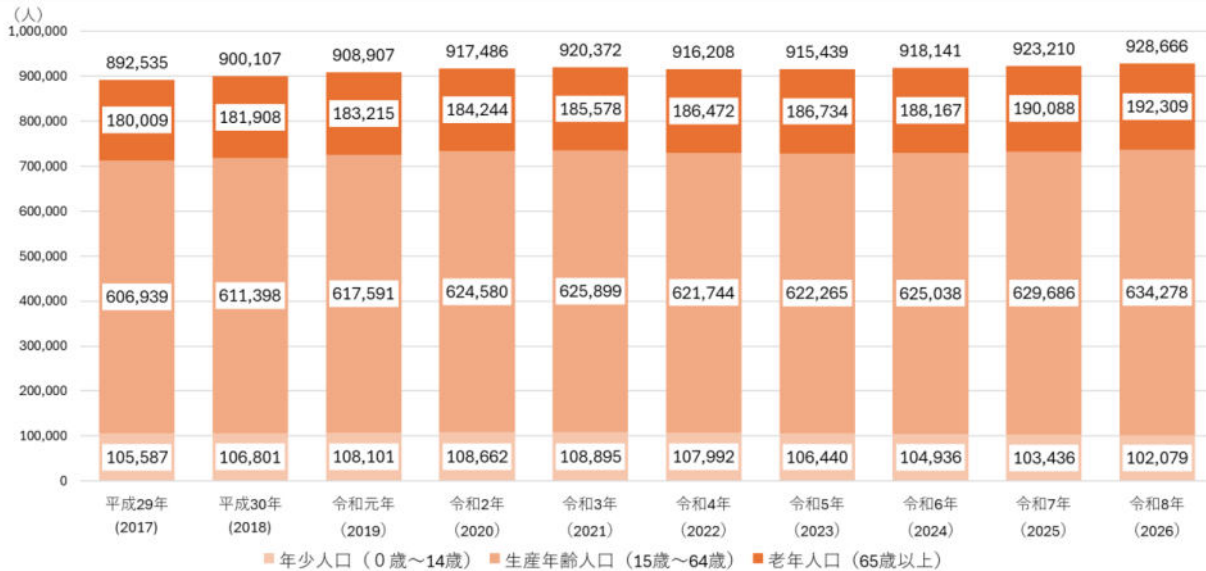
令和8年1月1日現在、総人口は928,666人、男性は439,436人、女性は489,230人となっています。年齢別の人口構成を見ると、男女ともに50-54歳が最も多く、次いで45-49歳となっています。



資料：住民基本台帳 令和8年1月1日現在

2) 年齢3区分別人口の推移（世田谷区）

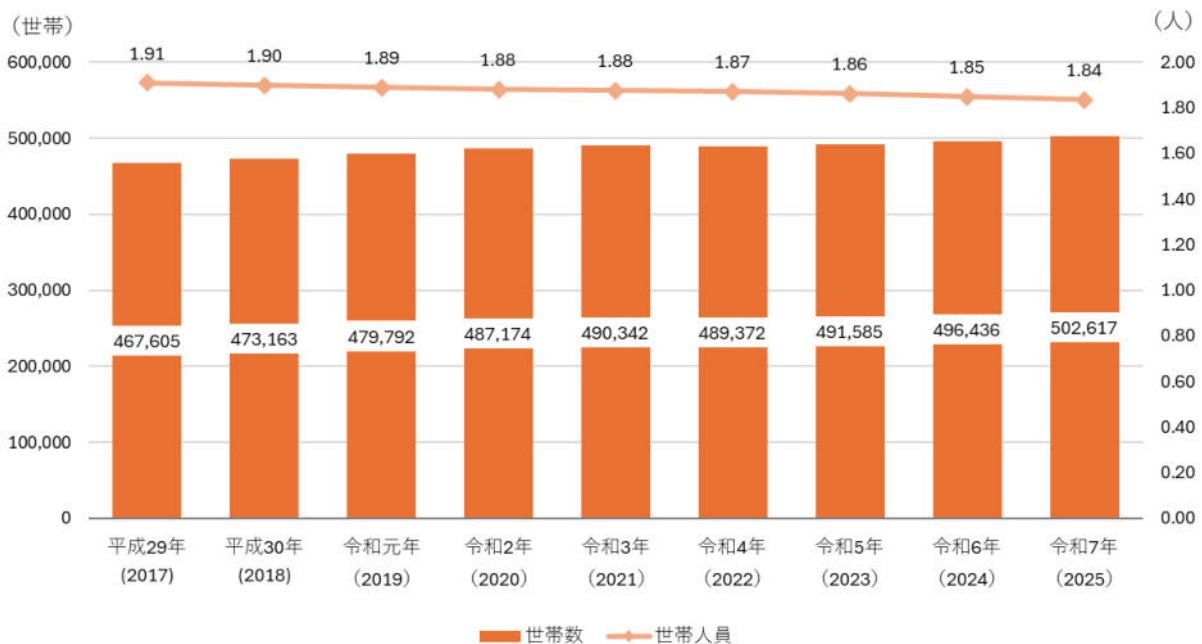
年齢3区分別人口の推移を見ると、老年人口は毎年微増、生産年齢人口も増加傾向で推移しています。一方、年少人口は令和3年をピークに減少しています。



資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

3) 世帯数および世帯人員の推移（世田谷区）

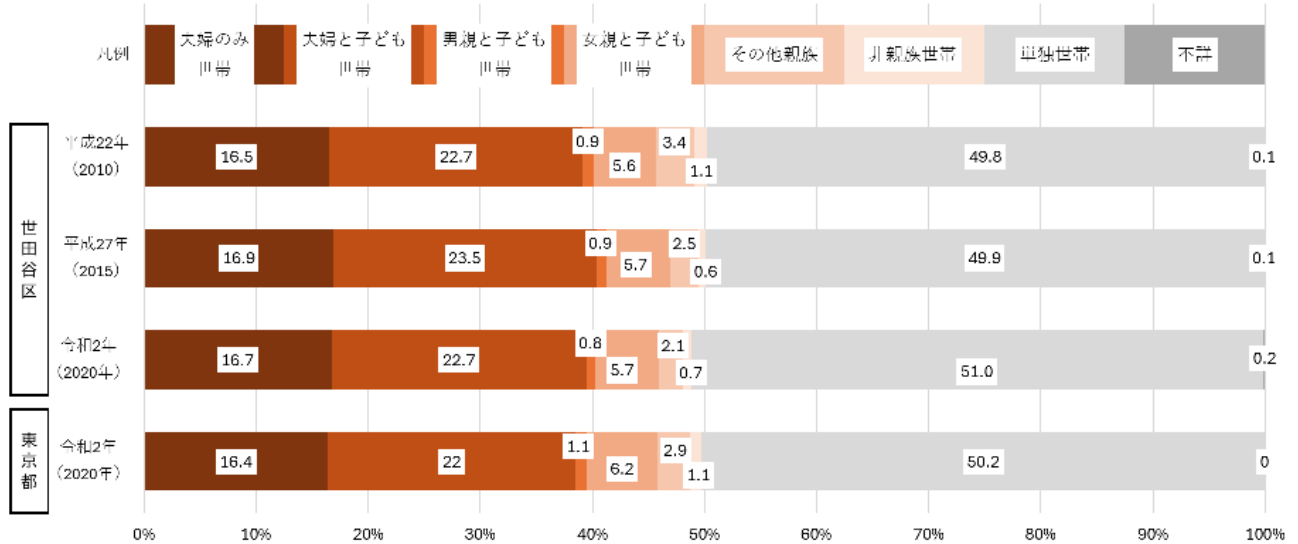
世帯数は増加傾向で推移しています。一方、世帯人員は毎年微減で推移しています。



資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

4) 世帯構成の推移（世田谷区・東京都）

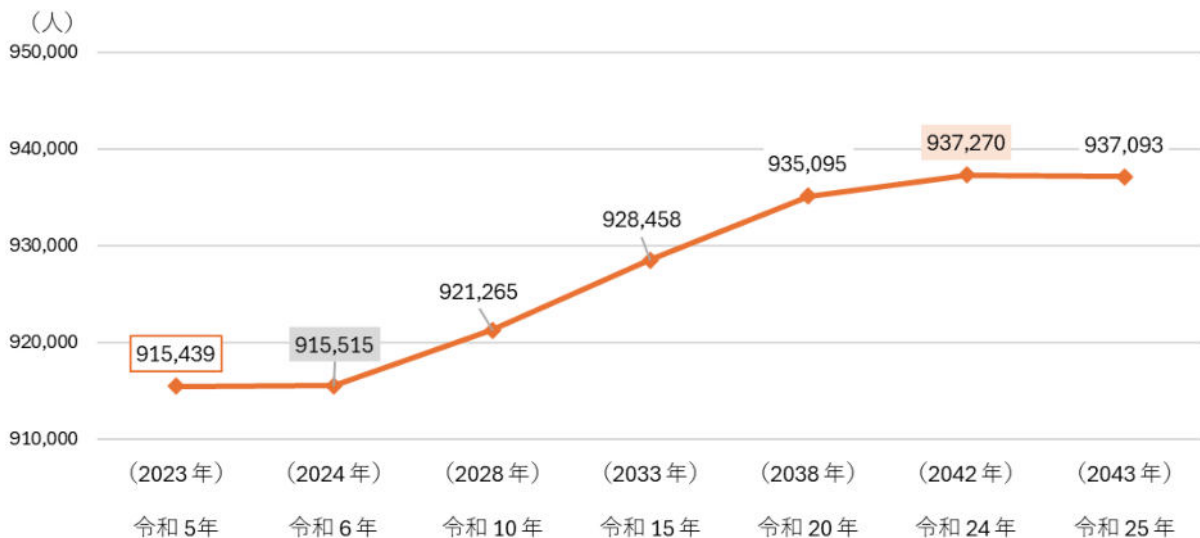
世帯構成を見ると令和2年に単独世帯が5割を超えており、東京都より0.8ポイント高くなっています。



資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

5) 将来推計人口（世田谷区）

将来人口推計（中位推計）を見ると、長期的な推計人口の最大値は令和24年（2042年）の937,270人で、その後はゆるやかに減少に転じる予測となっています。



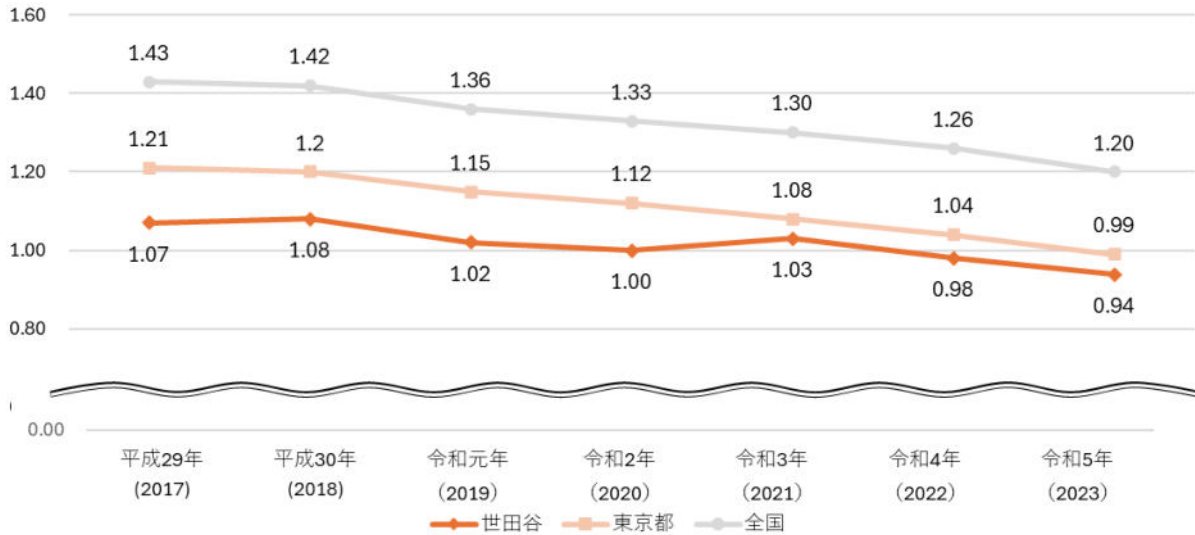
資料：世田谷区将来人口推計（令和5年7月）※

※参考：世田谷区将来人口推計より課題・傾向の抜粋

- ・コロナ禍を経て人口は回復し、令和7年7月現在ですでに令和10年の推計人口を上回る。
- ・人口規模は23区で最大で、今後もこの傾向は続くと考えられる。
- ・転入、転出の状況から、30歳以降の人口の転出超過が課題。15～29歳で転入（進学・就職など）してくる人口が、結婚・出産や住み替えのタイミングで転出していると考えられる。

6) 合計特殊出生率の推移（世田谷区・東京都・全国）

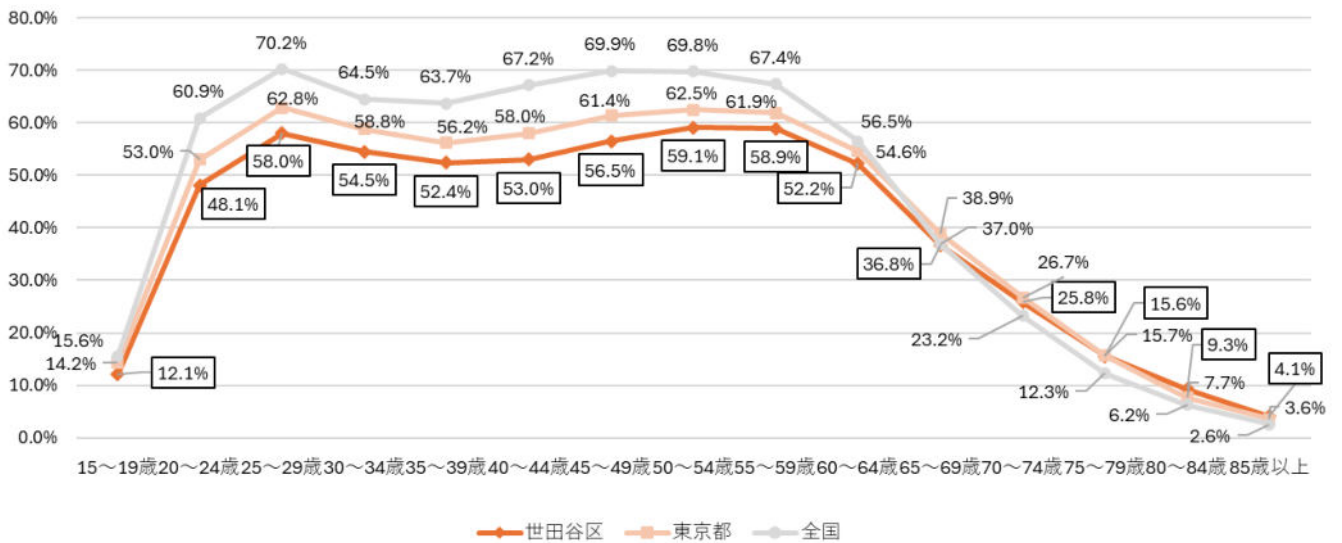
世田谷区の合計特殊出生率は全国、東京都より低い数値で推移しています。令和3年にやや増加したものの、令和4年には1を切り0.98、令和5年はさらに0.94に下がっています。



資料：世田谷区/世田谷区オープンデータカタログ、東京都/人口動態統計、国/人口動態統計 各年1月1日現在

7) 女性の労働力率（世田谷区・東京都・全国）

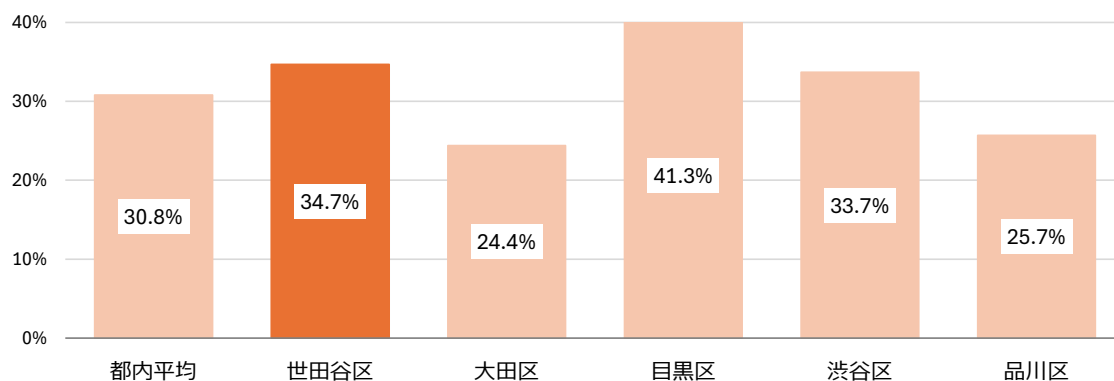
世田谷区の女性の労働力率を見ると全国、東京都と比較して低くなっており、緩やかなM字カーブを描いていますが、70歳を超えた辺りからは全国の労働力率をやや上回っています。



資料：国勢調査（令和2年）

8) 審議会・委員会等の女性の参画状況（世田谷区・近隣4区・東京都）

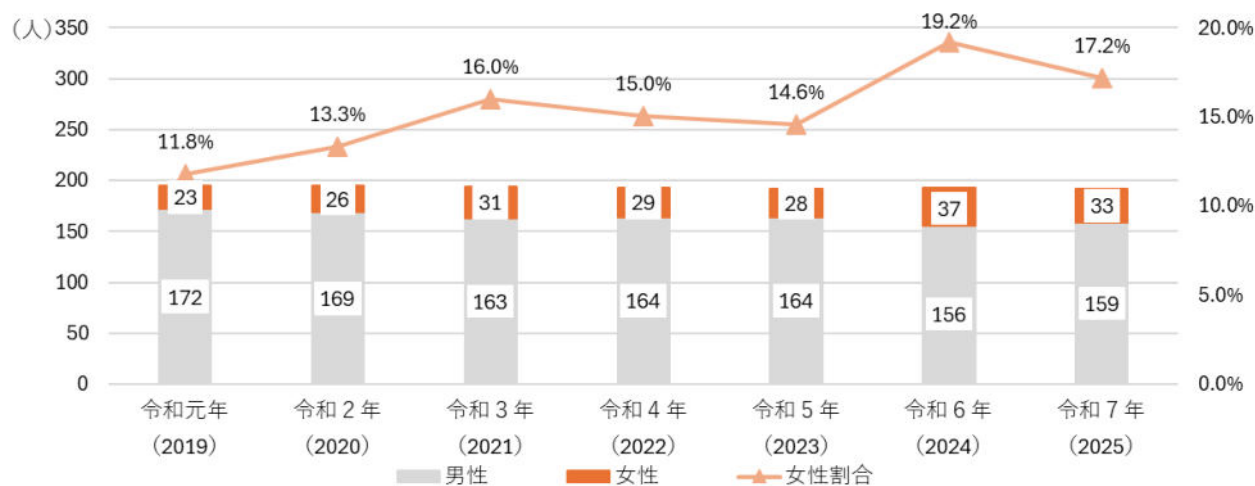
令和7年度の世田谷区の審議会・委員会等の女性の参画状況を見ると、都の平均よりは高く、近隣の4区と比較すると目黒区に次いで2番目の参画割合となっています。



出典：東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況（令和7年度）

9) 自治会・町会における女性の参画（世田谷区）

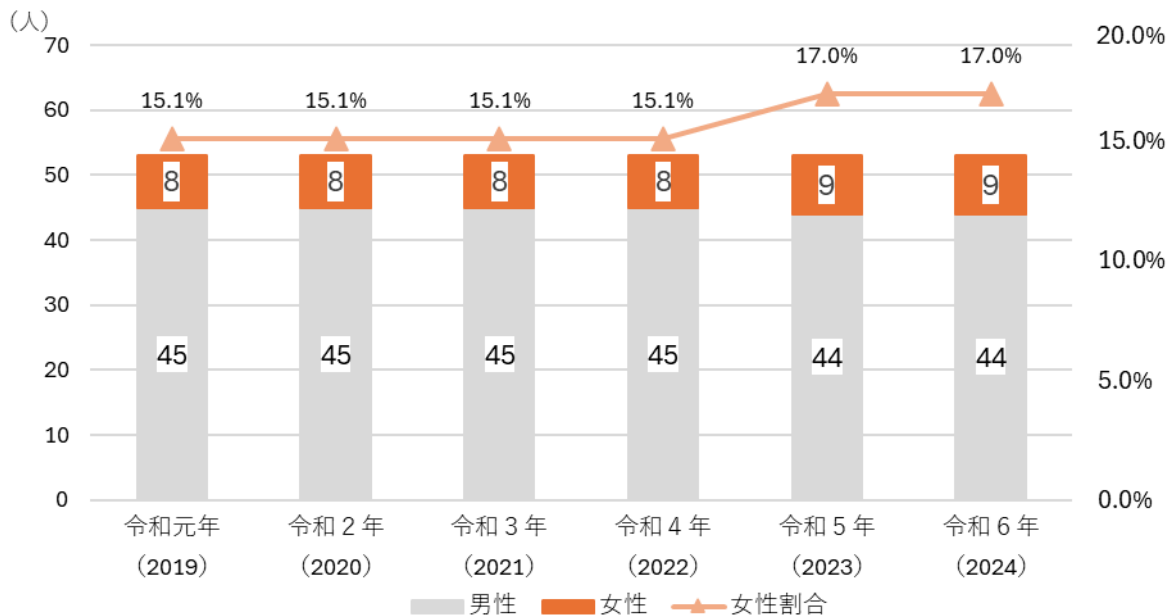
令和元年からの自治会・町会における女性の参画を見ると、令和4年～令和5年にやや落ち込みますが、その後は増加傾向で推移しています。



資料：世田谷区

10) 地域防災会議における女性の参画（世田谷区）

令和元年からの地域防災会議への女性の参画状況を見ると、令和4年までは15.1%で変わりませんが令和5年からは女性が1名増えて17.0%となっています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況(各年度)

(2) 区の動き

1) 世田谷区ファミリーシップ宣誓の運用開始

多様な家族のあり方を尊重するため、性的マイノリティカップルの子どもや親を含め宣誓することができる「世田谷区ファミリーシップ宣誓」を令和4（2022）年11月1日から開始しました。「世田谷区パートナーシップ宣誓」の取組みと併せ、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として実施しています。

2) 世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の策定 (方針の期間 令和7年度～令和8年度)

国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定しました（令和6（2024）年4月施行）。これを受け区では、国から求められる支援の内容等に基づき、区の女性相談支援の窓口はもとより、各部署で行っている事業について、女性への支援の視点から初めて現状や課題をまとめるとともに、今後の女性支援の方向性を示すため、令和7（2025）年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本的方針」という。）」を策定し、取組みを推進しています。

3) 世田谷区犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害に遭った方とその家族等の早期回復や生活再建に向けた支援を実施するため、令和7（2025）年4月に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」を制定し、運用方針を策定しました。

条例及び運用方針に基づき、庁内の関係所管課や関係機関と連携しながら、相談支援、経済支援、居住支援、日常生活支援などを行っています。

3 策定に向けた検討

(1) 後期計画の評価と今後の方向性

第三次プランの策定あたり、第二次プラン後期計画の指標及び施策の推進状況を確認し、各課題の今後の方向性を整理しました。

※【指標の評価】のアンダーライン _____ は良好な評価 は要改善の評価

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

【指標の評価】

- 「区の審議会等の女性の占める割合」「庁内の管理監督的立場の女性の占める割合」は、第二次プラン策定時より増加しているものの目標値には達していません。
- 「固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合」は、第二次プラン策定時より増加傾向にあり、目標値を上回ります。
- 「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数は、後期計画策定時より大きく増加し、目標値を上回ります。

【今後の方向性】

課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

- ▶ 区民の「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発を実施することが必要です。
- ▶ 広く情報発信するだけでなく、若者や企業など特定の対象に応じた取組みを推進することが重要です。
- ▶ 幼少期からジェンダーバイアスにとらわれない視点を育むことが重要であり、教育分野と連携しながら、「らぷらす」の学校出前講座等を活用し、効果的な働きかけを進めます。
- ▶ 教職員においても正しい知識と理解促進のため継続的に研修等を通じて周知・啓発を図ることが重要です。

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ▶ 事業者に対する女性活躍推進の意識啓発を継続するとともに、引き続き表彰制度や好事例の発信を通じて、具体的な取組みを普及することが必要です。
- ▶ 審議会等における女性登用については、ジェンダー平等の意識啓発とともに庁内への働きかけを行いながら、取組みを進めることが重要です。

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

- ▶ 就職やキャリアチェンジ等の支援に向けて、引き続き相談や講座等の取組みを継続するとともに、利用者のニーズに応じた内容の充実や支援の質の向上を図ることが必要です。また、女性の就労支援に関して適切な情報提供を図ることが求められます。

- ▶ キャリア形成支援については、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう、関係機関との連携を強化しながら取組みを推進することが重要です。特に若年期からのキャリア意識の醸成に向け、学校教育等と連携した取組みを引き続き推進することが必要です。
- ▶ 非正規雇用の女性や就労に困難を抱える人など、多様な状況にある方への支援について、対象に応じたきめ細かな支援の充実を図ることが必要です。さらに、女性が少ない分野への就労促進については、ロールモデルの発信や分野別の課題を踏まえた取組みなど、具体的なアプローチを検討していくことが必要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

【指標の評価】

- 「区内事務所におけるポジティブ・アクションの認知度」に変化はなく、40%台で留まっており、目標の80%の半分の認知度となっています。
- 「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」は20%で推移しており、目標の35%は達成できていません。
- 「町会・自治会長における女性の割合」は増加していますが、目標の20%は達成できていません。
- 「両親学級・ふれパパママ講座における男性の参加人数・参加率」は、参加人数は減少していますが参加率で見ると、平日は目標値を上回っています。一方で休日の参加率は減少傾向にあります。
- 『ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合』は第二次プラン策定時以降、順調に実績値を上げていき目標値に到達しています。

【今後の方向性】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- ▶ ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業者は増えていますが、区民のワーク・ライフ・バランスの実現は進んでおらず、事業者・区民に向けて考え方の普及を継続していくことが必要です。
- ▶ 事業所向けのセミナーなどは、オンラインでの開催など参加しやすい工夫をしているものの、集客に結びついていないため、事業所への情報発信に工夫が必要です。
- ▶ セミナーや講座の内容や開催方法について事業所のニーズの把握が求められています。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

- ▶ 「こども誰でも通園制度」への対応や待機児童解消のために、適切な保育の確保を図ることが必要です。
- ▶ 多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するために、柔軟な保育サービスの提供が求められています。

- ▶ 介護者への支援は、既存の介護福祉サービスの中で実施されていますが、ダブルケアやワーキングケラーの負担及び不安を軽減するための取組みが求められています。

課題6 防災・地域活動等への参画促進

- ▶ 「地域防災計画」の修正の検討に女性の参画が求められます。
- ▶ 様々な年代や立場の人がが講座等に参加できるようニーズを踏まえた講座の企画が求められています。

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

【指標の評価】

- 「DV防止法の認知度」は増加傾向ではありますが、目標の60%には達していません。
- 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」との考え方は浸透してきていますが、目標の80%には達していません。
- 「デートDVの出前講座実施校数」については、令和6年度は中学校・高等学校ともに0校で出前講座は実施されていません。
- 「区職員へのDV防止研修の実施回数・参加人数」で、実施回数は1回で2回実施には至っていません。また、参加人数も減少しています。
- 区内事業所の「パワーハラスメント防止対策義務化の認知度」は増加していますが、目標値は達成していません。

【今後の方向性】

課題7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実

- ▶ 児童虐待を含む複合的な支援が必要なDVも増加しており、引き続き関係機関と連携し、相談体制との強化と被害者の安全確保に取り組むことが必要です。
- ▶ 女性支援新法の施行を踏まえた相談体制の強化、対象者に寄り添ったきめ細やかな支援が求められています。
- ▶ 男性の相談機会の充実が求められています。
- ▶ 性的マイノリティに対する相談や居場所づくりなどの支援体制の充実が求められています。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

- ▶ 犯罪被害者等支援相談窓口の周知と被害者に寄り添った支援が求められています。
- ▶ 引き続き、国や都の施策との連携を図り、被害者支援に取り組めます。

課題9 暴力を容認しない意識づくり

- ▶ 職員に対する研修は、引き続き毎年度の実施に取り組むことが必要です。
- ▶ 教育委員会と連携し、学校におけるあらゆる暴力防止への意識づくりが必要です。
- ▶ ハラスメント相談窓口については、社内では対応できない事業者向けの支援サービスの周知が必要です。

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

【指標の評価】

- 「がん検診の受診率」は第二次プラン策定時の実績値を上回っており、特に子宮がんの実績値が伸びています。
- 「ひとり親家庭の養育費相談の実施」は第二次プラン策定時の実績以上を目標としていますが、後期計画策定時、直近の実績とも目標を下回っています。
- 「性的マイノリティ」という言葉の認知度は目標値を大きく上回り、95%と高い認知度となっています。
- 「パートナーシップ宣誓」の認知度は、対象者を拡大したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓となったことから、やや低下しています。
- 「性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合」は直近の実績が最も低くなっています。

【今後の方向性】

課題10 性差に応じたところと身体健康支援

- ▶ 区民のこころの不調の増加に対応し、多様な相談窓口情報の周知・取組み、さらに、こころの不調を抱えた時に身近な人が気づいて、つなげられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。
- ▶ 中高生向け・保護者向けの講演会の実施、出張リプロダクティブヘルス/ライツ講座を継続して実施します。

課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

- ▶ 経済面、生活面での複合的な支援を引き続き実施していくことが必要です。
- ▶ 地域のひとり親家庭支援拠点「ippo」による切れ目ない支援の充実が求められます。

課題12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

- ▶ 継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施します。
- ▶ 認知度が低下しているパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の認知度向上が必要です。
- ▶ 多様な性の在り方に対する理解促進のための取組みを引き続き推進します。性的マイノリティを自殺対策基本方針の施策に位置づけており、職員の理解をさらに深めます。
- ▶ 学校において性的マイノリティについての課題等、性に関する人権課題への理解促進を継続します。
- ▶ 多様な家族のあり方について、教育機関や区内事業者等へ周知・啓発を行います。

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

【今後の方向性】

方策1 男女共同参画センター「らぷらす」の機能の充実

- ▶ 「らぷらす」を男女共同参画の核として、機能充実を図るとともに、幅広い区民が参加・交流する機会の提供が求められています。
- ▶ 若年女性の居場所づくりを継続して実施していく必要があります。
- ▶ 区内で行われるイベントに参加し、ジェンダー平等についての周知・啓発を行っていくことが必要です。

方策2 区職員の男女共同参画推進

- ▶ 職員が相談しやすいハラスメント苦情・相談窓口体制が求められています。
- ▶ 職員が男女共同参画に関する様々なテーマについて学ぶ研修の開催が必要です。
- ▶ 誰もが働きやすい職場づくりを進めるため、各種休暇制度や勤務時間の適正管理についての周知が必要です。

方策3 推進体制の整備・強化

- ▶ ジェンダー平等に向けた取組みについて、必要性を検討したうえで、今後も全国市長会、特別区長会等で要望することが必要です。
- ▶ 他自治体の動向に注視しながら、パートナーシップ・ファミリーシップのあり方を検討していくことが必要です。

(2) プラン見直しの視点

(1)の指標の達成状況や各課題の今後の方向性、また社会構造の動向やジェンダーに関する現状、国や都等の動きを踏まえ、プランの見直しを実施します。

■見直しの視点

1 意識の醸成から行動変容へ —自分らしい生き方の実現に向けた総合的推進—

- これまでの取組みにより、男女共同参画に関する意識は一定程度浸透してきた一方で、固定的な性別役割分担意識や働き方の慣行などは依然として存在し、人の生き方やキャリアの選択に影響を与えています。結果として、女性の意思決定過程等への参画割合やワーク・ライフ・バランスの実現状況など、具体的な行動や成果には十分結びついていません。
- ライフステージごとに異なる課題や、非正規雇用者、ひとり親家庭など多様な状況も顕在化しています。そのため、一律的な施策ではなく、対象や状況に応じた切れ目のない支援と、関係機関との連携強化による包括的な支援体制の構築が重要となります。
- 就労形態やライフスタイルの多様化が進む中で、従来の「女性活躍推進」にとどまらず、誰もが自分らしい生き方やキャリアを選択できる環境づくりが求められています。そのため、事業者と連携していくことが必要です。
- 男女共同参画センター「らぷらす」については、「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行を契機に、ジェンダー平等の推進拠点として、より一層多様な機能・役割発揮が求められるとともに、その重要性が高まっています。



- 区民への意識啓発から行動変容へとつなげる施策の強化。
- ライフステージや個々の状況に応じた多様なライフデザインを描ける支援の推進。
- 女性活躍を含めた総合的な男女共同参画の推進。

2 人権尊重と安全確保を基軸とした支援の強化 —複雑化・深刻化する課題への対応—

- DVや性暴力、ハラスメントに関する認知は進んでいるものの、一定の目標に達していません。
- 被害の潜在化や複合化（児童虐待、生活困窮等）が進み、課題はより深刻化・多様化しています。相談できない・しない人もいる現状もあり、支援につなげるまでの課題もあります。
- 近年はSNSやインターネットでの性犯罪、デジタル性暴力など暴力の種類も多様化しています。
- 「女性支援新法」の施行を踏まえ、従来の枠組みを超えた包括的かつ切れ目のない支援が求められています。



- 暴力を容認しない意識づくりから被害者支援までの一体的な取組みの強化。
- 被害者への支援の裾野（若年女性、男性や性的マイノリティ等も含む）の拡大。
- 関係機関との連携により実効性の高い、より相談しやすい支援体制の構築。
- 人権と尊厳が守られる社会の実現に向けた施策の推進。

3 多様性の理解から包摂へ —尊重と支援を一体的に進める社会の構築—

- 性的マイノリティ等に関する認知は高まっている一方で、理解の深化や支援の必要性に対する意識にはばらつきが見られます。
- 名称としての「世田谷ファミリーシップ宣誓」の認知度がやや低下していることから、引き続き、性の多様性に対する正しい理解促進が求められます。
- 性や健康に関する課題（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、メンタルヘルス等）については、生涯にわたり、個々の状況に応じた対応が求められており、ウェルビーイング（多様な幸せ）を実現することの重要性が高まっています。



- 性の多様性の理解促進にとどまらない、尊重と支援を一体的に推進する視点へ発展。
- 生涯を通じて心と身体の健康、権利を包括的に捉えた支援を推進。
- 教育や啓発を通じた次世代への働きかけを強化し、誰もが理解し尊重しあいながら尊厳をもって生きることができる社会の実現。

4 施策の実効性を高める推進基盤の強化 —連携・見える化・体制強化—

- 各分野において施策の進展が見られる一方で、分野や対象によって、指標や成果に差がみられます。ジェンダー統計の活用や調査分析の充実により、エビデンスに基づく政策形成（EBPM）を推進し、成果の見える化と改善サイクルの強化を図ることが重要です。
- ジェンダー平等に向けて、より効果的に取組みを推進するためには、庁内における体制の強化が不可欠であるため、ジェンダー主流化の視点を区全体で共有することが求められます。その前提として区職員のジェンダー平等に対する理解促進が重要な鍵となります。
- 社会課題の複雑化に伴い、地域課題の解決のためには、行政のみならず、事業者、地域団体、教育機関等、多様な主体の協働が重要となります。



- ジェンダー平等の視点を踏まえた推進体制の整備・強化。
- 庁内の連携強化や多様な主体との協働を推進。
- 施策の進行管理やジェンダー統計の活用により、成果の見える化（EBPM）を強化し、計画全体の実効性を高める。

■プラン体系の見直し

第二次プランは4つの基本目標と推進体制から構成されていますが、よりシンプルにわかりやすい計画とするため、第三次プランでは3つの基本目標と推進体制へと体系を再整理しました。

また、時代潮流や区の現状などから新たに取り入れるべき課題を追加しながら、見直しの視点のもと、以下の体系としました。

第三次プラン体系	
基本目標Ⅰ	ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進
課題1	ジェンダー平等の意識醸成
課題2	性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 新規
課題3	女性の活躍推進と就労に向けた支援
課題4	男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進
基本目標Ⅱ	あらゆる人の人権や尊厳が守られる支援の強化
課題5	暴力やハラスメント防止の啓発
課題6	配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援
課題7	困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 新規
課題8	性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実
基本目標Ⅲ	多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進
課題9	性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援
課題10	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 新規
課題11	性差に応じたところと身体への健康支援
区の推進体制	
方策1	ジェンダー平等推進のための体制整備・強化 新規
方策2	職員のジェンダー平等の推進
方策3	多様な視点や連携による施策の充実

第二次プラン体系	
基本目標Ⅰ	あらゆる分野における女性活躍推進
課題1	固定的な性別役割分担意識の解消
課題2	女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進
課題3	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの着実な推進
課題4	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
課題5	男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実
課題6	防災・地域活動等への参画促進
基本目標Ⅲ	暴力やハラスメントのない社会の構築
課題7	配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実
課題8	性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実
課題9	暴力を容認しない意識づくり
基本目標Ⅳ	多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築
課題10	性差に応じたところと身体への健康支援
課題11	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
課題12	性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	
方策1	男女共同参画センター「らぷらす」の機能の充実
方策2	区職員の男女共同参画推進
方策3	推進体制の整備・強化

(3) 策定の経過

1) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問及び審議

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月6日条例第15号）」第10条に基づき、区長の附属機関として設置されている「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に計画の策定にあたっての考え方について諮問を行いました。

また、同審議会の「男女共同参画推進部会」において、計画の内容について具体的な検討を進めるとともに、「多文化共生推進部会」とも検討状況の共有を行いました。

2) 庁内での検討体制

副区長を長とし、区の部長級職員で構成される「世田谷区男女共同参画推進会議」、課長級職員で構成される「世田谷区男女共同参画推進会議幹事会」に報告し、意見を聴取しました。また、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定検討にあたり、課長級職員で構成される庁内検討会と係長級職員で構成される作業部会も立ち上げ、具体的な内容の検討を行いました。

3) 世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」との検討

地域における男女共同参画の推進拠点である「らぷらす」において、区の現状と課題について意見交換するとともに、「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の内容について検討を行いました。

4) 男女共同参画に関する各種調査結果の活用

- ①世田谷区男女共同参画に関する区民意識・実態調査（令和6年度実施）
- ②区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査（令和7年度実施）
- ③世田谷区区民意識調査（毎年度実施）
- ④世田谷区職員の男女共同参画に関する意識調査（令和7年度実施）

第3章

計画の内容

1 計画の体系

基本目標	課題
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進</p>	<p>課題1 ジェンダー平等の意識醸成</p> <p>課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援</p> <p>課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援</p> <p>課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進</p>
<p>基本目標Ⅱ</p> <p>あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現</p>	<p>課題5 暴力やハラスメント防止の啓発</p> <p>課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援</p> <p>課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援</p> <p>課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実</p>
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進</p>	<p>課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援</p> <p>課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康/権利）の理解促進</p> <p>課題11 性差に応じたところと身体への健康支援</p>

区の推進体制

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

- 1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進
- 2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案
- 3 庁内推進体制の強化
- 4 審議会等の女性登用率の向上

方策2 職員のジェンダー平等の推進

- 1 庁内の管理監督的立場への女性の登用
- 2 職員の仕事と生活の両立支援
- 3 職員のハラスメントの防止
- 4 職員の多様な性に対する理解促進

施策

<ul style="list-style-type: none"> 1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発
<ul style="list-style-type: none"> 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり 3 多様な働き方の支援 4 地域活動への参画促進 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援
<ul style="list-style-type: none"> 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ 3 地域や防災分野における女性の参画促進
<ul style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画センター機能の充実 2 地域に開かれた「らぶらす」としての機能の充実 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり 2 デートDVや性犯罪等の暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> 1 ニーズに応じた相談事業の実施 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 3 関係機関との連携を通じた支援の充実 4 被害者支援と児童虐待防止の連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 2 居場所の創出と生活力の向上支援 3 関係機関や民間団体との連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 相談窓口の周知と被害者支援 2 国や都、関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 3 安心して働くための事業者への啓発 4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み 6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実
<ul style="list-style-type: none"> 1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み
<ul style="list-style-type: none"> 1 多様なライフデザインを描くための健康支援 2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

- 1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ
- 2 国や都、他自治体との連携強化
- 3 ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力



基本目標 I

ジェンダー平等の実現に向けた
総合的な取組みの推進

基本目標 I

ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進

- ◇「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。
- ◇世田谷区においても「世田谷区基本計画」では「多様性の尊重」を掲げ、一人ひとりが自分らしく生き、全ての人々が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶を目的としています。
- ◇一人ひとりが性別にとらわれることなく、自分らしいライフデザイン*を描き、個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

課題・施策の体系

課 題	施 策
課題1 ジェンダー平等の意識醸成	1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発
課題2 性別や年齢にとらわれない多様な ライフデザインの実現と支援	1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり 3 多様な働き方の支援 4 地域活動への参画促進 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援
課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援	1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ 3 地域や防災分野における女性の参画促進
課題4 男女共同参画センター「らぶらす」 におけるジェンダー平等の推進	1 男女共同参画センター機能の充実 2 地域に開かれた「らぶらす」としての機能の充実 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

*ライフデザイン：将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理する事で、自分にとって納得できる生き方を見つける方法のこと。

現状把握指標

指標名	単位	令和6年度
固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合 （「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する）の否定派の割合）	%	87.0

成果指標

課題	指標名	単位	現状値	最終目標値
			令和8年度	令和13年度
1	ジェンダー平等に関する理解が深まった人の割合	%		
2	調整中（子育て支援に関する指標など）			
3	調整中（女性活躍推進に関する指標など）			
3	一般事業主行動計画策定・公表事業所数	事業所		
4	らぶらすサポーターのイベント等への参加人数	人		

重点事業

課題	事業名	掲載ページ
1	らぶらすフェスタの実施	p. 50
1	学校出前授業の実施	p. 51
2	調整中	
2	調整中	
2	男女共同参画先進事業者表彰	p. 68
3	調整中	
4	区関係施設や地域活動団体等との連携	p. 76

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

■現状と課題■

- 国においては、平成15年（2003年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げ、女性活躍推進に取り組んできましたが、経済、政治など未だ目標に達しない分野もあり、継続的な取組みが求められます。
- 女性の活躍を阻害している要因には、固定的な性別役割分担意識*、性差に関する偏見やさまざまな社会制度・慣行があると考えられます。女性への家事・育児・介護等の負担は大きく、仕事と育児や介護といったライフイベントとの両立が難しい状況にあります。そのため、キャリア形成の遅延や中断をせざるを得ない場合が多くあります。令和6年度「区民意識・実態調査」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を否定する回答は約9割となっていますが、性別で見ると女性の回答が男性を9ポイント上回っており、男女の意識には差があります。
- 男性は、家庭生活より家族を養う経済力が重視され、仕事を優先すべきといった、固定的な性別役割分担意識に基づく負担が大きく、男性のワーク・ライフ・バランスの現実は、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいとの希望とは乖離しており、長時間労働や育児休業を取りづらい職場環境の改善が課題となっています。
- これまで取り組んできた固定的な性別役割分担意識の解消は、今後も継続していくことが必要です。そのためには、次世代を担う若い世代への意識啓発が重要です。
- また、事業者に対して意識啓発や職場環境の整備を働きかけていくことが求められます。

* 固定的な性別役割分担意識：例えば「男性は仕事、女性は家庭（家事・育児・介護）」などといった性別を理由にして役割を分ける考え方のこと。

① 「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）に対する現況

	（%）	
	肯定派	否定派
「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する	12.8%	87.0%

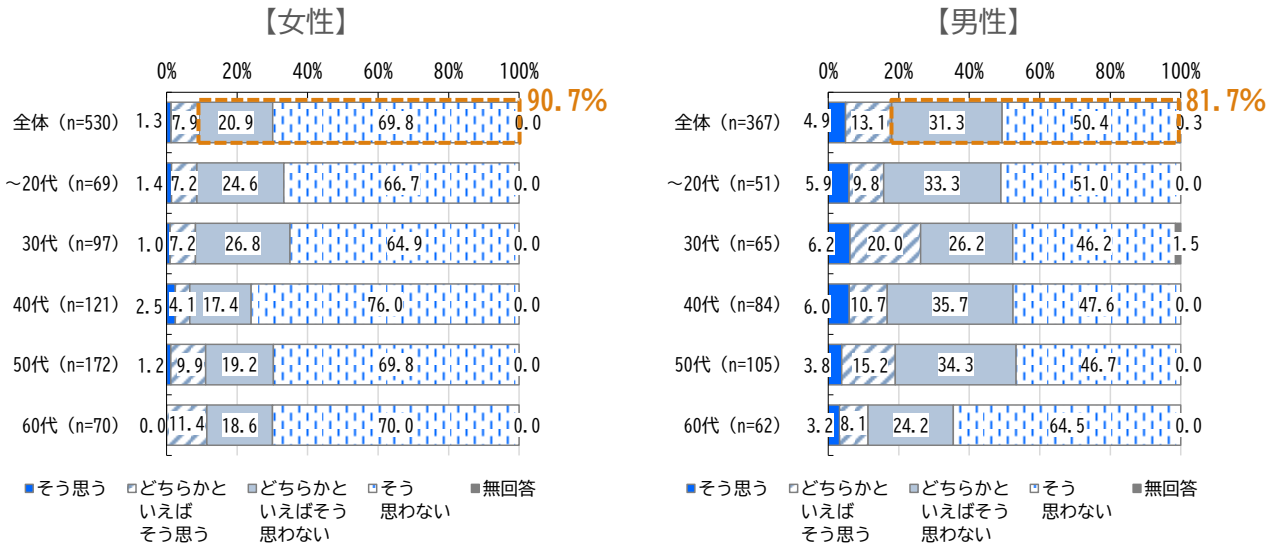
※灰地：多数派

※《肯定派》

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の両者を合わせた割合

※《否定派》

「そう思わない」「どちらかといえば思わない」の両者を合わせた割合



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

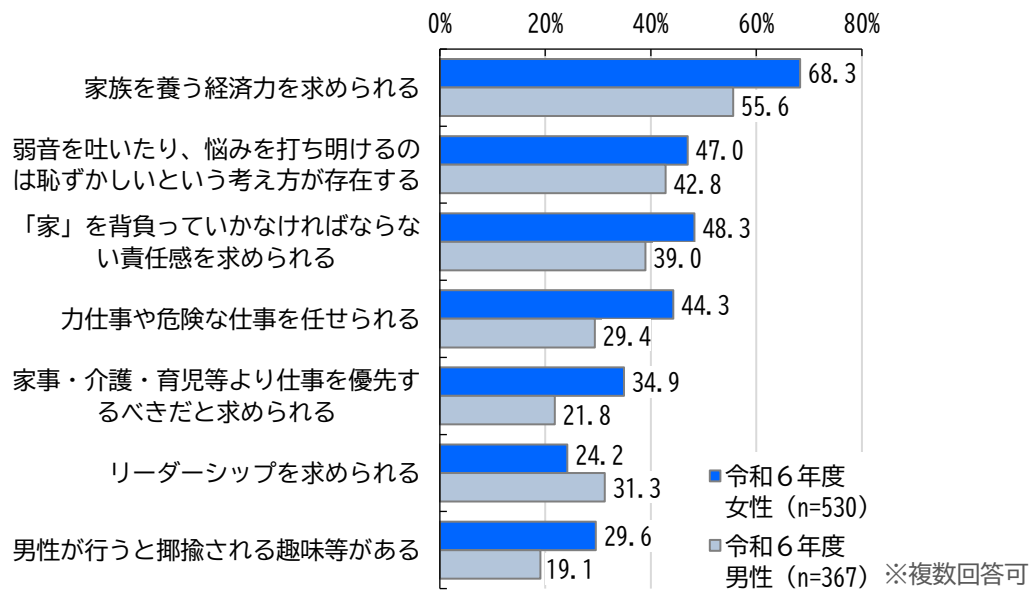
令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に対する《否定派》の割合は87.0%であるものの、性別で見ると女性が男性を大きく上回っています。

② 若年層の「男は仕事、女は家庭」という考え方

（固定的な性別役割分担意識）に対する意識

令和8年度区民意識調査実施予定

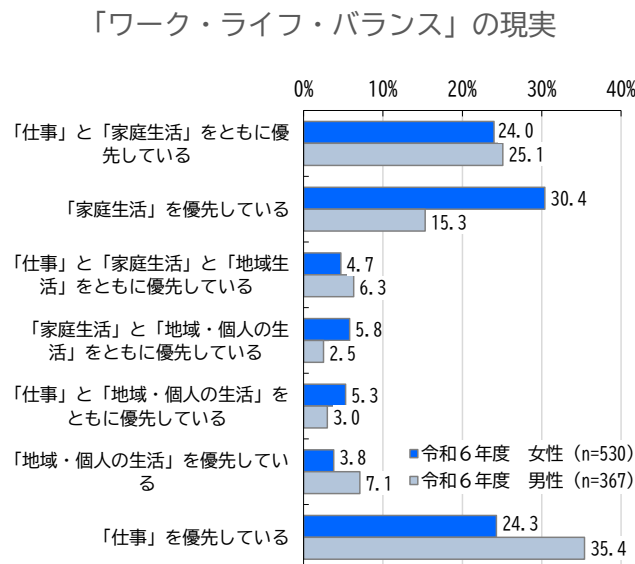
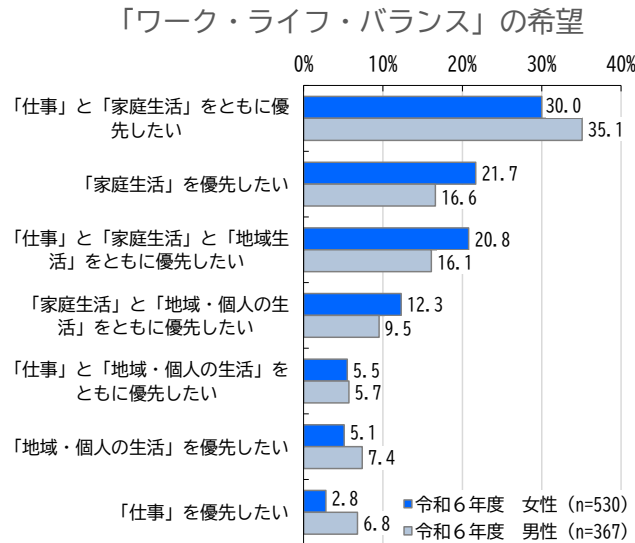
③ 「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさ



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、男性は男性特有の負担感や生きづらさとして、「家族を養う経済力」や『「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる』を挙げており、併せて、「弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する」を挙げる割合も高い傾向にあります。男性においても固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な負担が生じている中、悩みを打ち明けられない状況がうかがえます。

④ 「ワーク・ライフ・バランス」に関する希望と現実



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「ワーク・ライフ・バランス」に関する希望として、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』、『「家庭生活」を優先したい』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい』の順に男女ともに割合が高いのに対し、「ワーク・ライフ・バランス」に関する現実として、女性は『「家庭生活」を優先している』、『「仕事」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』の順に割合が高く、男性は『「仕事」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、『「家庭生活」を優先している』の順に割合が高い傾向にありました。

固定的役割分担意識の解消は徐々に進んでいるものの、実態としては、依然として女性は家庭中心、男性は仕事中心の生活となっています。男女がともに希望する『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』を実現するためには、個人への意識啓発だけでなく、事業者への周知・啓発も重要となります。

■施策の方向性■

1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発

自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現に向け、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発等を行います。

2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発

子ども・若者が、性別にとらわれず自由に考え、自分らしい人生選択ができるようになるため、また、ジェンダー平等の実現に向けた次世代を担うひとりとなるために、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた周知・啓発を行います。

3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

従業員が従来への慣行に基づく働き方から、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方へ転換していくために、個人への意識啓発だけでなく、事業者に対して固定的な性別役割分担意識の解消及びワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を行います。

■事業展開■

1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発

No.	事業名	担当課														
1-1	男女共同参画タウンミーティングの実施	人権・男女共同参画課														
	地域におけるジェンダー平等を推進することを目的に、区民や地域活動団体等を対象としたタウンミーティングを開催します。															
1-2	らぷらすフェスタの実施	人権・男女共同参画課														
	ジェンダー平等に関する様々な問題や社会課題をテーマに講演会を実施し、区民等の意識啓発を図ります。															
重点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らぷらすフェスタの実施回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	らぷらすフェスタの実施回数(回)							
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度										
らぷらすフェスタの実施回数(回)																
1-3	男女共同参画理解促進講座の実施	人権・男女共同参画課														
	ジェンダー平等に関する様々な問題や社会課題をテーマに講座を実施し、意識啓発を図るとともに、区民等の主体的な参加を促します。															
1-4	情報誌「らぷらす」の発行	人権・男女共同参画課														
	ジェンダー平等に関する様々な問題や社会課題について、区民等へ情報提供や周知・啓発を図ることを目的に発行します。															
1-5	男女共同参画センター「らぷらす」におけるHP・SNS等、様々な媒体を用いた情報発信	人権・男女共同参画課														
	男女共同参画センター「らぷらす」において、HP・SNS等、様々な媒体を使用しながら、男女共同参画に関する情報発信を行います。															

1-6	男女共同参画センター「らぷらす」における関連図書資料等の収集・提供 男女共同参画センター「らぷらす」において、男女共同参画に関する新着図書の紹介、ギャラリー展示、シネマサロン等により、周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画課
-----	--	------------

2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発

No.	事業名	担当課													
2-1 重点	学校出前事業の実施	人権・男女共同参画課													
	男女共同参画センター「らぷらす」にて、小学校・中学校・高等学校を対象に、男女共同参画をテーマとして出前授業を実施します。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校出前授業の実施回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	学校出前授業の実施回数(回)						
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度									
学校出前授業の実施回数(回)															
2-2	男女平等教育等の人権教育の推進 「道徳」では男女平等や分け隔てない関わりを、「社会」では女性の人権について学習を行います。	教育指導課													
2-3	区立学校教職員を対象とした研修の実施 「若手教員育成研修」、「中堅教諭の資質向上研修」等の教員研修において人権課題について理解を深めます。	事業推進担当課													
2-4	家庭教育学級の実施 子どもの教育に関わる、家庭、学校、地域社会における様々な問題について保護者としての関わり方や解決方法などを学びあいます。	生涯学習課													

3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

No.	事業名	担当課
3-1	事業者向けリーフレットによる周知・啓発 事業者向け啓発紙「FindYourReiwaModel」により、事業者へジェンダー平等に関する周知・啓発を図ります。	人権・男女共同参画課

課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援

■現状と課題■

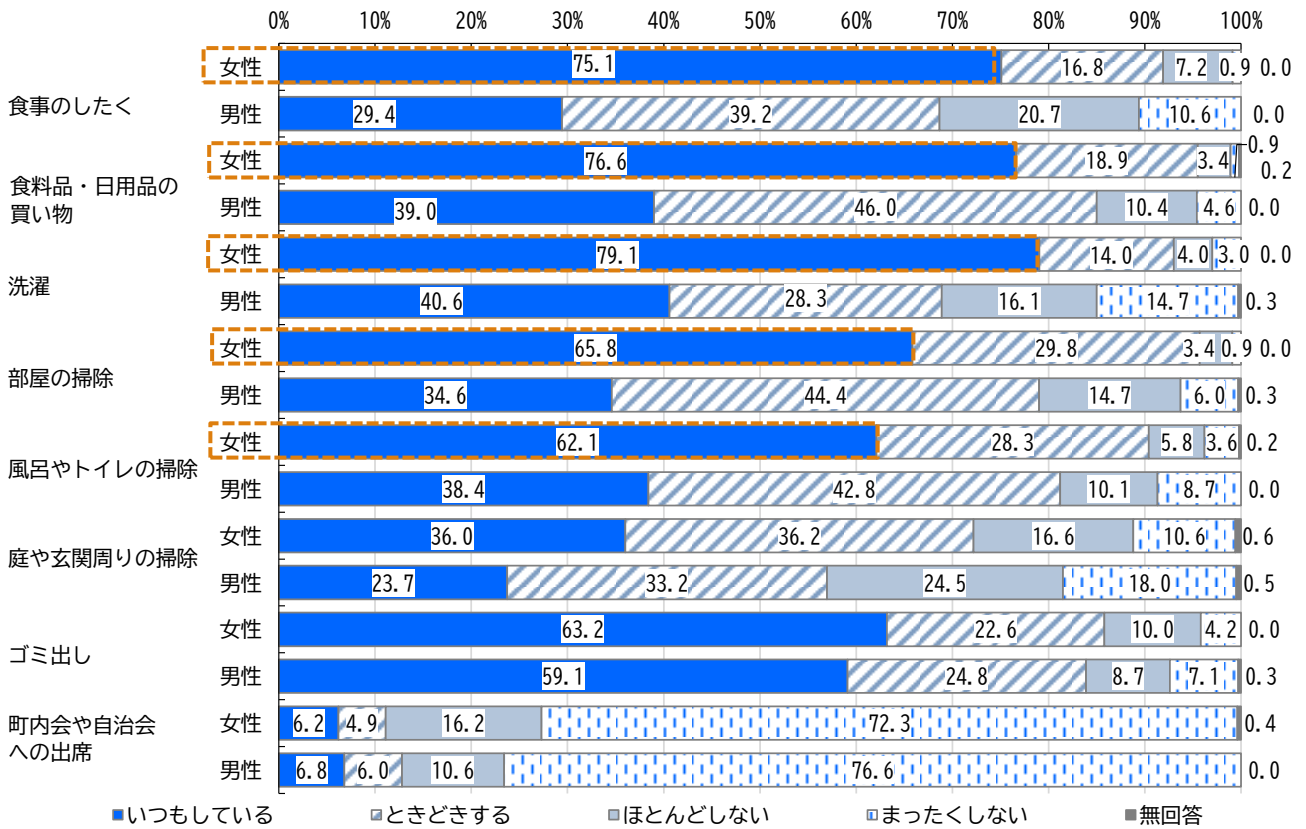
- 現在、我が国の総人口は少子高齢化により減少傾向で、平均寿命は男女ともに80歳を超え、90歳に迫っており、まさに人生100年時代を迎えています。また、高齢者の独居率が上昇するなど、社会状況が大きく変化する中、長期的な視点でライフデザインを考えていくことが重要となります。
- 共働き世帯が増加する中、ワーク・ライフ・バランスの実現には課題が多く、依然として家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向にあります。令和6年度「区民意識・実態調査」では、女性は「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」を望む回答が最も多くありました。一方、男性は「長時間勤務の見直し」を望む回答が最も多く、男性の育児休業制度も「収入が減少する」ことを理由に利用しないことを選択する人が多い傾向にあります。
- 高齢化が進み介護の問題が増大しています。特に50歳前後の世代では、ワーキングケアラ*となることや、離職を余儀なくされ、ミッシングワーカー*となるおそれがあります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」で「仕事の見直しや長時間労働の削減」が重要と考える企業は5割を超えており、実際に5割近くの企業が取り組んでいます。
- それぞれのワーク・ライフ・バランスを実現させていくには、多様化する個人の生活スタイルや雇用形態にとらわれない多様な働き方が選択できるよう、出産・育児・介護に関する社会保障制度の充実や支援体制の整備が求められています。
- また、女性や若者など様々な人材が地域活動に参画することは、多様性が尊重される地域社会づくり、誰もが暮らしやすい働きやすい地域社会づくりの推進につながります。
- 区民それぞれの多様なライフデザインを実現させるために、支援の充実を図り、仕事や地域活動でも個人の能力や個性が発揮できるよう、子どもの頃からのキャリア教育の充実、働きやすい職場環境の整備の促進・支援を図っていくことが必要です。

*ワーキングケアラ：家族や親族の介護をしながら、仕事をしている人のこと。

*ミッシングワーカー：求職活動をしないことにより、完全失業者数に含まれず、雇用統計などで把握できない（見えない）人のこと。

— 仕事と生活の両立の現況 —

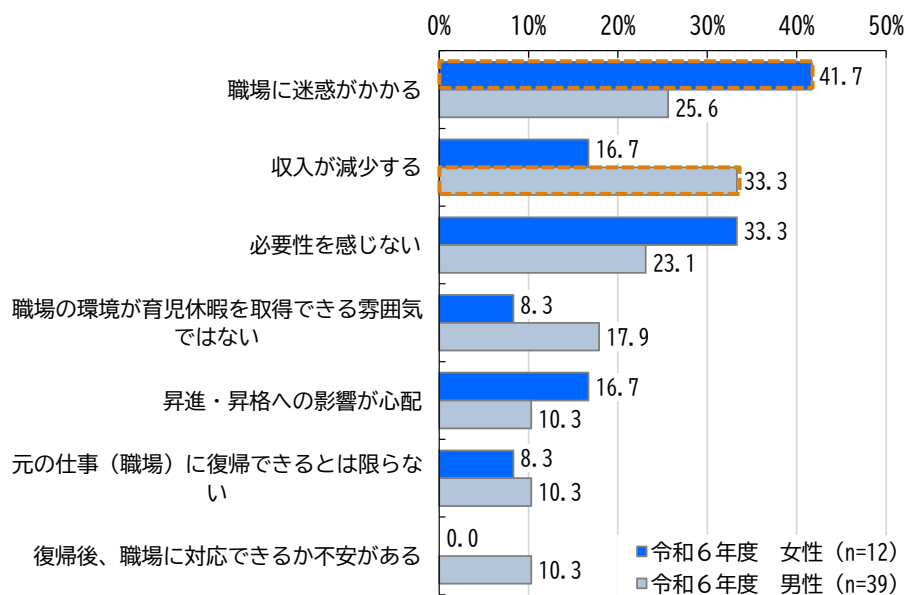
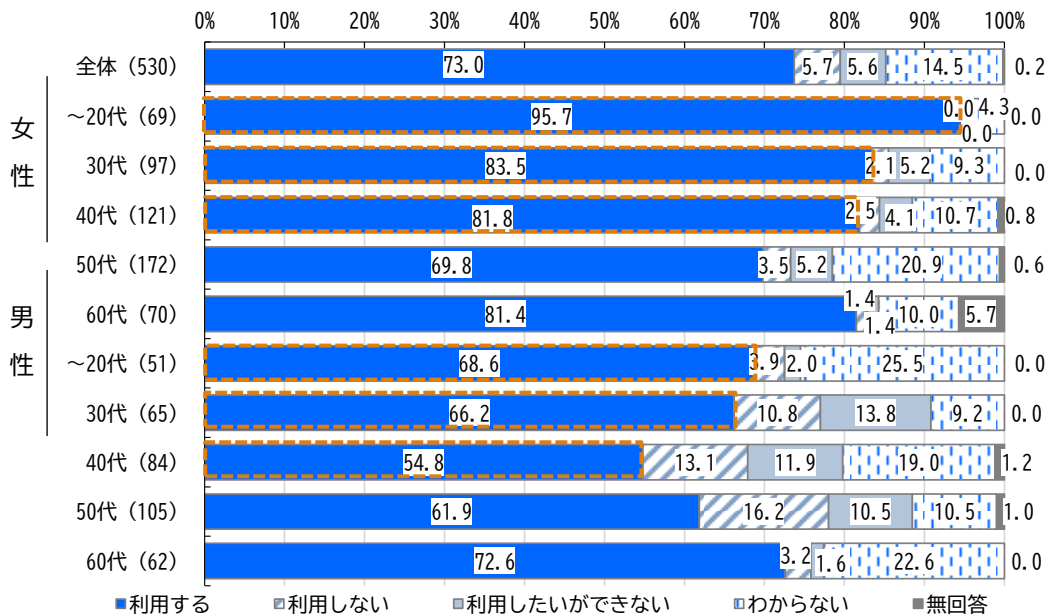
① 家事をいつもしている人の割合



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、家事をしている人の割合として、「食事のしたく」「食料品・日用品の買い物」「洗濯」「部屋の掃除」「風呂やトイレの掃除」については、女性が行っている割合が著しく高い傾向にあります。男性が家事を行う割合は上昇していますが、依然として女性が家事の大部分を担っている状況です。

② 配偶者（事実婚やパートナーを含む）が出産する場合、育児休業制度を利用するか

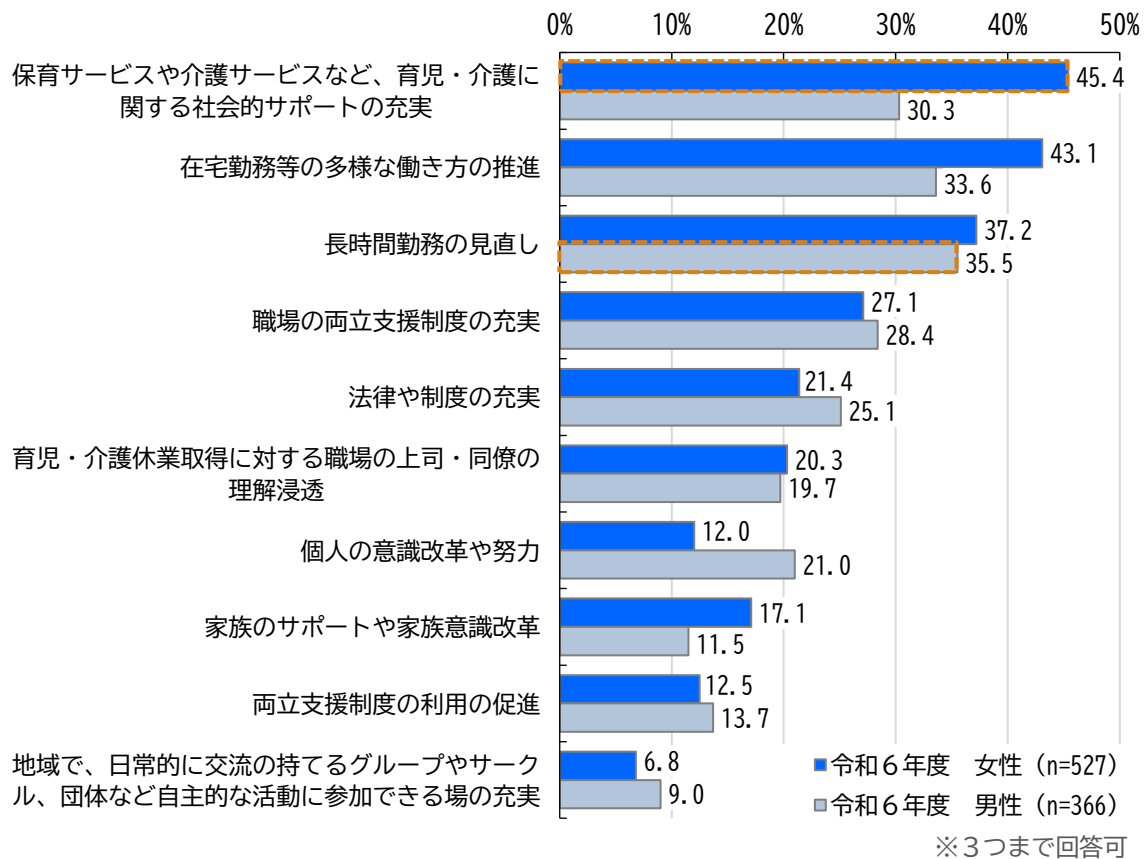


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、育児休業制度を利用する割合として、20代の女性が約96%と最も高く、30代~40代においても80%を超えているのに対し、男性は20代の約69%をピークに30代~40代は50%~60%程度に留まっています。

また、利用しない理由として、女性は「職場に迷惑がかかる」が第1位であるのに対し、男性は「収入が減少する」が第1位の理由となっています。

③ 仕事と生活の調和を図る上で重要なこと



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査（令和6（2024）年度）」

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、仕事と生活の調和を図る上で重要なこととして、女性は「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」が第1位であるのに対し、男性は「長時間勤務の見直し」が第1位となっています。

男性の心配事として「収入面の減少」、必要と思うこととして「長時間勤務の是正」があることから、男女ともに固定的役割分担意識に基づく役割を強いられていることがうかがえます。

個人の意識の問題だけではなく、事業者への意識啓発はもちろんのこと、支援制度の充実も呼び掛けていくことが必要です。

④ ワーク・ライフ・バランスを充実させていくため、
重要度が高いと考えるものと現在行っているもの（それぞれ上位4つ）

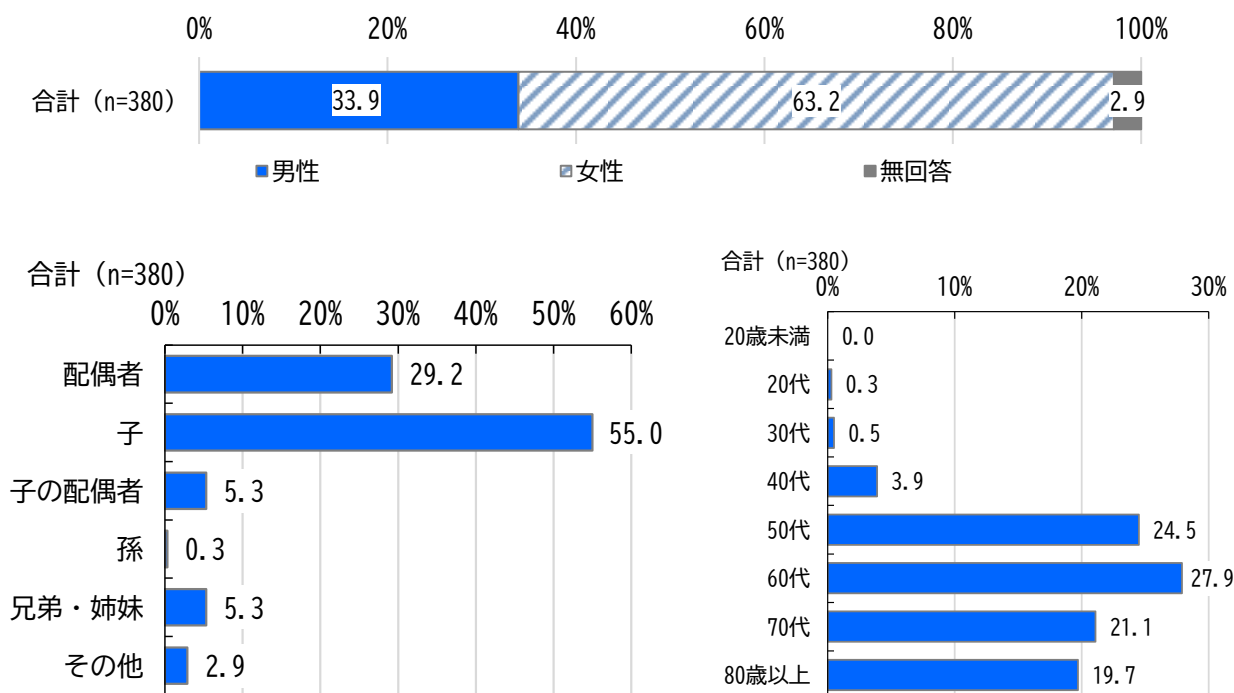
重要度が高いと考えるもの	仕事の見直しや長時間労働の削減	管理職への理解・周知の徹底	育児等対象者と対象者外の従業員との間に不公平感の出ない制度の設置	計画的な年休取得の促進
	55.4%	41.7%	30.7%	29.1%
現在行っているもの	計画的な年休取得の促進	仕事の見直しや長時間労働の削減	人事・労務担当者への理解・周知徹底	管理職への理解・周知の徹底
	55.8%	47.8%	36.1%	34.3%

資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスを充実させていくため「重要度が高いと考えるもの」と「現在行っているもの」とでは差があるものの、令和6年度「区民意識・実態調査」で求める割合が高かった長時間勤務の是正については、事業者側も重要度が高いと捉えており、これに向けた取組みも行っています。

今後はさらに取組みを呼び掛けていくとともに、推進に向けた支援を行っています。

⑤ 介護者と本人の関係及び介護者の性別



資料：世田谷区「介護保険実態調査」（令和4（2022）年度）

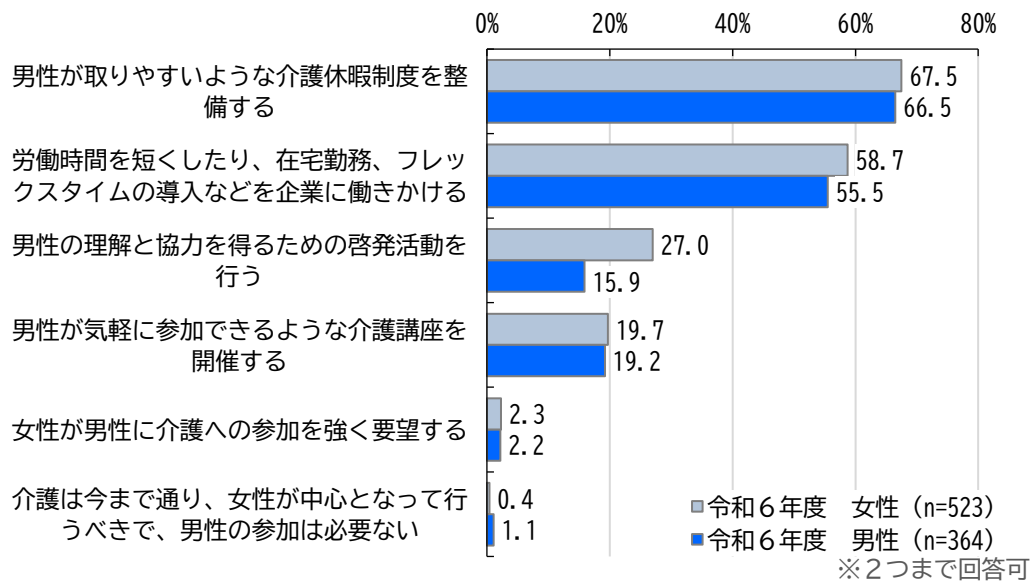
令和4年度「介護保険実態調査」によれば、介護者の30%程度が配偶者で、全体の60%程度が女性となっています。

また、家族介護者67.1%が60代以上となっており、さらに家族介護者のうち、35.1%が就労をしている状況です。

老年人口の上昇により、50歳前後の管理職世代が親の介護をしながら働くワーキングケアラーであり、かつ、今後老老介護になりうる可能性も大いにあります。

こうした状況から、介護・看護を理由に離職する人も一定数存在します。

⑥ 男性の介護への参加を進めるために必要なこと

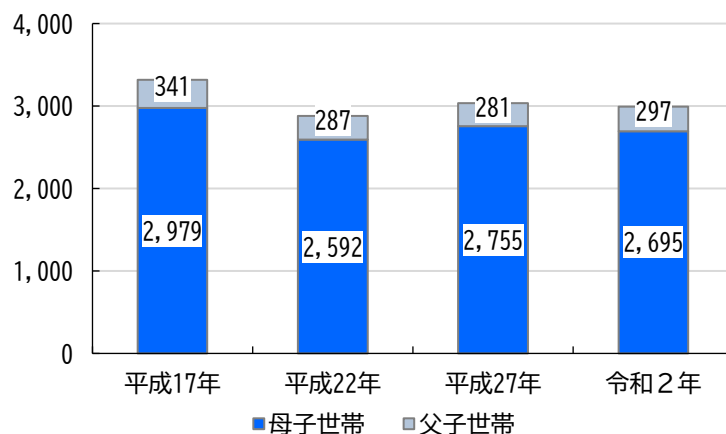


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、男性の介護への参加を進めるために必要なこととして、「男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する」が1番に挙げられるとともに、「労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業へ働きかける」が次に挙げられ、介護においても制度整備や柔軟な働き方が求められています。

— ひとり親世帯の現況 —

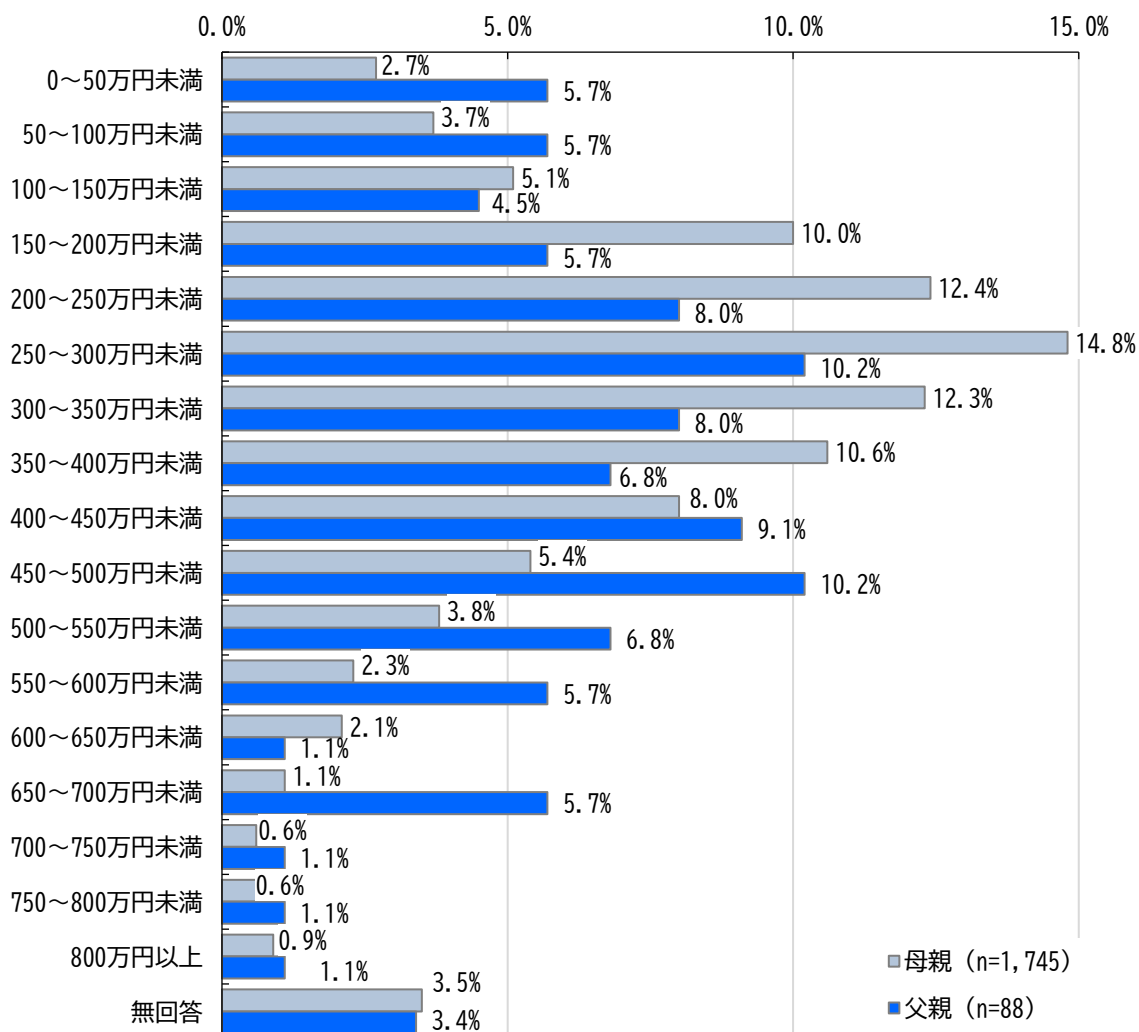
⑦-1 世田谷区におけるひとり親世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

「国勢調査」によれば、母子世帯は3,000弱世帯で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。父子世帯についても300世帯前後となり、ほぼ横ばいとなっています。

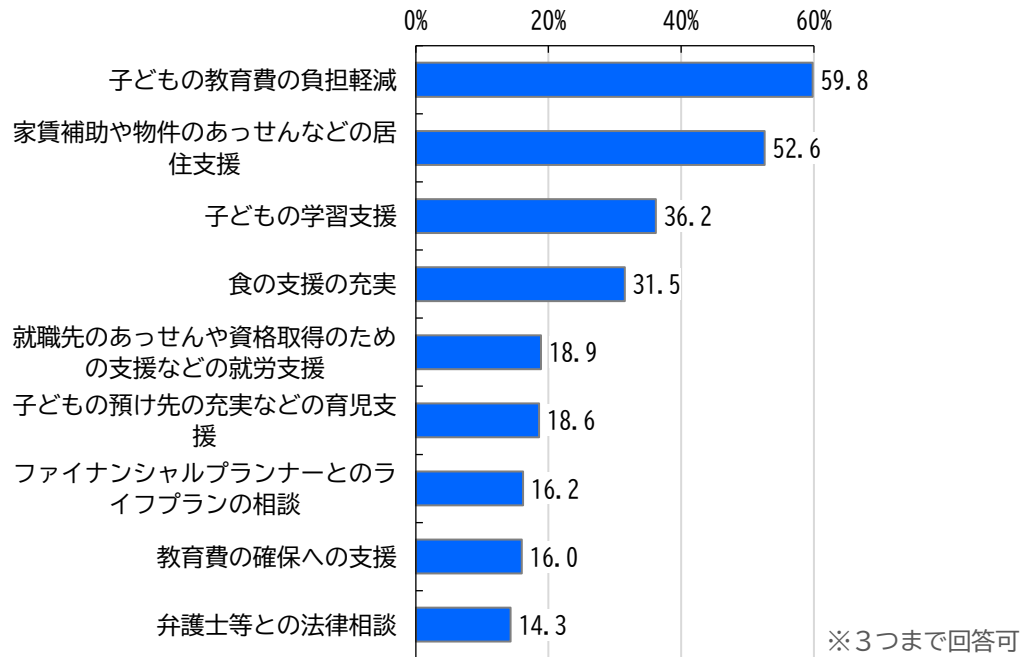
⑦-2 世田谷区のひとり親世帯の年間世帯総収入（父母別）



資料：世田谷区「ひとり親家庭等アンケート調査」（令和5（2023）年度）

令和6年「ひとり親家庭等アンケート調査」によれば、特に400～450万円未満より上に上がるにつれて、父親の割合が高くなっています。厚生労働省が実施した「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」においても、母子世帯と父子世帯では、平均年間収入に240万円程度の差が生じる結果となりました。

⑦-3 ひとり親施策の中で、区に特に取り組んでほしいこと

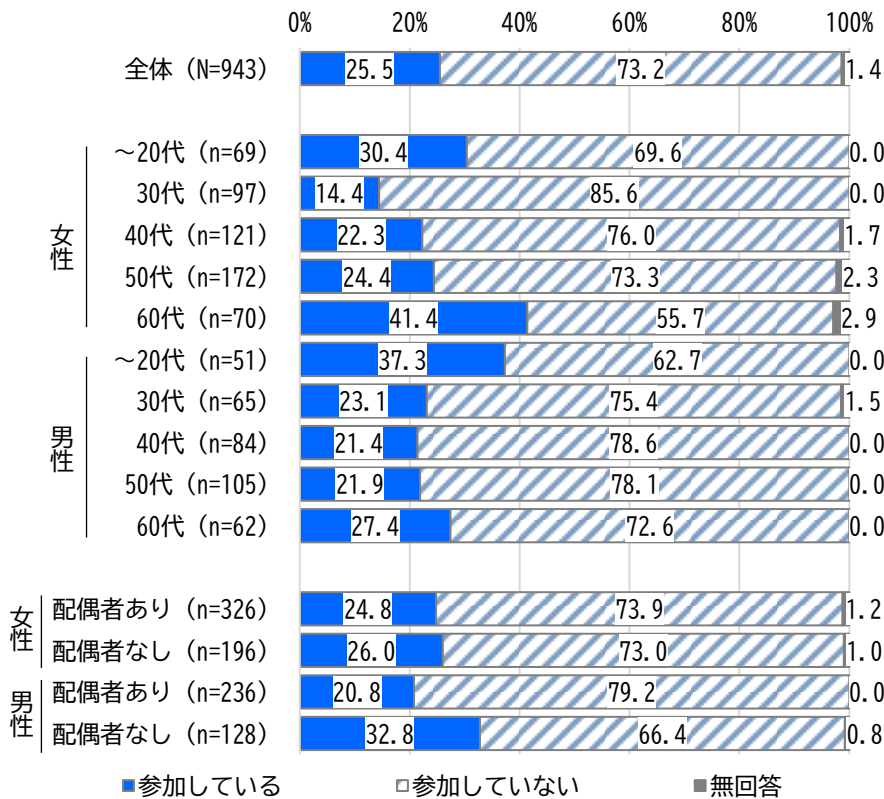


資料：世田谷区「ひとり親家庭等アンケート調査」（令和5（2023）年度）

令和6年「ひとり親家庭等アンケート調査」によれば、経済的支援が最も多いですが、「就労先のあっせんや資格取得のための支援などの就労支援」「ファイナンシャルプランナーとのライフプランの相談」など世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」において実施している事業とも関連性があることから、今後もニーズを捉え、所管課との連携も検討します。

— 社会参加の現況 —

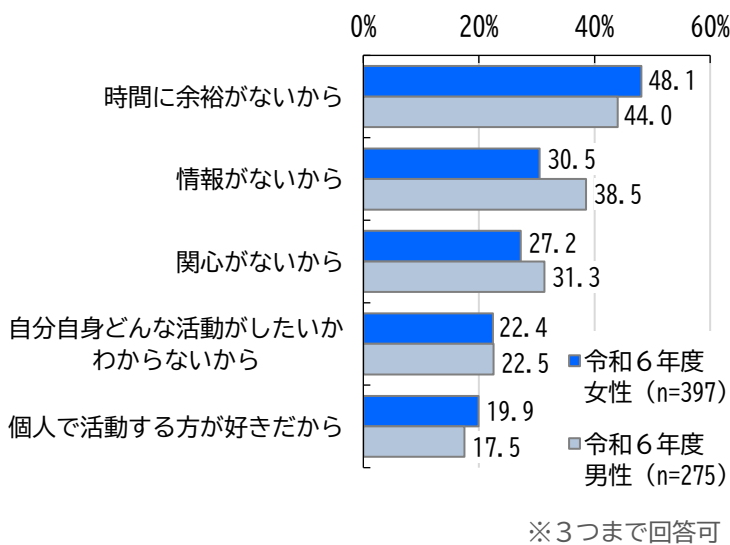
⑧-1. 日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動への参加



令和6年「区民意識・実態調査」によれば、「日常的に参加している」を選択した割合が最も高い世代は20代となりました。また、全体では60代女性が最も高く、男性も60代で割合が上がっています。配偶者の有無で見ていくと、配偶者なしの男性の割合が最も高い結果となりました。

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

⑧-2. 日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動へ参加しない理由



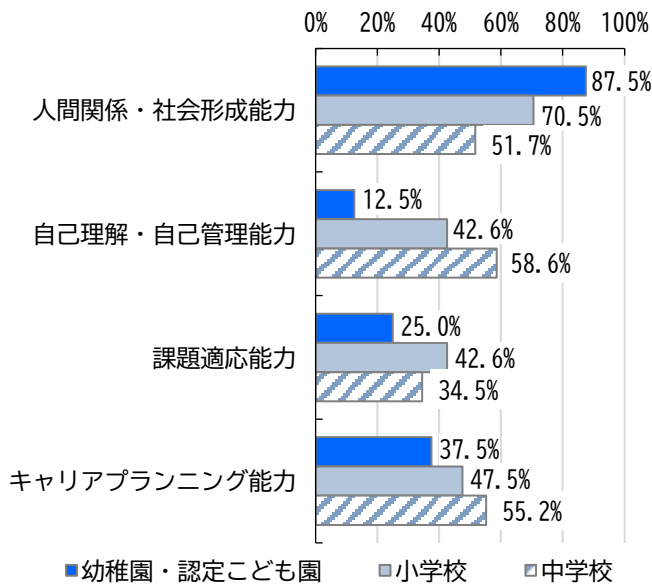
令和6年「区民意識・実態調査」によれば、男女ともに「時間に余裕がないから」が高い割合となっており、男性の「情報がないから」「関心がないから」も高い割合となっています。

また、「自分自身どんな活動がしたいかわからない」も男女同程度となっており、活動について考える機会や情報発信が必要と考えられます。

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

— 子どものキャリア教育の現況 —

⑨-1 世田谷区におけるキャリア教育の取組み



資料：せたがやキャリア教育カタログ 2025 を参考に作成

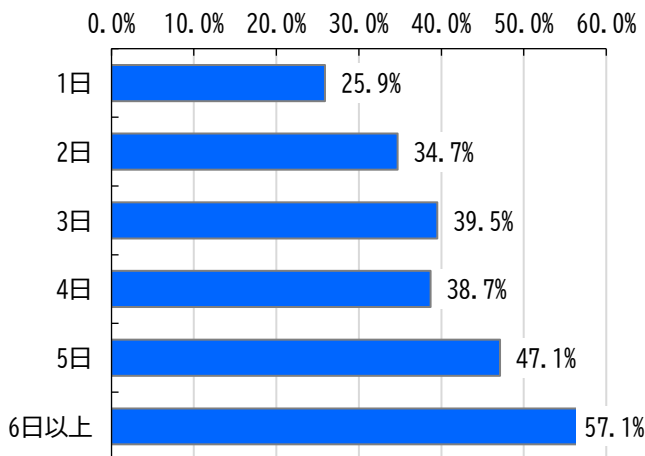
区立幼稚園・認定こども園の87.5%、小学校の70.5%で「人間関係・社会形成能力」に関する取組みを行っており、中学校では「自己理解・自己管理能力」に関する取組みが58.6%となっています。

「キャリアプランニング能力」は学年が上がるほど取り組む学校が増えています。

キャリア教育とは、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。幼児期から高等教育の間で発達段階に応じて体系的に行っていくことが重要と考えられており、子どもの生涯を通じたキャリア形成を支えるものとなることが求められています。

世田谷区では区立幼稚園・認定こども園・区立小・中学校において、子どもの基礎的・汎用的能力を養う取組みを行っています。

⑨-2 職場体験活動の日数別に見た学習意欲向上



中学校のキャリア教育において職場体験活動は、多くの学校が中学2年時に取り組んでいますが、取り組んでいる日数が多いほど、生徒の学習意欲が向上してきていると認識している学校の割合が高いことがわかります。

特に、「1日」よりも「2日」以上、「4日」よりも「5日」以上の取組み日数で見ると、学習意欲向上の認識率が約10ポイント高いという結果となっています。

資料：キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書 国立教育政策研究所

■施策の方向性■

1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援

育児、介護等が一定の保護者や介護者に偏ることにより、離職したり、就業自体が困難になる場合もあるため、保護者や介護者の負担を軽減し、家庭生活と仕事の両立を図るための支援を実施します。

2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり

世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」において、母子家庭や父子家庭向けの事業を実施しながら、所管課とも連携し、支援の充実を図ります。

3 多様な働き方の支援

雇用形態にとらわれない多様な働き方を選択できるよう、セミナーの実施の他、起業や創業に関する相談や支援を実施します。

4 地域活動への参画促進

地域活動に参画する機会の創出や地域活動の発信により、地域活動への参画を促進し、自らが望むライフデザインの実現を支援します。

5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援

子ども・若者が将来の進学や職業選択等の場面において、多様な選択肢の中から自らの意思で選択していけるよう、キャリア教育を実施します。

6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

仕事と家庭生活の両立やワーク・ライフ・バランスについて、事業者の理解を深めるとともに、従業員が働きやすい環境をつくるため、制度整備を呼び掛けます。

■事業展開■

1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援

No.	事業名	担当課
1-1	両親学級の開催 妊婦およびパートナーを対象に、妊娠中から産後の過ごし方、育児のお話、食事診断、沐浴などを実施します。	健康推進課 各総合支所保健福祉センター健康づくり課
1-2	せたがや0→1エール(ファミリー・アテンダント事業)の実施 0歳5か月～11か月の子を育てている家庭へ毎月訪問し、子育て支援情報やデジタルギフトを提供します。また、希望に応じて、相談先やサポートに繋がります。	子ども家庭課

No.	事業名	担当課
1-3	バースデーサポート事業の実施	子ども家庭課
	子育てに関するアンケートを実施し、回答者へデジタルギフトを配布します。また、必要に応じてネウボラ・チーム等が電話等でフォローします。	
1-4	ネウボラ・チームの連携による伴走支援の強化	子ども家庭課 健康推進課 各総合支所保健福祉 センター子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉 センター健康づくり課
	保健師等専門職からなるネウボラ・チームが、地域・医療機関等と緊密に連携し、妊娠期から子育て家庭を切れ目なく支援します。	
1-5	産前・産後訪問支援事業(さんさんプラスサポート事業・ツインズサポート事業)の実施	子ども家庭課
	産前産後に養育に不安等がある家庭(妊娠期から1歳未満の子)や多胎児をもつ(妊娠期から3歳未満の子)家庭を訪問支援ヘルパーが家事育児補助等を行い、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	
1-6	産後ケア事業の拡充	児童相談支援課
	産後の心身が不安定な時期にご家族などから支援を受けられない方に、宿泊・日帰り・訪問で、母子のケアを行います。	
1-7	保護者のニーズを踏まえた多様な保育の充実	保育課 子ども・若者支援課 乳幼児教育・保育支援課
	幼稚園による預かり保育、緊急一時保育、定期利用保育、病児・病後保育事業等を充実し、保護者ニーズに対応します。	
1-8	世田谷区ファミリー・サポート・センター事業の実施	子ども家庭課
	あらかじめ紹介した援助会員(有償ボランティア)が保護者に代わり、子ども(生後5か月～小学校6年生まで)の短時間の預かりや保育園等の送迎を行います。	
1-9	おでかけひろば事業の整備	子ども家庭課
	就学前の親子や妊婦とその家族が、身近な地域で交流や気軽な相談、子育て情報の収集ができるつどいの場です。	
1-10	おでかけひろばにおける「ほっとひと息事業(レスパイト事業)」の実施	子ども家庭課
	保護者のレスパイトのため、スタッフや他の保護者が子どもの見守りを行います。	
1-11	赤ちゃん・子どものショートステイの実施	児童相談支援課 各総合支所保健福祉セン ター子ども家庭支援課
	保護者の疾病・出産などの入院や出張等で子どもの養育・保育ができないときに短期間の一時預かりを行います。	

No.	事業名	担当課
1-12	ようこそ児童館へ事業の実施 出産後、あかちゃん訪問の際に絵本引換券を渡し、児童館や子育て支援施設を利用するきっかけとしてファーストブック(絵本)を配布します。	児童課
1-13	世田谷子ども・子育てテレフォン(電話相談事業)の実施 夜間・休日の子育てに関する相談を受け付けるとともに、必要に応じて、専門機関の紹介や区の子育て支援サービスにつなげます。また、子ども本人からの相談も受け付けます。	児童相談支援課
1-14	男性のための料理講座の実施 バランスのとれた食生活を自ら実践できるよう、男性を対象とした料理教室を開催し、食生活の支援を行います。	各総合支所保健福祉センター健康づくり課
1-15	父親向けの育児講座の開催 父親の育児参加の促進及び保護者同士の交流などを目的として、ベビーマッサージや工作の講座、もちつきなどのイベントを開催します。	児童課
1-16	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談の実施 各地区で高齢者等からの介護等福祉に関する相談を受けるとともに、専門機関につなげる等の支援を行います。	介護予防・地域支援課
1-17	家族介護教室の実施 在宅で家族等を介護する方の負担軽減を目的とし、実技を交えて介護のコツを伝える教室を特別養護老人ホーム等に委託し、年6回開催します。	高齢福祉課

2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり

No.	事業名	担当課
2-1	子どものための養育費等個別相談会の実施 ひとり親などを対象に、養育費等の離婚に関する悩みの個別相談会を、オンライン、対面で実施します。	子ども家庭課 人権・男女共同参画課
2-2	ひとり親家庭等の子どもの学習支援 学習習慣や基礎学力の定着、高校受験のサポートに向け、小学生から高校生まで対象に応じた多様な学習支援を実施します。	子ども家庭課
2-3	ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子どもの高等学校卒業程度認定試験のための講座受講料の一部を交付します。	子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

No.	事業名	担当課
2-4	養育支援等ホームヘルパー訪問事業の実施 日常生活の自立が困難なひとり親家庭にホームヘルパーが訪問し、育児や児童に対する家事支援を行います。	児童相談支援課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-5	母子生活支援施設への入所 当事者の視点に立って、入所者の安全で安心な暮らしや退所者等の地域での暮らしを支援します。また、当事者主体の支援力の向上に向けて、施設職員や関係機関の人材育成を行います。	子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-6	ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の実施 ひとり親世帯が対象住宅に入居した場合、家賃の一部を補助することで月額負担を最大4万円減額します。	居住支援課
2-7	母子・父子自立支援プログラムの実施 面談により希望や経験を伺ったうえでプログラム策定員がプログラムを策定し、ハローワークと連携もしくは自立支援教育訓練給付金事業を活用して就業支援を行います。	子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-8	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 就業に有利な教育訓練講座を受講した場合に、受講終了後に受講額の6割または8.5割を支給します。	子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-9	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給 就業に有利な資格取得を目指す際の生活の負担軽減のため、一定期間について訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	子ども家庭課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-10	地域のひとり親家庭支援拠点 母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を実施します。	子ども家庭課
2-11	母子家庭及び父子家庭を対象とした居場所事業や講座の実施 母子家庭や父子家庭を対象とした居場所事業等により、情報や交流の場を提供します。	人権・男女共同参画課

3 多様な働き方の支援

No.	事業名	担当課
3-1	創業セミナーの実施	世田谷区産業振興公社 経済課
	創業準備及び創業直後における支援を実施します。	
3-2	キャリアカウンセリング相談の実施	世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課
	職業選択や仕事のキャリア形成、求職活動の仕方、面接対策や応募書類の書き方など就職に関する相談を実施します。	
3-3	高齢者の就業相談の実施	世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課
	就職に関する相談を受けるとともに、健康で働く意欲のある60歳以上の方が、知識、経験、技能を活かせる就業機会を提供します。	

4 地域活動への参画促進

No.	事業名	担当課
4-1	企画講座の開催	各総合支所地域振興課
	社会的な課題や日常の関心事を学ぶことを目的に、区民主体の企画・運営により講座を開催します。	
4-2	生涯学習セミナーの開催	各総合支所地域振興課
	18歳以上の区民を対象に身近なテーマを学び、仲間づくりを通じて地域活動を知り、継続的な学習と交流を促します。	
4-3	区立小・中学校のPTAや「おやじの会」活動の活性化・参画促進	生涯学習課
	「オールせたがやおやじの会」等との共催による情報交換会やPTAスポーツ大会を通じ、男性保護者の参画と親睦を促進します。	
4-4	おやじと子どもフェスタの開催	生涯学習課
	親子のふれあいとおやじの会相互の交流を目的に、地域団体によるダンス・演奏の発表や、おやじの会による屋台などのコーナーを設けた「おやじと子どもフェスタ」を実施します。	
4-5	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動推進課
	中高年世代の区民が、健康を維持しながら経験や知識を活かし、地域社会を支える側として活躍できるよう、「せたがや生涯現役ネットワーク」への支援を通して地域活動への参加を促進します。	
4-6	生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信	市民活動推進課
	ひだまり友遊会館内に「生涯現役情報ステーション」を設置し、高齢者や定年後を見据えた中高年者を対象に、地域活動、区政、福祉サービス、健康等の暮らしに役立つ情報を提供します。	

5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援

No.	事業名	担当課
5-1	若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション) 若年者に対して就職や就職の準備にむけた相談やセミナー等を実施します。	工業・建設業・雇用促進課 世田谷区産業振興公社
5-2	区立小・中学校におけるキャリア教育の充実 勤労観・職業観を育てるために、小学5・6年向け、中学1・2年向け、中学3年向けにキャリア学習ノートを配布します。	教育指導課
5-3	中学校の職場体験の実施 勤労観・職業観を育てるために、一部の特別支援学級を含む中学校を対象に3日間、様々な職場で仕事を体験する取組みを行います。	教育指導課

6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

No.	事業名	担当課
6-1	男女共同参画先進事業者の表彰 仕事と生活の両立、女性活躍推進の取組みなどを先進的に実施する事業者の表彰を行うことにより、意識醸成を図ります。	人権・男女共同参画課
6-2	講演会やセミナーの開催 企業経営者や関心のある方向けに労務に関連したセミナー等を実施します。	世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課
6-3	中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知 企業経営者向けに育休に関連したセミナーを実施します。	世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

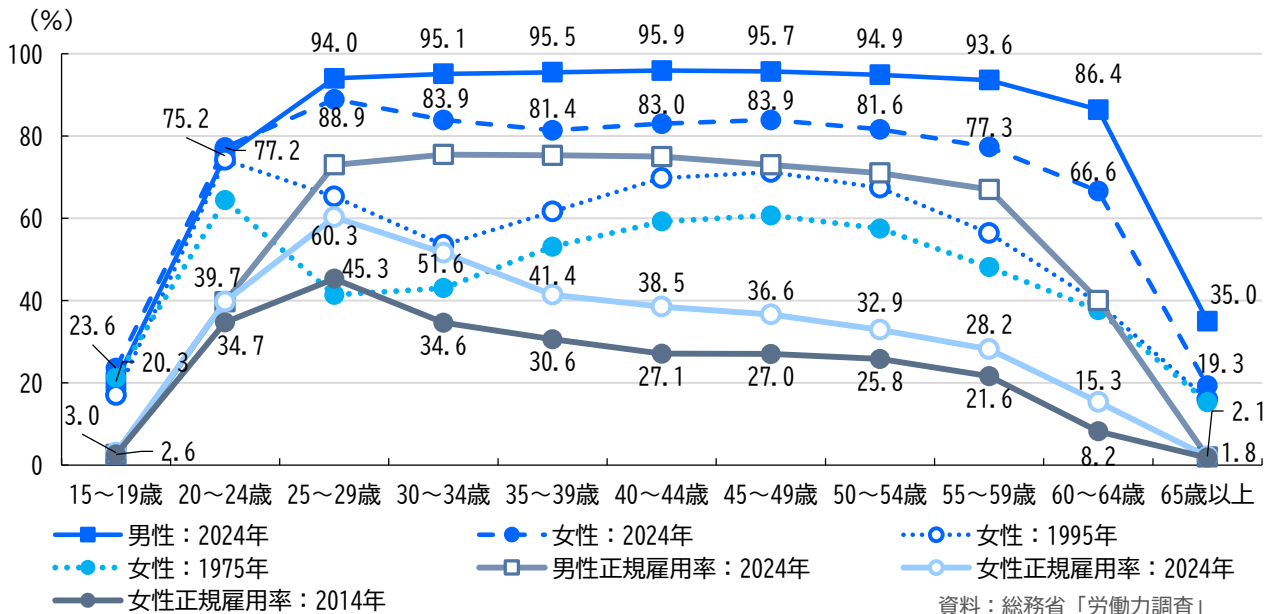
■現状と課題■

- 就業は生活の経済的基盤ですが、女性の就業の状況を見ると、年齢階級別正規雇用比率は25～29歳をピークに低下し、30歳以降は非正規雇用が中心となるL字カーブ*を描いています。特に既婚女性からは家事・育児と仕事の両立が難しく、長時間労働や責任が過大となることなどが予想される管理職は敬遠されがちであり、女性の所得向上・経済的自立の障壁となっています。
- 「女性活躍推進法」に基づき、職場での女性活躍を推進する行動計画である一般事業主行動計画は、従業員101人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務付けられているが、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」では、その認知度は4割に留まっており、周知の拡大が必要である。
- あらゆる分野での女性活躍を推進していくために、ライフステージに応じた働き方を選択し、能力を十分に発揮できるよう、より安心して選択できる環境の整備が望まれています。
- 近年日本では大規模な自然災害が頻発し、被災地では日常生活もままならない状況となることが想定されるため、災害支援や避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、性的マイノリティ*など多様な視点を取り入れることが重要です。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」では、避難所運営や設備に女性の視点を活かすことを望む意見が多く、今後も首都圏直下地震などの発生が想定されている中、区においても防災分野での女性の参画や男女共同参画の視点からの防災体制の確立を進めていくことが必要です。

* L字カーブ：女性の正規雇用比率などが20代後半をピークに低下し、その後も回復しにくい傾向を示すグラフの形状のこと。

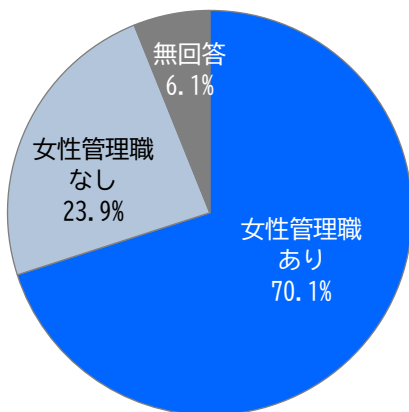
*性的マイノリティ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性別が異なる人・性別に違和感がある人）など性の在り方が少数派の人々を広く表す総称。クエア（性的マイノリティを包括する言葉）・クエスチョニング（自らの性の在り方がわからない、固定化していない人）を加えた「LGBTQ」とも呼ばれている。

① 女性の就業率・正規雇用比率と男性の正規雇用比率



女性の就業率で見られる「M字カーブ*」は解消しつつありますが、女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳の60.3%をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況、いわゆる「L字カーブ」がみられます。出産・育児で一時休職または退職した後、非正規雇用へ転換する女性が多い傾向にあります。職場の仕事と育児（生活）の両立支援制度が不十分であること、キャリアの中断による昇進機会の男女差、昇進による業務の負担への懸念など様々な要因がありますが、出産後も離職やキャリアを断念することがなく、希望に応じて働ける環境整備が重要です。

② 係長相当職以上の女性管理職を有する事業所

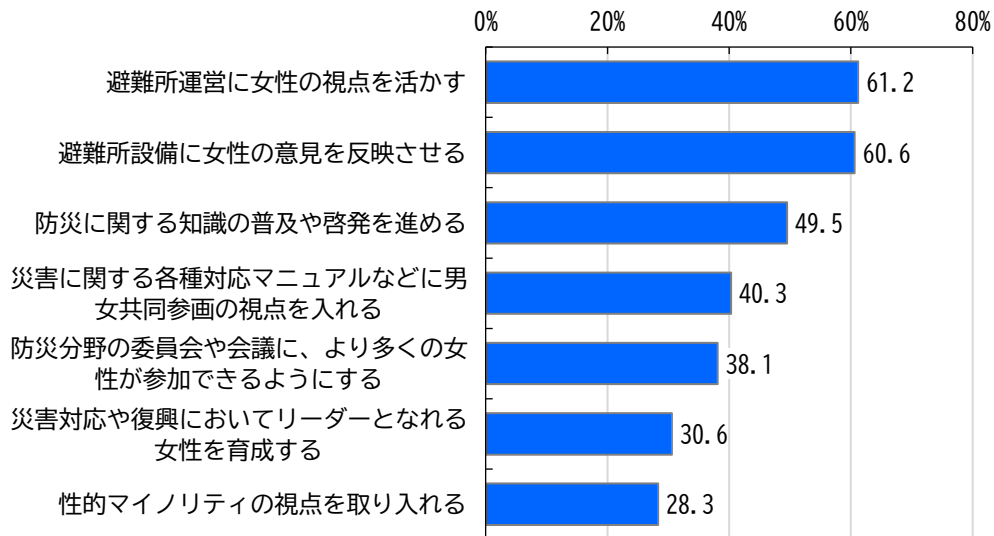


令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によると、区内企業では70.1%の事業所が女性管理職を配置しており、令和2年度調査64.7%に比べてやや増加しているものの、伸び悩んでいる状況にあります。性別に関わらず自らの希望に応じて能力や意欲を発揮するというジェンダー平等社会の実現や人材確保、多様な視点を取り入れる観点からも女性に対する支援と管理職になっていくための仕組みづくりが必要です。

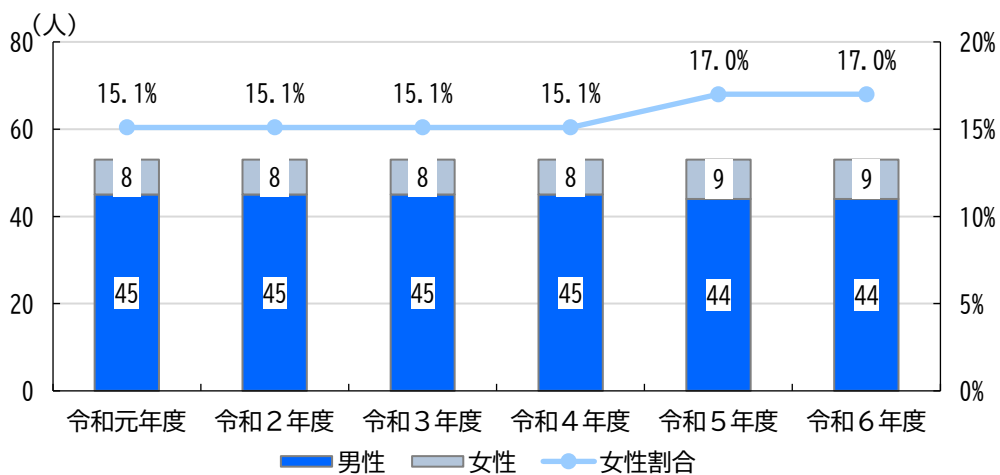
資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

*M字カーブ：女性の労働力率を年齢階級別にグラフで示した際、出産や子育て期に一度低下し、その後再就職等により再び上昇する傾向を示すグラフの形状のこと。

③ 防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況(各年度)

令和6年「区民意識・実態調査」によれば、防災分野で男女共同参画の視点を活かすには「避難所運営に女性の視点を活かす」が61.2%と最も高く、次いで「避難所設備に女性の意見を反映させる」が60.6%となっており、災害時の避難所での運営・設備両面で男女共同参画の視点を活かすことが求められています。

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震、豪雨災害など相次いで自然災害が発生する中、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など、防災・災害復興の分野への女性の参画の必要性が高まっています。このような状況の中、区では、区防災会議における女性委員の割合は、東日本大震災の翌々年の平成25年には10%を超え、能登半島地震の令和6年には17%と増加傾向にあります。

■施策の方向性■

1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース・ライフステージに応じた働き方の支援を行うことにより、出産・育児等によるキャリア中断を防ぎ、女性自らが意欲や能力を発揮できる環境を整備します。

2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ

事業者の女性活躍の取組みを推進するための周知・啓発を図ります。

3 地域や防災分野における女性の参画促進

地域におけるジェンダー平等を推進するために、女性が地域においてリーダーシップを発揮していけるよう、女性リーダーの養成や創出を進めます。

防災会議への女性委員の登用や女性防災コーディネーターの創出を進め、災害対策や避難所運営などにおける、ジェンダー平等の視点を反映した取組みを進めます。

■事業展開■

1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

No.	事業名	担当課
1-1	女性の就労・起業や再就職に関する講座や相談の実施	人権・男女共同参画課
	女性の就労や起業等に関する様々なニーズに応じた講座や相談を実施します。	
1-2	女性起業家支援事業の実施	人権・男女共同参画課
	女性起業家が地域とのつながりを深めながら継続的に事業を展開していくための学びやネットワークにつなげることを目的に、女性起業家による講演、起業・経営相談会、交流会を実施します。	
1-3	女性の就労や働き方に関するリーフレットの配布	人権・男女共同参画課
	女性のキャリア形成や多様な働き方の支援に関する情報をまとめた「働きたい・働く女性のための講座・相談等のご案内」を配布します。	
1-4	再就職に関するセミナーの開催	世田谷区産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課
	再就職を目指す女性に向けて年間を通して就職支援セミナーを実施します。	

2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ

No.	事業名	担当課
2-1	調整中	
	調整中	

3 地域や防災分野における女性の参画促進

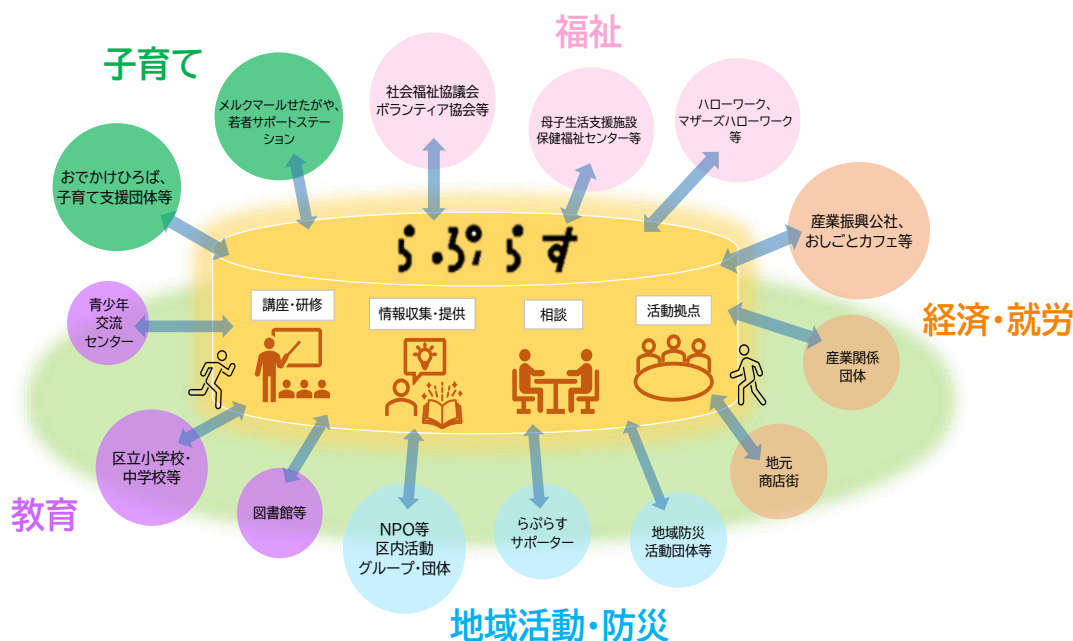
No.	事業名	担当課
3-1	地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの導入	災害対策課
	地域防災計画に乳幼児や妊産婦などに対して特別な配慮が必要であることを記載するとともに、女性や子どもなどの避難生活におけるニーズの把握や環境整備の手法を検討します。	
3-2	防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充)	災害対策課
	防災士資格取得助成事業において、女性枠を設け、女性リーダーの育成を促進します。	
3-3	せたがや女性防災コーディネーター(避難所運営組織における女性リーダー)養成講座の実施	災害対策課
	避難所運営における意思決定や地域の防災活動に参画し、多様性の視点からの問題提起や対策の提案等を行う女性防災コーディネーターを養成するため、講座を実施します。	
3-4	女性の視点で考える防災に関する講座の実施	人権・男女共同参画課
	ジェンダー平等の視点を踏まえ、防災意識を高めるため、女性の視点で考える防災・減災講座を開催します。	
3-5	町会・自治会長の女性割合状況調査の実施	人権・男女共同参画課
	町会・自治会長における女性割合を把握し、地域活動における女性リーダーの参画を促進します。	

課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進

■現状と課題■

- 男女共同参画センター「らぷらす」は、平成3年（1991年）に開設以来、30年以上にわたり、世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設として《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》と区民の主体的な活動を支援する場として、区の地域におけるジェンダー平等を推進してきました。
- しかし、令和6年度「区民意識・実態調査」によると男女共同参画センター「らぷらす」を「知っている」と回答した人の割合は、17.3%にとどまっており、認知度向上が大きな課題となっています。
- 男女共同参画センターの基本機能である《講座・研修》《情報収集・提供》の事業を通じ、多くの人々がジェンダー平等の考え方に触れ、理解を深める機会を提供するとともに《相談》の事業により、ジェンダーに起因する悩みや困りごとに寄り添うことで地域におけるジェンダー平等を図ることが必要です。
- さらに、区民の主体的な活動を促すため、活動の拠点としての機能を強化するとともに、『地域に開かれた「らぷらす」』として、関係機関・地域団体・行政が「お互いの顔が見える関係性」を構築しながら、信頼に基づく協働を進めていくことが不可欠です。
- 今後も社会情勢や区民のニーズを捉えた上で、《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》などの事業を実施するとともに、「らぷらす」の取組みを広く周知し、関連分野との施策、関係機関や地域活動団体などとの連携を通じて、機能の充実を図ることが求められます。

「らぷらす」の事業と連携の図



■施策の方向性■

1 男女共同参画センター機能の充実

社会情勢を踏まえた《講座・研修》《情報収集・提供》《相談》などの事業を実施するため、有識者などからの意見聴取や相談事業の横断的な連携により、男女共同参画センターの機能充実を図ります。

2 地域に開かれた「らぷらす」としての機能の充実

区民交流スペースや研修室の貸出を通じ、区民や区民団体等の主体的な活動を支援していくとともに、ジェンダー平等の考えに触れる機会を創出します。

3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

区関係所管はもとより、関係機関や地域活動団体等と連携し、地域におけるジェンダー平等を推進します。今後はより幅広く団体等との連携強化を図ります。

■事業展開■

1 男女共同参画センター機能の充実

No.	事業名	担当課
1-1	アドバイザー委員会拡大版の実施	人権・男女共同参画課
	有識者・学識経験者・地域活動団体等とともに、事業の方向性や施設の運営などについて意見交換し、今後の事業運営に活かします。	
1-2	拡大カンファレンスの実施	人権・男女共同参画課
	相談・居場所事業から把握できるニーズを各相談事業の相談員等と共有することにより、事業間の連携強化を図ります。	
1-3	災害時の女性支援拠点としての相談機能の整備	人権・男女共同参画課
	災害時における各種相談や就労支援等生活再建支援を含めた女性支援の拠点としての機能強化を図ります。	

2 地域に開かれた「らぷらす」としての機能の充実

No.	事業名	担当課
2-1	区民の主体的な活動の支援	人権・男女共同参画課
	個人や団体などを対象に、交流コーナーや団体活動スペース、研修室などを提供し、ジェンダー平等に関する活動を支援します。	
2-2	若者世代に向けたジェンダー平等に触れる機会の創出	人権・男女共同参画課
	若者世代が施設を訪れ、ジェンダー平等の考えに触れてもらえるよう、学生に向け研修室を自習室として開放するとともに、書籍やパネル等の展示を行います。	
2-3	子育て世代に向けた施設の開放	人権・男女共同参画課
	施設利用者だけでなく、施設に立ち寄った子育て世代に対し、子ども室と授乳室、親子スペースを開放するとともに、絵本や紙芝居なども配架し、親子で利用できる環境を整備します。	
2-4	区立図書館における情報発信	中央図書館
	男女共同参画センター「らぷらす」と連携した展示等の情報提供に加え、「らぷらす」の図書室の本を図書館で返却可能にするなど利便性の向上を図ります。	

3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

No.	事業名	担当課														
3-1	男女共同参画機構(ナショナルセンター)との連携	人権・男女共同参画課														
	会議や研修への参加を通じ、専門的知見を取得するとともに、男女共同参画機構が所蔵のパネル及び図書を活用し、区民等のジェンダー平等に関する意識の啓発に取り組みます。															
3-2	登録団体連絡会の実施	人権・男女共同参画課														
	男女共同参画センター「らぷらす」を利用する登録団体の活動を互いに紹介し、交流することにより、登録団体間でのネットワークを構築し、地域におけるジェンダー平等を推進します。															
3-3	区民企画協働事業の実施	人権・男女共同参画課														
	地域における課題やニーズを発掘するとともに、区民等の主体的な活動を支援することで、地域におけるジェンダー平等を推進します。															
3-4	区関係施設や地域活動団体等との連携	人権・男女共同参画課														
	区の関係施設や地域活動団体等との連携を通じて、地域におけるジェンダー平等を推進します。															
重点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	連携回数(回)							
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度										
連携回数(回)																
3-5	らぷらすサポーターの創出	人権・男女共同参画課														
	男女共同参画センター「らぷらす」が実施する事業にサポーターを募集し、区民等の主体的な参画の場を創出します。															

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が
守られる社会の実現

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

- ◇暴力やハラスメントは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではないとの認識のもと、すべての人が人権を尊重され、安全かつ安心して生活できる権利を享受しています。
- ◇女性に対する暴力の背景にある、社会における男女の置かれた状況の違いや根深い偏見等を踏まえ、人権尊重の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、男性、子ども、性的マイノリティ等多様な被害者の存在を前提に、あらゆる人への暴力を容認しない社会意識の醸成を目指します。
- ◇依然として残る男女格差について、ジェンダー平等の観点から格差を是正し、女性を取り巻く困難さを解消し、意思が尊重されながら安心かつ自立して暮らすことができる環境づくりを目指します。
- ◇性犯罪・性暴力は個人の尊厳を踏みにじる行為であり、被害を一人で抱えこまずに相談できる社会の意識醸成と、迅速かつ適切な支援につながる体制の充実を目指します。

課題・施策の体系

課題	施策
課題5 暴力やハラスメント防止の啓発	1 暴力の防止とアクティブ・バイスタンダーとなるための意識づくり 2 デートDVや性犯罪等の暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発
課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援	1 ニーズに応じた相談事業の実施 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 3 関係機関との連携を通じた支援の充実 4 被害者支援と児童虐待防止の連携
課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援	1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 2 居場所の創出と生活力の向上支援 3 関係機関や民間団体との連携
課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実	1 相談窓口の周知と被害者支援 2 国や都、関係機関との連携

現状把握指標

指標名	単位	令和6年度
「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	%	65.5

成果指標

課題	指標名	単位	現状値	最終目標値
			令和8年度	令和13年度
5	DV防止研修等の参加者数	人		
6・7	女性相談窓口の認知度	%		
8	世田谷区犯罪被害者等相談窓口の認知度	%		

重点事業

課題	事業名	掲載ページ
課題5	DV等暴力防止に向けた講座の実施	p. 90
課題5	調整中	
課題6	配偶者等相談支援センターにおける相談	p. 96
課題6	DV被害者支援と児童虐待防止に関する広報・周知の一体的展開	p. 99
課題7	女性相談窓口の案内及び周知強化	p. 103
課題7	調整中	
課題8	犯罪被害者等相談窓口/支援策の周知	p. 111

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

■現状と課題■

- 様々な暴力やハラスメントは、個人の尊厳を損ない、安心して暮らし働くことを困難にするものであり、ジェンダー平等社会の実現を阻む大きな要因となっています。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメントは、相談しづらく、問題が潜在化しやすいです。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DV防止法について認知度は9割以上と高い一方、内容まで理解している人は約半数にとどまっています。特に男性の理解度が女性より低い傾向がみられます。また、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」では、約4割の事業所でハラスメントが「問題になったことがある」「実態としてある」と回答し、職場におけるハラスメントが依然として身近な課題であることがうかがえます。
- 区では、DV防止や性暴力防止、人権尊重に関する講座や啓発イベント、教育現場等における若年層へのデートDV防止の取組み等を進めているものの、暴力やハラスメントを「自分ごと」として捉え、行動につなげる意識の醸成には、なお課題が残されています。
- 暴力やハラスメントの防止には、「許されない行為」であるとの認識を広げるとともに、周囲が見過ごさず支援につなぐ意識の醸成が重要です。また、若年層を取り巻く環境では、インターネットやSNS等の普及に伴い、同意のない性的動画や画像の撮影や拡散、リベンジポルノ*や生成AIを悪用したディープフェイクポルノ*等の「デジタル性暴力*」等新たな課題が顕在化しており、低年齢層からの継続的な教育や二次被害防止を含めた啓発の強化が求められています。さらにハラスメントについては、事業者への法令周知や相談体制の整備に加え、管理職や従業員の意識改革が不可欠であり、継続的な周知・啓発が必要です。
- 今後は、暴力やハラスメントを「知識」として知る段階から、アクティブ・バイスタンダー*として「行動につなげる」段階へと意識を高め、区民一人ひとりが支え合う社会の実現に向けて、意識を醸成する多様な取組みを進めていく必要があります。

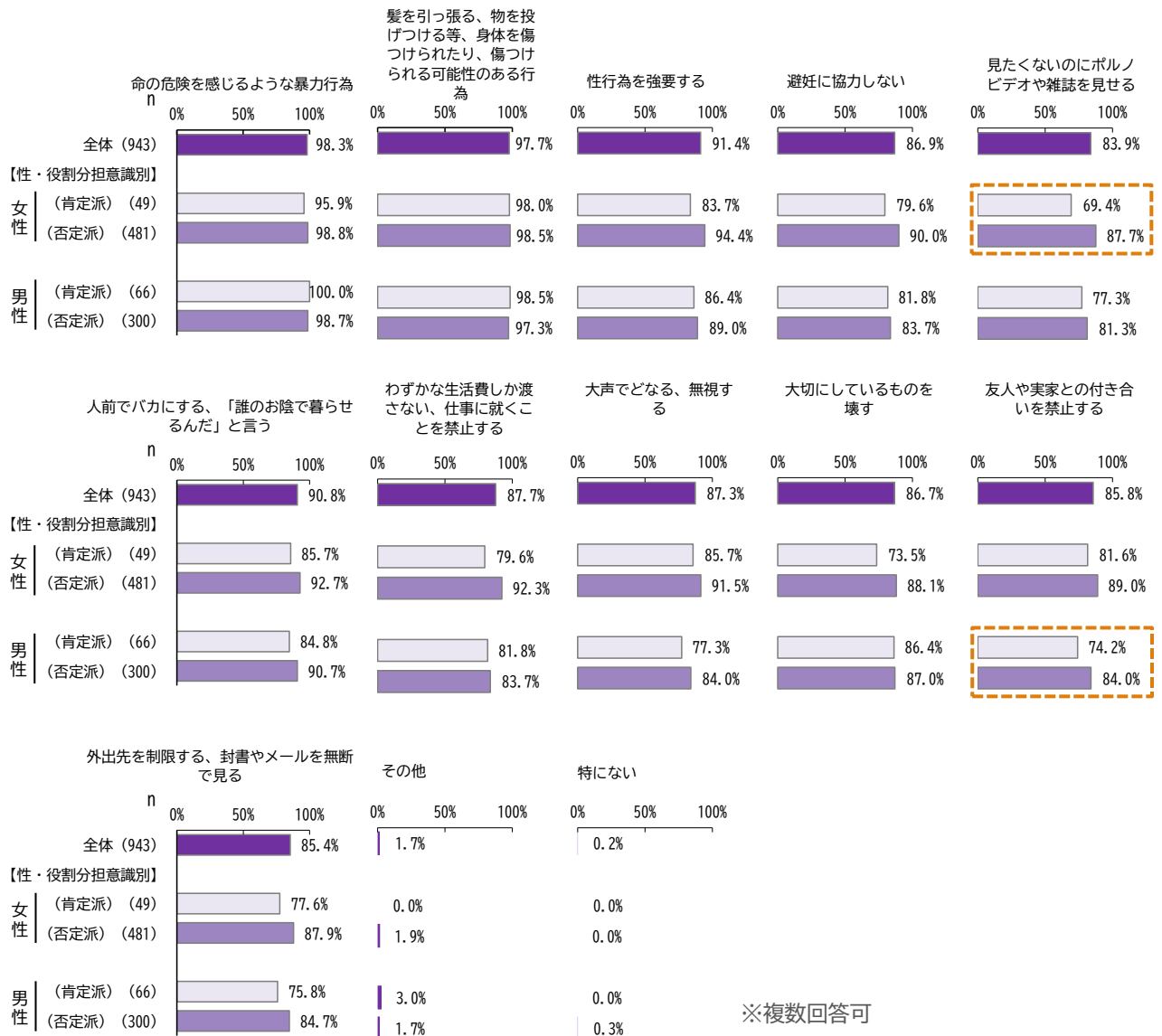
*リベンジポルノ：元交際相手や元配偶者、またインターネットで知り合った人が別れた腹いせや嫌がらせ目的として、性的な画像や動画を同意なく不特定多数の人に公開する行為やその画像等のこと。

*ディープフェイクポルノ：AI（人工知能）の技術を用いて、実際の人物の偽物の性的な画像や動画を生成する行為やその画像等のこと。

*デジタル性暴力：デジタル機器・情報通信技術（ICT）を用いた性暴力被害のこと。例えば、SNSを通じて性的な画像・動画を要求されたり、それらの画像や盗撮されたものを同意なく拡散されること（リベンジポルノ等）、またAIの技術を用いて性的な画像や動画を生成されることなどを指す。

*アクティブ・バイスタンダー：ハラスメントや暴力、差別が発生した際に、傍観せず積極的に行動し、被害を軽減する第三者のこと。

① ドメスティック・バイオレンスに関する区民意識（固定的役割分担意識との相関）

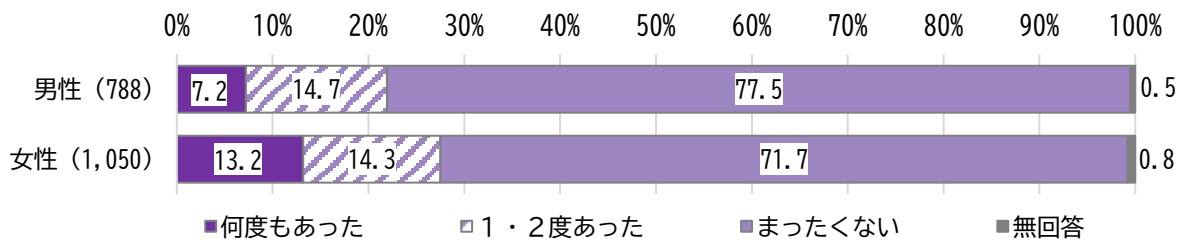


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

ドメスティック・バイオレンスの認識について、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の《肯定派》と《否定派》による意識の違いをみると、概ね《肯定派》の方が「ドメスティック・バイオレンスである」との認識が低い傾向にあり、固定的性別役割分担意識がその背景の一因と考えられます。

また、《肯定派》と《否定派》での差が最も大きかった事項は女性と男性で異なり、女性では「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」、男性では「友人や実家との付き合いを禁止する」となっています。性別等によって問題視されやすい行為は異なり、被害として受け止められやすい場面も異なる場合があることがうかがえます。

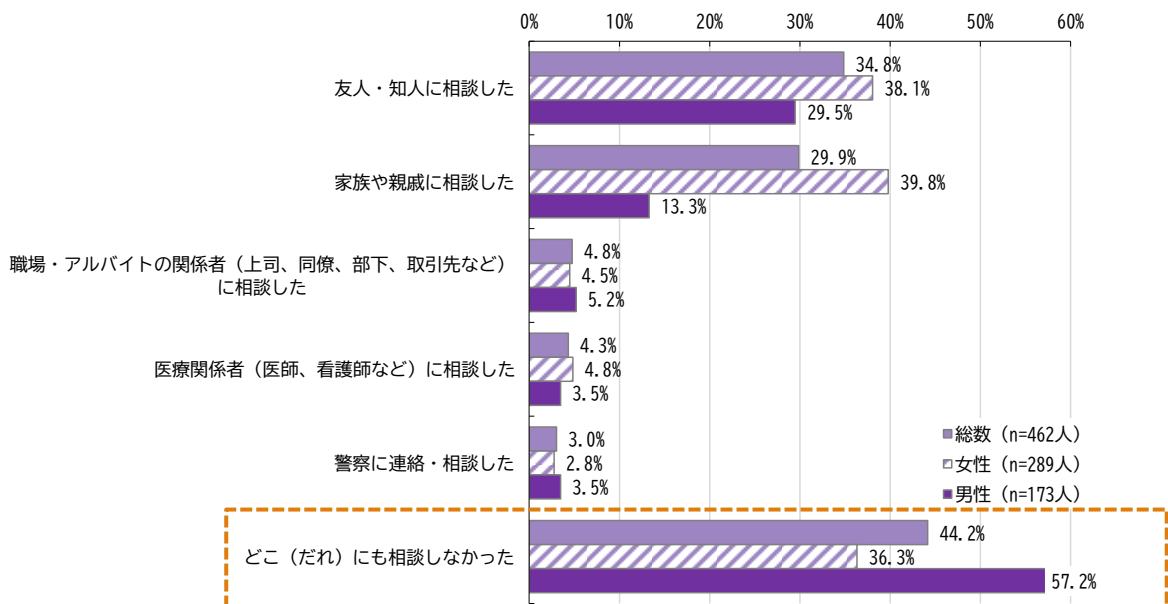
② 配偶者等からの暴力の被害経験



資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、配偶者等からの暴力の被害経験は、男性が21.9%、女性が27.5%となっており、女性の方がやや高くなっています。また、被害経験が「何度もあった」女性は男性よりも6ポイント高く、より深刻な被害を受けている傾向がうかがえます。

③ 配偶者からの暴力の相談先

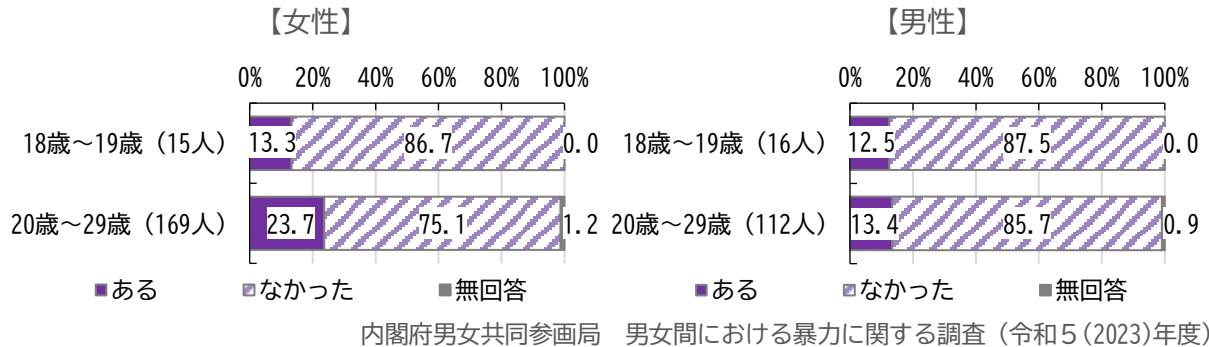


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、配偶者からの暴力の相談先としては、「友人・知人」が最も多く、次いで、「家族や親戚」となっています。配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、公的な機関への相談は非常に少ないです。一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が4割程度と多く、特に男性は女性に比べて20.9ポイント高くなっています。

こうした支援に繋がりにくい実態から、相談先の周知やアクセスのあり方が重要となります。

④ 交際相手からの暴力の被害経験（10～20代）

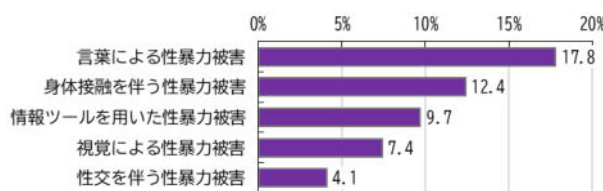


内閣府の調査によると、交際相手からの暴力（デートDV）の被害経験については、「なかった」との回答が最も多いものの、10代では男女ともに1割以上、20代では女性で2割以上、男性でも1割以上が被害経験を有しており、若年層において、一定の割合でデートDVが発生している実態がうかがえます。

被害内容としては、「心理的攻撃」の割合が高く、身体的暴力に至らない段階であっても、精神的な負担や関係性の中での支配が生じている可能性がうかがえます。

⑤-1 若年層の性暴力被害の遭遇率

<性暴力被害の遭遇率> (n=6, 224)



言葉による性暴力被害	言葉で性的に嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
身体接触を伴う性暴力被害	体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
情報ツールを用いた性暴力被害	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう要求された、なりすました相手からの性的な嫌がらせを受けた 等
視覚による性暴力被害	相手の裸や性器を見せられた 等
性交を伴う性暴力被害	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性交させられた 等

<身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率>

	16歳～19歳	20～24歳	計
女性	11.7%(167)	16.7%(460)	15.0%(627)
男性	3.5%(19)	5.8%(76)	5.1%(95)
その他・答えたくない	21.7%(18)	28.0%(30)	25.3%(48)
計	9.9%(204)	13.6%(566)	12.4%(770)

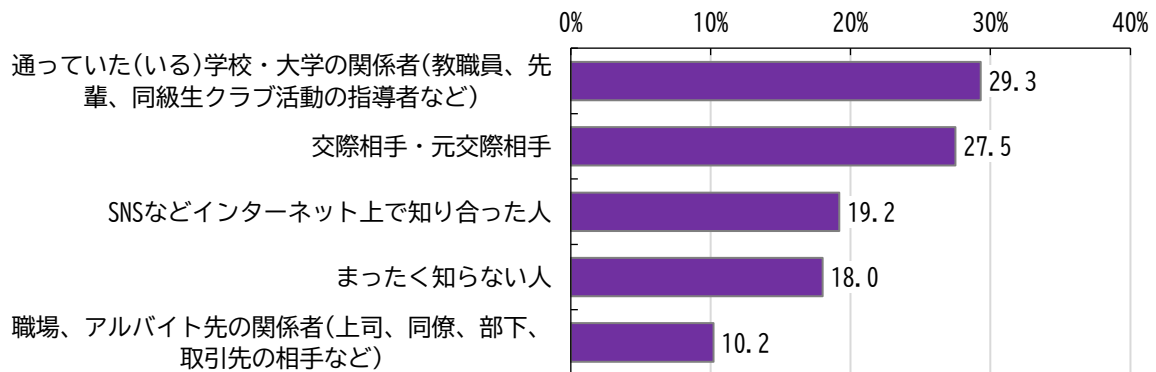
<性交を伴う性暴力被害の遭遇率>

	16歳～19歳	20～24歳	計
女性	2.7%(39)	5.7%(158)	4.7%(197)
男性	0.5%(3)	2.7%(36)	2.1%(39)
その他・答えたくない	4.8%(4)	14.0%(15)	10.0%(19)
計	2.2%(46)	5.0%(209)	4.1%(255)

内閣府の調査によると、性暴力の被害は種類によって発生率が異なり、特に「言葉による性暴力被害」が多くなっています。さらに、一次調査に回答した若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害を受けた経験があることが明らかになっています。

若年層の12.4%（女性：15%、男性：5.1%）は身体接触を伴う被害を、若年層の4.1%（女性：4.7%、男性：2.1%）は性交を伴う被害を経験しています。

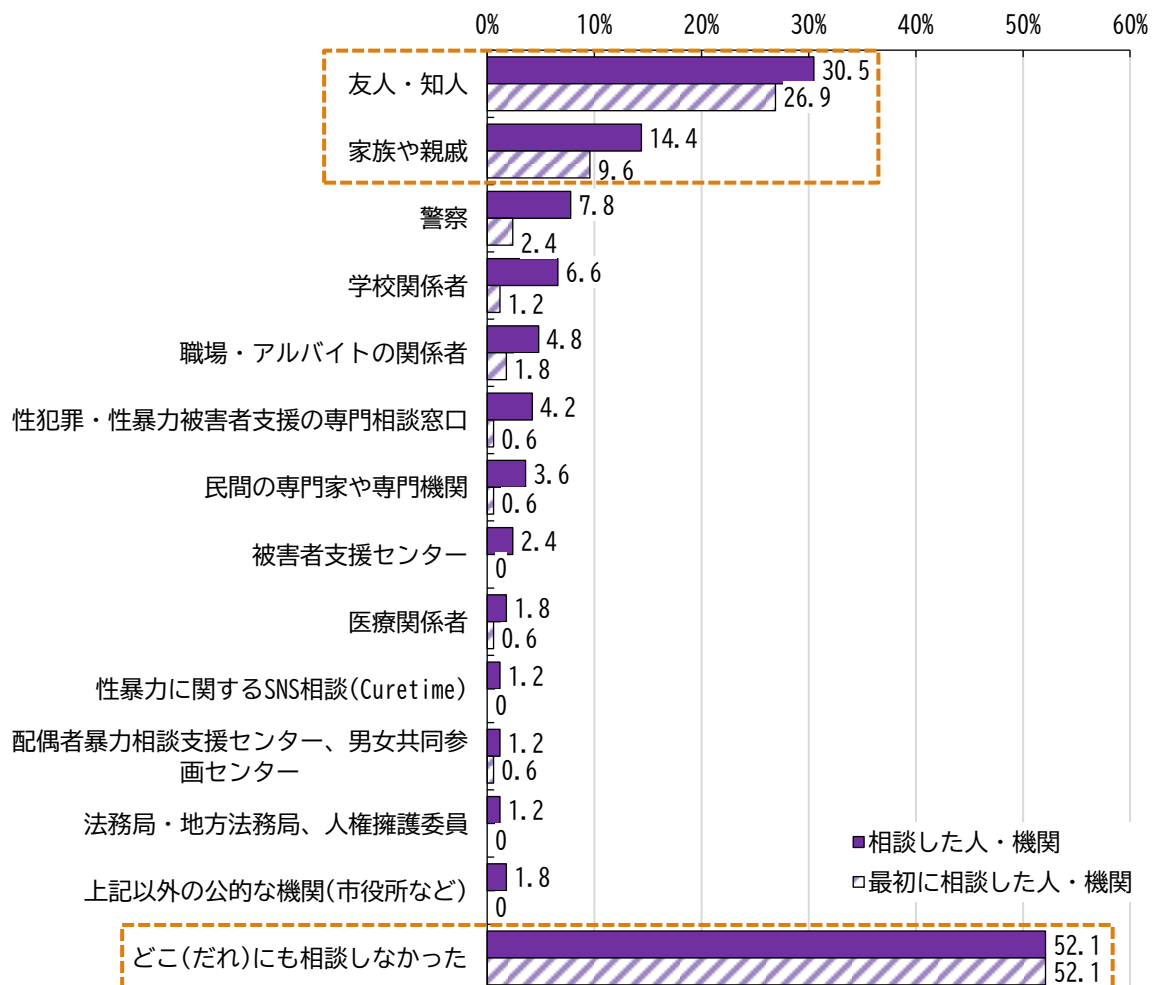
⑤-2 性交を伴う性暴力被害 加害者との関係



資料：内閣府男女共同参画局 「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和4(2022)年3月）

性交を伴う性暴力被害の加害者は、学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）、（元）交際相手、SNS等インターネットで知り合った人が多くなっています。

⑤-3 性暴力被害について相談した人と機関、初めて相談した人と機関

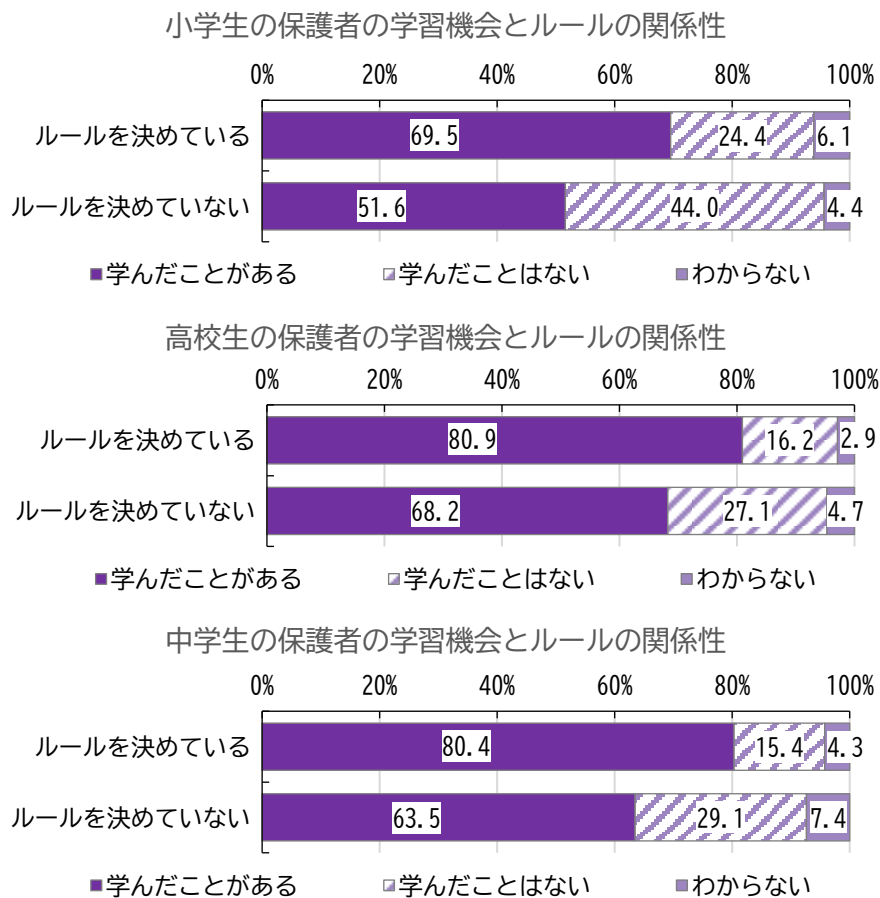


資料：内閣府男女共同参画局 「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和4(2022)年3月）

性暴力の被害に遭っても、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が半数以上となっています。一方、相談した人の相談先は身近な人（「友人・知人」「家族や親戚」）が多く、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、公的な機関への相談は非常に少なくなっています。

相談しなかった理由は「恥ずかしくてだれにも言えなかった（36%）」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った（32.2%）」となっており、相談しやすい環境づくりと性暴力被害に関する正しい知識の普及啓発が重要となります。

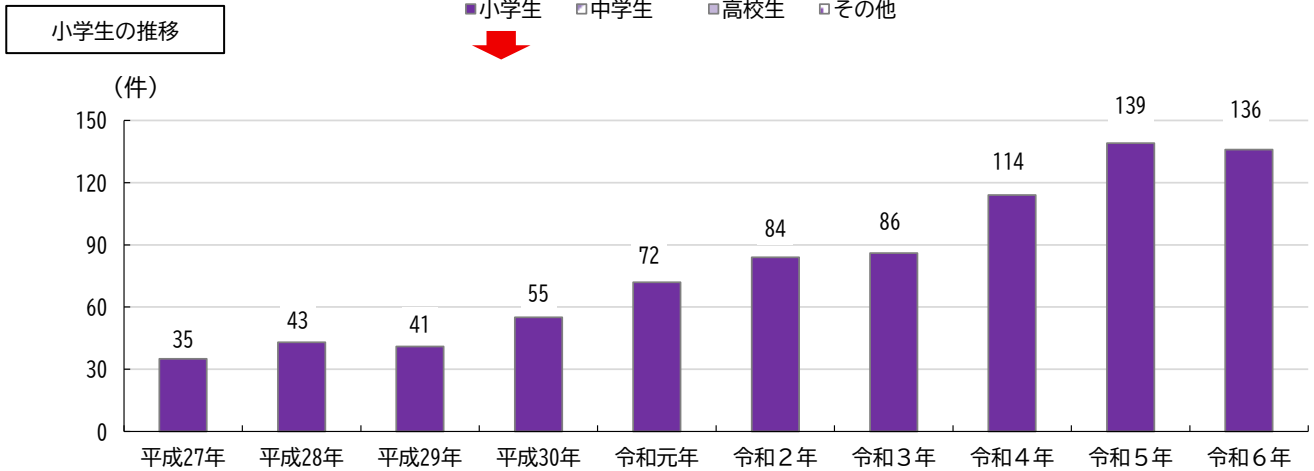
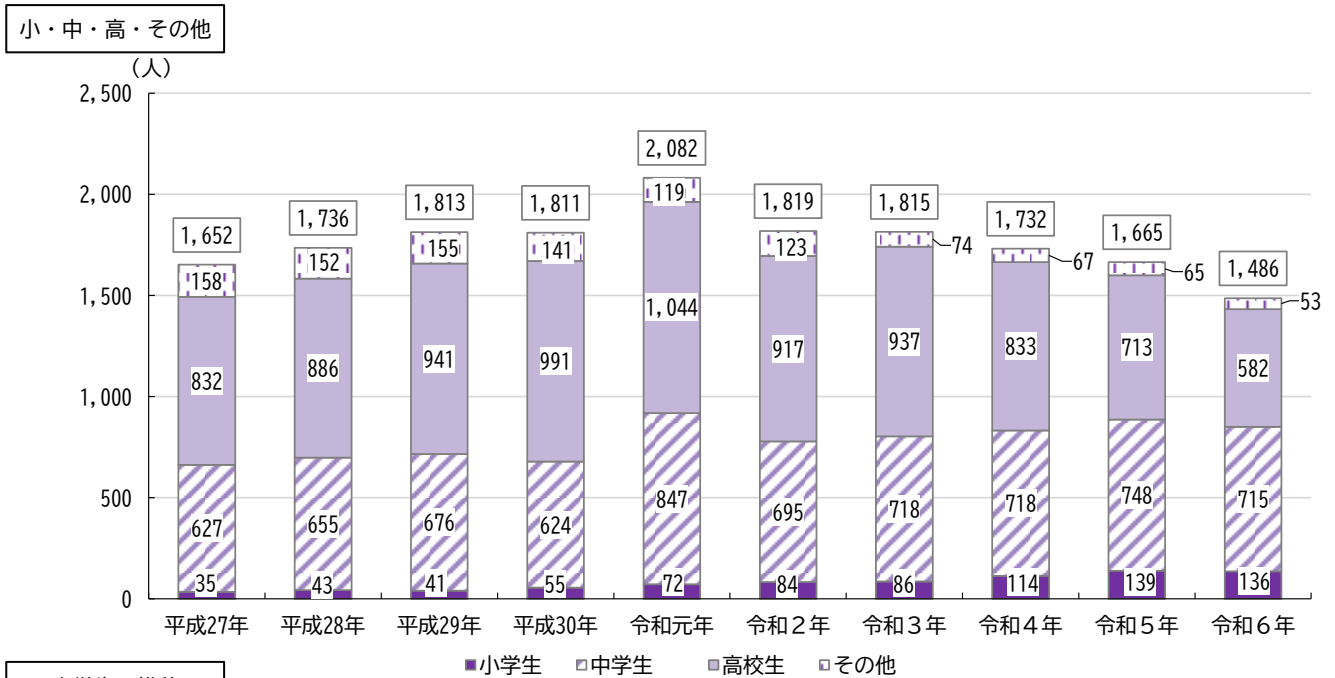
⑥ 保護者の学習機会とルールの関係性



資料：こども家庭庁育成局安全対策課 青少年のインターネット利用環境実態調査（令和7（2025）年3月）

ルールを決めている家庭では、保護者のインターネットの危険性に関する学習を経験している割合が高く、学習機会の有無が家庭内におけるインターネット利用のルール化に影響を及ぼしている可能性があり、保護者への正しい知識の普及啓発と学習機会の提供が重要となります。

⑦-1 SNSに起因する事犯 学識別の被害児童数の推移



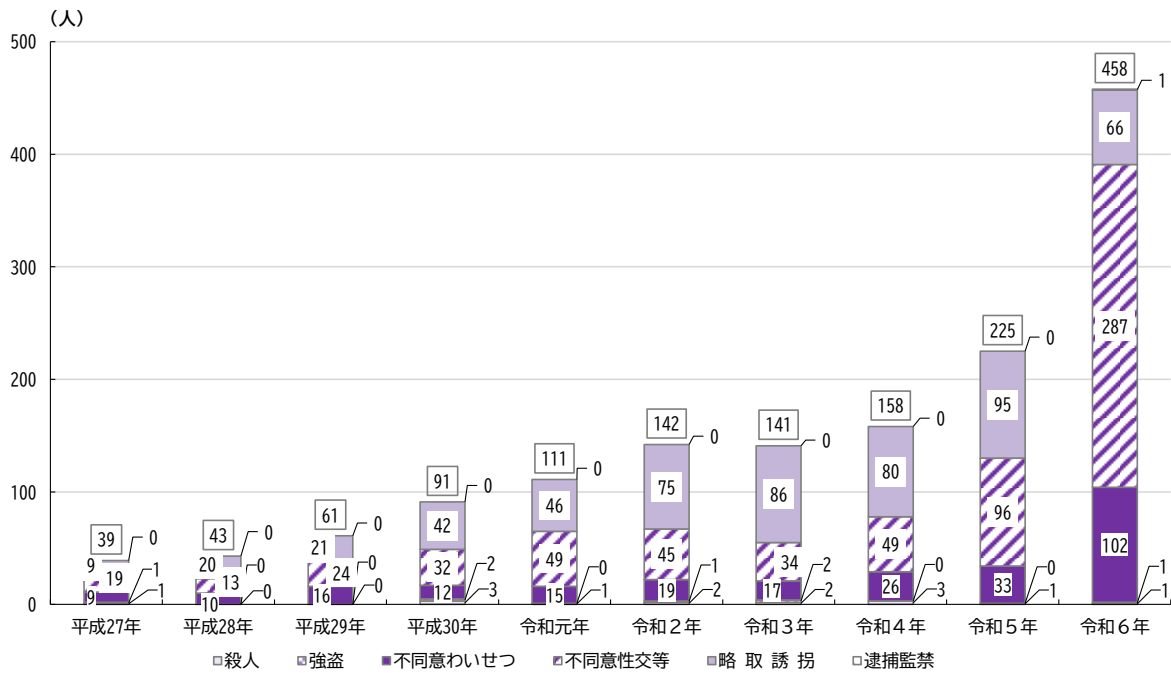
資料：警察庁 警察白書（令和7（2025）年）

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から毎年減少しているものの、依然として高い水準で推移しています。

学識別で見ると、令和6年における小学生の被害児童数は、平成27年比で約4倍に増加しており、低年齢層におけるリスクが相対的に高まっていることがうかがえます。

幼少期からの情報リテラシー教育や、保護者・学校・地域が連携した早期の予防的支援が重要となっています。

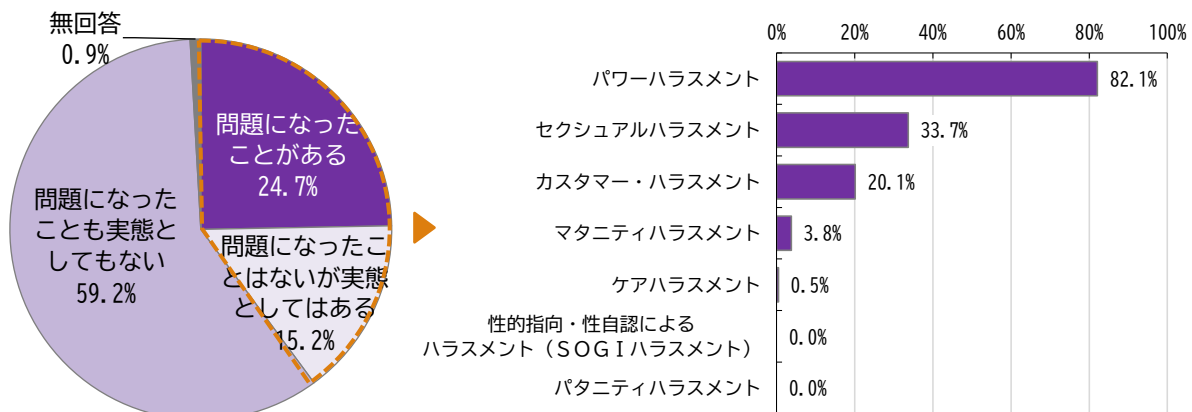
⑦-2 SNSに起因する事犯 重要犯罪等の被害児童数の推移



資料：警察庁 警察白書（令和7（2025）年）

SNSに起因する事犯の被害児童数のうち重要犯罪等は、「不同意性交等」「不同意わいせつ」及び「略取誘拐」が多くを占め、令和6年は特に「不同意性交等」が令和5年比で3倍近く増加しています。

⑧ 区内事業所におけるハラスメント問題の有無とその内容



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によれば、ハラスメントが「問題になったことがある」または「実態としてある」と回答した事業所は約4割となっており、依然として職場内でのハラスメントが発生している実態がうかがえます。中でもパワーハラスメントが8割以上を占めており、職場の上下関係や指導・マネジメントのあり方に関する課題が顕著です。

一方で、「問題になったことも実態としてもない」と回答した割合が最も高く、潜在的に生じているハラスメントを把握できていない可能性も考えられることから、「何がハラスメントに該当するのか」について、周知・啓発を図る必要性もうかがえます。

■施策の方向性■

1 暴力の防止とアクティブ・バイスタンダーとなるための意識づくり

暴力の未然防止と、万が一の被害発生時における早期の相談・支援につなげるため、「何が暴力に該当するのか」について正しい理解の促進を図ります。
また、暴力を受けている人を見かけた場合や、知り得た場合に、周囲の人が「アクティブ・バイスタンダー」となって行動できるよう、「いかなる暴力も許されない」という意識を社会全体で醸成するとともに、被害を受けた際の相談先についての周知啓発を推進します。

2 デートDVや性犯罪等の暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発

子ども・若者を対象に、デートDVや性被害について、「どのような行為が暴力に該当するのか」の理解の促進を図ります。併せて、子ども・若者のインターネットやSNSの利用が広がる中で、インターネット・SNSに関するリテラシーの向上に取り組みます。

3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

事業者が職場におけるハラスメント防止の取組みを推進できるよう、講座の実施や相談窓口の周知等の支援を行うとともに、関係機関との連携による情報共有や、啓発活動を支援します。

■事業展開■

1 暴力の防止とアクティブ・バイスタンダーとなるための意識づくり

No.	事業名	担当課												
1-1	DV防止啓発物の充実	人権・男女共同参画課												
	DV防止カード、DV防止パンフレット(日本語・英語・中国語・ハングル)を配布し、広く周知・啓発を行います。													
1-2 重点	DV等暴力防止に向けた講座の実施	人権・男女共同参画課												
	DVやデートDVに関する基礎知識の習得や情報提供を目的とした講座を実施し、DVやデートDV防止に向けた理解促進を図ります。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座の実施回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	講座の実施回数(回)				
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度								
講座の実施回数(回)														
1-3	アクティブ・バイスタンダー養成講座の実施	人権・男女共同参画課												
	ハラスメントや差別が生じる背景、アクティブ・バイスタンダーの役割などの基礎的な知識を習得し、アクティブ・バイスタンダーを養成する講座を実施します。													

2 デートDVや性犯罪等の暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発

No.	事業名	担当課
2-1	デートDV防止啓発物による若年層への啓発 若年層を対象としたデートDV防止リーフレットを学校等に配布し、広く周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画課
2-2	デートDV防止ファシリテーターの養成 男女共同参画センター「らぷらす」にて、大学生のデートDV防止に関する知識習得と理解促進を図るため、インターンシップを通じ、ファシリテーターを養成します。	人権・男女共同参画課
2-3	パンフレット等の発行（「子どもの虐待防止ハンドブック」「DVによる心理的虐待」等） 子どもの虐待対応について、基礎的な内容を中心に、気づきのポイントや対応に関する仕組みや取組みなどを取り上げた関係者向けハンドブックや、区民向けリーフレットの作成・配布します。	児童相談支援課
2-4	子ども虐待に関する関係機関向け人材研修 児童虐待に関する知識を深め、未然に防止するために、基礎講座の開催や依頼に応じた出前講座・研修講師派遣等を行います。	児童相談支援課
2-5	児童・生徒の情報活用能力の育成 子どもたちが様々な情報やICTサービス等を適切かつ効果的に活用して課題解決を図れるよう、ICTリテラシー教育を推進します。	教育DX推進担当課

3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

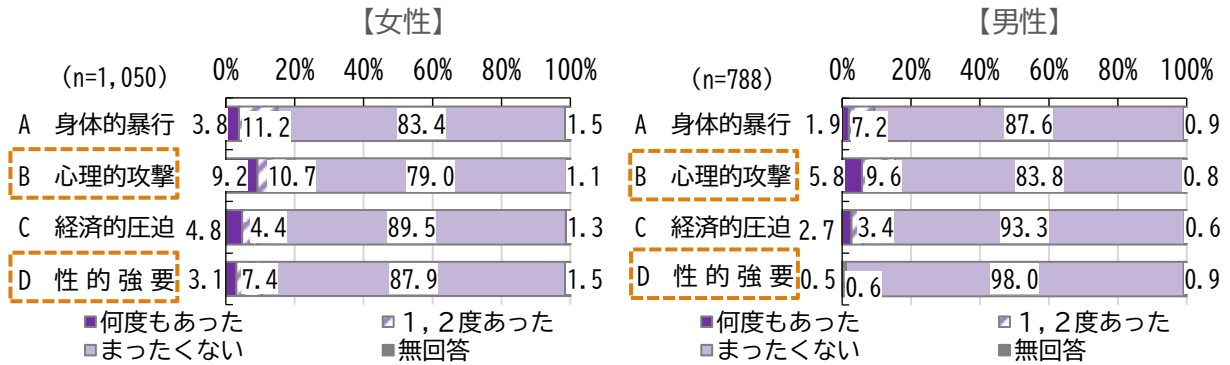
No.	事業名	担当課
3-1	中小事業者向けハラスメント相談窓口外部委託サービスの実施 社内に窓口を設置することが難しい区内の中小事業者を支援するため、外部相談窓口を有料で提供します。	産業振興公社 工業・建設業・雇用促進課

課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援

■現状と課題■

- DVは心身に深刻な影響を及ぼし、その後の生活にも大きな困難をもたらすことから、被害者への切れ目のない支援が重要です。
 - DVは家庭内で起こることで潜在化・深刻化しやすく、子どもへの直接的な暴力がなくても心理的影響を及ぼすことから、児童虐待との関連も大きいです。また、男性、子ども、障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティ等、様々な状況や立場にある被害者への配慮も求められています。
 - 令和5年のDV防止法改正により、保護命令制度の拡充等法的支援体制は強化されつつありますが、令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DVや性暴力、児童虐待への対応が十分でないと感じている区民も多く、特に女性の割合が高い等、意識面での課題がみられます。
 - 区では、「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、関係各課・民間団体との連携により、一時保護や生活再建に向けた支援を行っています。また、各種相談窓口の設置により、安心して支援につながれる体制を整えています。各総合支所子ども家庭支援センターでの相談状況をみると、相談件数は増加傾向にある一方、実人数に大きな変化はみられず、継続的な支援を必要とするケースの増加がうかがえます。
 - 一方、被害が潜在化し、早期に支援へつながることが難しいケースも多い状況です。被害状況も多様化しており、若年層の女性被害者や、経済的理由により加害者から離れられない被害者、男性の被害者も一定数みられますが、男性は相談に至りにくい傾向があります。また、DVと児童虐待への対応が別々に行われることで支援が断片化するおそれがあるほか、様々な状況や立場にある被害者に対しては、支援の届きにくさも課題となっています。
 - 今後は、被害の早期把握と相談体制の強化、安全確保と生活再建に向けた支援の充実を図るとともに、関係機関や地域との連携を一層強化し、DV被害者支援と児童虐待防止を一体的に進めていく必要があります。
-

① 配偶者からの暴力の被害経験（男女別・被害経験内容別）

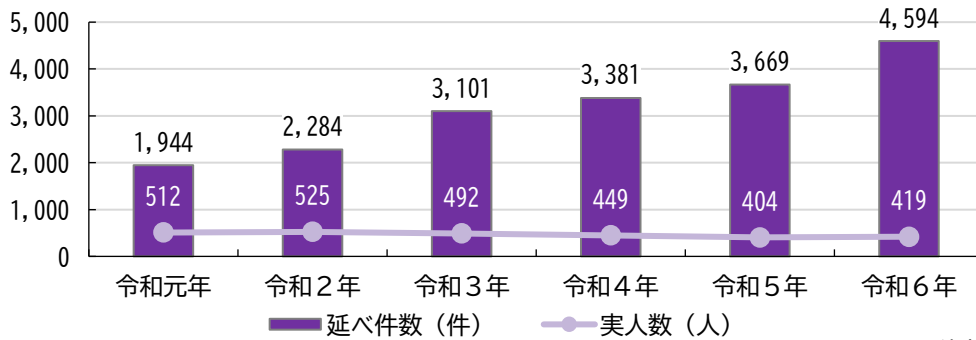


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、男女別・被害内容別の「配偶者からの暴力の被害経験」では、男女ともに「心理的攻撃」の被害が最も多く、かつ複数回にわたって受けている割合も高い傾向にあります。また、女性は男性に比べて「性的強要」の被害の割合が高くなっています。

心理的攻撃は外見上分かりにくく、被害として認識されにくいことから、被害が長期化・深刻化しやすい特徴があるとされています。加えて、性別によって被害の内容や傾向に違いがみられることから、被害の実態に応じた支援や啓発が必要となります。

② 各総合支所子ども家庭支援センターにおけるDVの相談延べ件数・実人数の推移



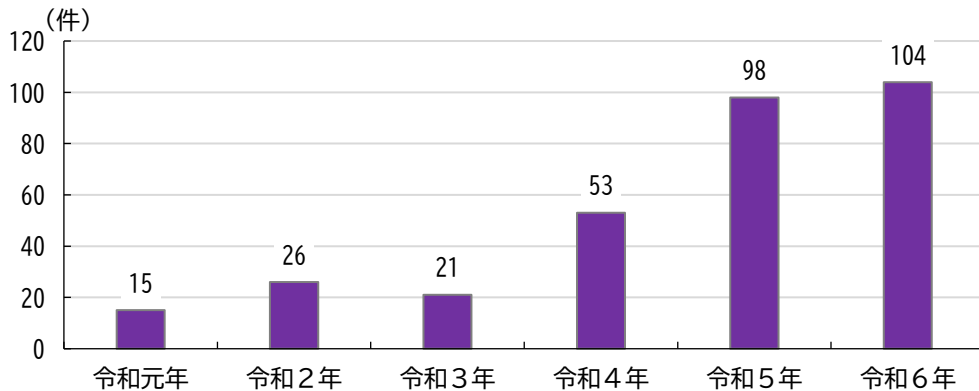
資料：世田谷区

区では、各総合支所の子ども家庭支援センターに女性相談支援員を配置し、DV相談として、支援対象者からの相談に対応しています。

各総合支所における延べ相談件数は、平成30年度までは概ね横ばいで推移していましたが、令和元年度以降は、増加傾向が続いています。一方で、実人数には大きな変化がみられないことから、継続的な支援を必要とするケースが増えていることが延べ相談件数の増加につながっていると考えられます。

相談者に複雑な事象が生じる中で、一人の相談者に対して複数回の相談を実施するケースが多く、今後も相談者に寄り添った支援の実施が望まれます。

③ 世田谷区立男女共同参画センター（「らぷらす」）における男性相談の件数の推移

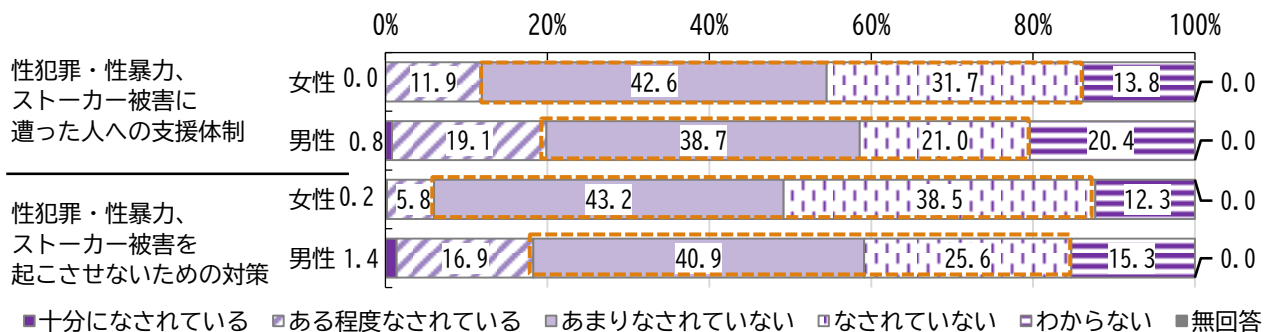


資料：世田谷区

男性相談の相談件数は徐々に増加しており、DVに関係すると考えられる相談も増加傾向にあります。

一方で、固定的性別役割分担意識や相談に対する心理的なハードル等を背景に、男性は支援につながりにくい傾向があるとの指摘もあり、実態に比して相談ニーズが十分に顕在化していない可能性があります。このため、男性が相談しやすい環境づくりや、周知の方法・内容について、検討を進める必要があります。

④ DV及び性暴力に関する人権問題に対する対応状況について（被害者支援、被害防止対策）

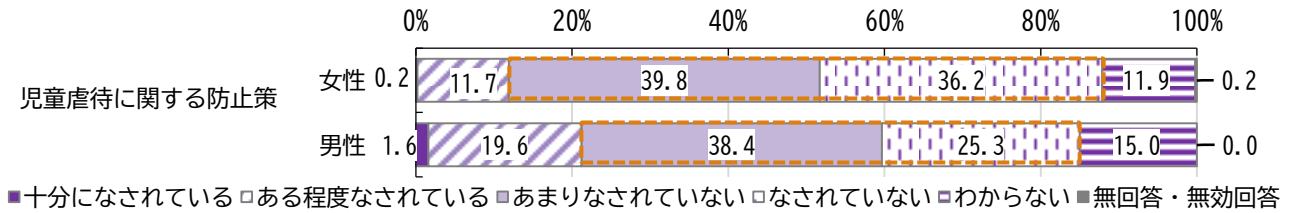


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、DVや性暴力に対して対応がなされていない（あまりなされていない/なされていない）と考える人が半数を超えています。特に、「起こさせないための対策」については、女性は8割以上、男性は6割以上が「なされていない」と認識しており、未然防止の取組みが不十分であると感じている状況がうかがえます。

現在、区が実施する取組みを引き続き実施するとともに、加害についての正しい理解の促進や、各種支援・相談事業について、より多くの区民に情報が行き渡るよう、周知・啓発の強化が求められています。

⑤ DV及び性暴力に関する人権問題に対する対応状況について（児童虐待）



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、児童虐待防止策について対応がなされていない（あまりなされていない/なされていない）と考える人が半数を超えています。女性は7割以上、男性でも6割以上が「なされていない」と認識しており、取組みが不十分であると感じている状況がうかがえます。

一方で、男性において約2割は対応がなされている（十分になされている/ある程度なされている）と回答しており、児童虐待防止策に対する認識にやや男女差がみられます。

今後は庁内及び関係機関等との連携を強化し、区が実施する取組みを引き続き実施するとともに、正しい理解の促進等、周知・啓発の強化が求められています。

■施策の方向性■

1 ニーズに応じた相談事業の実施

DVに関する相談については、複合的な課題が絡み合う場合が多いことを踏まえ、様々な悩みや状況に応じた相談事業を実施します。

2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援

一時保護による安全確保から中長期的な生活再建支援まで、被害者の状況に応じた総合的な支援を推進するとともに、関係各課や民間団体との連携を進めます。また、様々な立場や状況にある被害者も含め、経済的に自立しにくい被害者、若年層、男性の被害者等、複合的な困難を抱える被害者へのきめ細かい支援の充実を図ります。また、今後のである一時避難にかかる宿泊費用の助成や加害者更正支援については引き続き、他自治体の状況を踏まえながら、検討します。

3 関係機関との連携を通じた支援の充実

関係機関との連携により、複合的な課題を抱える被害者を早期に支援につなげるとともに、充実した支援を実施します。

4 被害者支援と児童虐待防止の連携

DVが生じている家庭では、面前DV等の児童虐待が併存する場合がある等、密接な関連がみられることから、児童相談所や関係課等との連携を図ります。さらに、被害者支援と児童虐待防止の取組みを相互に連携させ、被害の早期把握と切れ目のない支援につなげることで、一体的かつ効果的な支援を推進します。

■事業展開■

1 ニーズに応じた相談事業の実施

No.	事業名	担当課													
1-1 重点	配偶者等相談支援センターにおける相談	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課													
	女性相談支援員により、DV被害者の安全確保に必要な助言指導、関係機関との連携等の支援を行います。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談の実施回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	相談の実施回数(回)						
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度									
相談の実施回数(回)															
1-2	女性のための悩みごと・DV相談の実施 男女共同参画センター「らぶらす」にて、女性が抱える人間関係や暴力・ハラスメントなどの様々な悩みについて相談事業を実施します。	人権・男女共同参画課													
1-3	男性相談の実施 男女共同参画センター「らぶらす」にて、男性が抱える人間関係や生き方などの様々な悩みについて相談事業を実施します。	人権・男女共同参画課													

No.	事業名	担当課
1-4	家族関係、離婚、養子縁組、相続などに関する「家庭相談」の実施 養育費、離婚、相続等、家庭生活の法律的な問題について、家庭相談員が相談に応じ、助言指導を行います。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
1-5	暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談 被害者のこころと身体の回復のための個別相談や関係機関連携で支援を行います。	各総合支所保健福祉センター健康づくり課
1-6	子どもの権利擁護機関「せたがやホッと」相談・救済事業 DV被害者と子どもの支援に関する制度、サービス等の情報提供、関係機関との連絡・調整を行います。	子ども・若者支援課

2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援

No.	事業名	担当課
2-1	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施 緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、一時保護を実施します。また、女性相談支援員が保護施設入所に必要な支援を行います。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-2	子ども家庭支援センターによる支援 シェルター等保護施設への同行支援、各手続きや受診等への同行支援、入所後の面接、関係者会議等を行います。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-3	情報連携の自動応答不可設定及びマイナポータルでの自己情報不開示設定の確実な運用 自治体間等におけるDV等被害者に関する情報連携の記録を保護するため、自動応答不可設定及び不開示設定の確実な運用を行います。	マイナンバー担当課
2-4	DV被害者への同行支援・同行警備の実施 DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、DV被害者の希望に応じて、同行支援・同行警備・通訳同行を実施します。	人権・男女共同参画課
2-5	DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援) 女性相談支援員が、DV被害者の生活再建に向け必要な手続き等の情報提供や関係部署への連絡・調整等を行います。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
2-6	子ども家庭支援センターによる子育て支援 DV被害者と子どもの支援に関する制度、サービス等の情報提供、関係機関との連絡・調整を行います。	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

No.	事業名	担当課
2-7	DV被害者に対する特例的な国民健康保険加入、資格確認書の交付 子ども家庭支援課等と連携し、必要に応じて国民健康保険への一時的な特例加入及び資格確認書の交付を行います。	国保・年金課
2-8	公営住宅への入居機会の提供 DV被害者に公営住宅への入居機会を提供するため、じゅうフォメーションや区営住宅等の募集案内において情報提供を図ります。	住宅課
2-9	子どもの就学、転校の配慮 DV被害を理由に住民登録を行わず、区内に居住するDV被害者について、子どもの区立小・中学校への入学又は転校に関する相談を行います。	学務課
2-10	住民基本台帳事務における支援措置に基づく住民票等の交付拒否による申出者等の保護 住民基本台帳事務の支援措置を実施するとともに、支援措置情報の活用ガイドラインに基づき庁内連携を強化します。	住民記録・戸籍課 各総合支所区民課

3 関係機関との連携を通じた支援の充実

No.	事業名	担当課
3-1	区職員向け「DV被害者対応職員ハンドブック」の配布 関係各課を中心として全庁に配布し、区職員のDV被害者対応力向上を図ります。	人権・男女共同参画課
3-2	DV被害者支援団体連絡会の開催 DV被害者の問題解決や自立支援の充実に向けて、DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を開催し、連携を強化します。	人権・男女共同参画課
3-3	DV防止ネットワーク会議の開催 区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止、被害者の早期発見及び保護を目指すとともに、これらの問題に対する認識及び相互の連携を図ります。	人権・男女共同参画課
3-4	DV被害者に対する啓発物の充実、日本年金機構との連携 日本年金機構の配偶者・親族からの暴力被害者の秘密保持の申出等の制度に関し、対象者に窓口で資料を配り情報提供します。	国保・年金課

4 被害者支援と児童虐待防止の連携

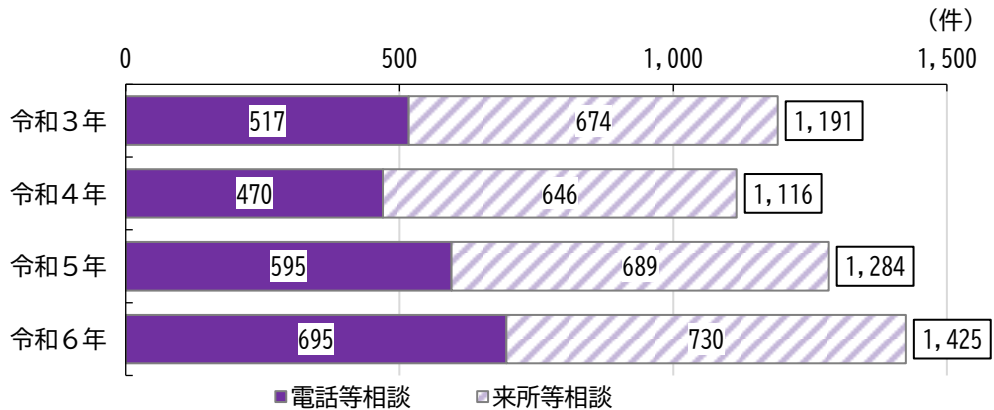
No.	事業名	担当課					
4-1	配偶者暴力相談支援センター機能と子ども家庭支援センター・児童相談所のケース対応における連携 子ども家庭支援課、児童相談所で児童虐待相談やDV相談を受けた場合、両者の係属状況を確認の上、必要に応じて連携して子どもや家庭への支援を行います。	人権・男女共同参画課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課					
4-2	DV被害者支援と児童虐待防止に携わる官民組織の連携 「世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議」と「世田谷区要保護児童支援全区協議会」を一体的に開催し、情報共有と連携のための知識習得を図ります。	人権・男女共同参画課 児童相談支援課					
4-3	DV被害者支援と児童虐待防止に関する広報・周知の一体的展開 児童虐待防止と女性に対する暴力を防止する運動の一体的な広報・周知を行います。	人権・男女共同参画課 児童相談支援課					
重点	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	フラッグ設置箇所数(箇所)						

課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援

■現状と課題■

- 女性は社会において、依然として困難な状況におかれています。社会情勢の変化の中、高齢化や単独世帯の増加、就労環境や生活上の困難の多様化が進み、特に貧困に陥りやすい高齢女性、ひとり親家庭や若年層女性等、複合的な困難を抱える女性も増加しています。
 - 労働の面では、正社員・正職員であっても女性の給料は男性の8割に届かず、日本における男女の賃金格差は国際的に見て大きい状況にあります。また、身体的な面では、女性には月経、妊娠や出産に伴う困難が生じやすく、こうした身体的な困難さが労働や生活において支障をきたしています。さらに、DV、性暴力、性的虐待については、男性も同様の被害に遭うものの、女性の方がより多くの被害に遭っていることが指摘されています。
 - こうした状況を受け、国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定しました（令和6年4月施行）。区では、同法に基づき令和7年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本的方針」という。）」を策定し、方針を踏まえた取組みを推進しています。
 - 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、複数の問題が絡み合い、一体的かつ包括的な支援が必要となるため、今後は、支援を行う女性相談支援員の体制強化や人材育成による支援の充実が重要となります。また、障害、高齢、生活困窮、児童福祉等の福祉的支援が必要になる場合も多く、庁内での連携をより強化することや独自性や柔軟性のある支援を提供する民間団体との連携により、多様なニーズに沿った支援を行っていく等、基本的方針に基づく一層の取組みが求められます。
-

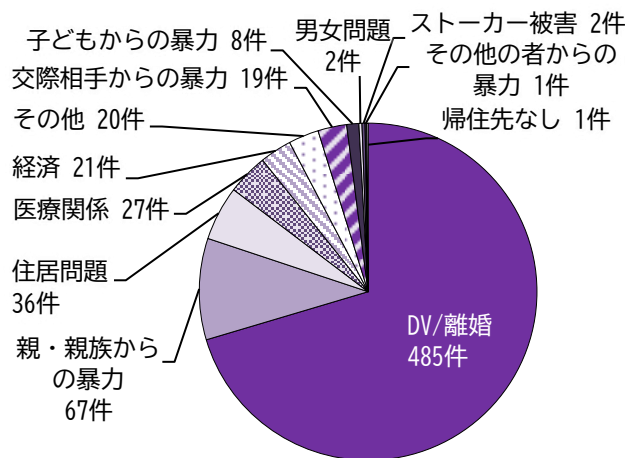
① 各総合支所子ども家庭支援センターにおける女性相談の実件数の推移



資料：世田谷区

女性相談件数の推移を相談手段別にみると、令和4年度以降、「電話等相談」「来所等相談」とともに増加傾向にあります。来所による相談のうち、大半を占めるのが、DVや「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力に関する相談となっています。

② 女性相談で受け付けた相談内容

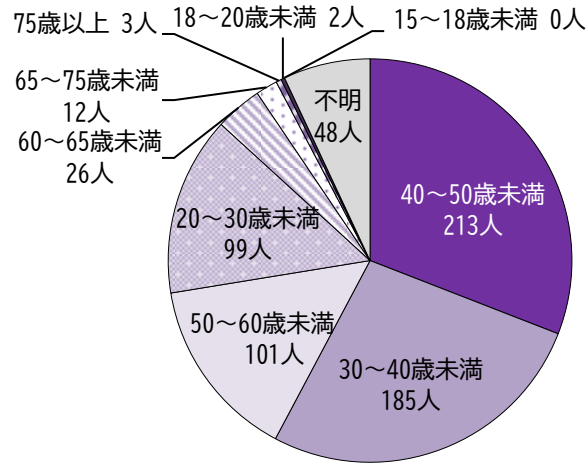


資料：世田谷区

相談内容の傾向として、相談者がそれまでの生活を手放して避難するという考えがもてないまま、ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続し、DVサバイバー*やACEサバイバー*となる人も一定数みられます。こうした状況から相談者の抱える困難さや、課題・ニーズが複合的かつ多様化しており、女性相談支援員には専門性と対応力が求められ、業務における難易度が高まっている状況にあります。

*DVサバイバー：配偶者や恋人等からの身体的・精神的・性的暴力（DV）の被害者であり、その過酷な状況を生き抜く力強い人々のこと。
 *ACEサバイバー：幼少期に虐待やネグレクト、家庭問題（家族の精神疾患、親の離別やDV等）など、深刻な体験をしながら、その過酷な状況を生き抜いた人々のこと。

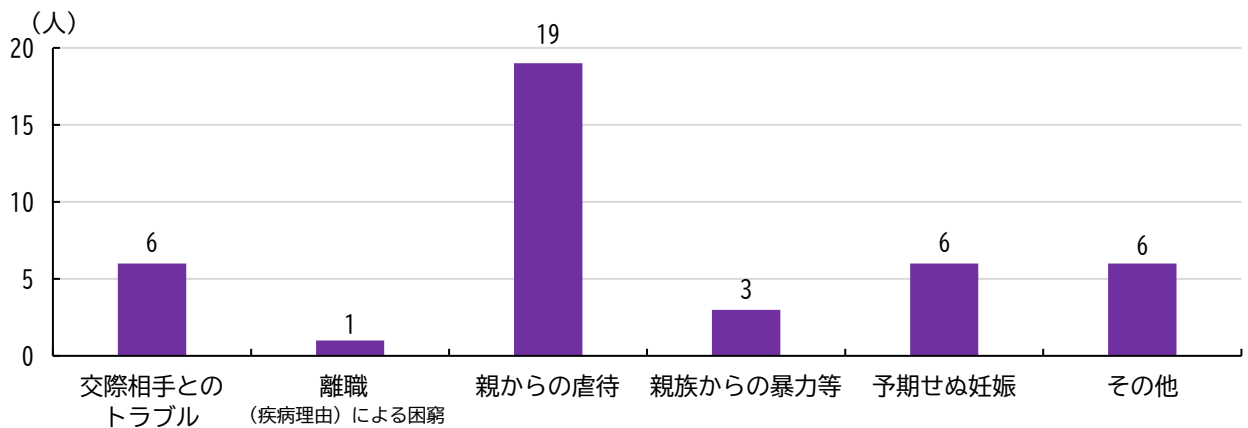
③ 女性相談の来所者の年代



資料：世田谷区

来所者の年代をみると、30代～40代の子育て中の女性からの相談が多くなっています。母子からのDV相談等の場合は、同伴児童への虐待（面前DV）という課題もあるため、多くの場合、早急に対応する必要があります。

④ 若年女性相談者の背景課題



資料：世田谷区

若年女性の中には、「予期せぬ妊娠」から妊娠・出産という問題に対処することができず、民間の支援団体に相談したことをきっかけとして行政に繋がる相談者もいます。若年女性を支援していく上で、民間支援団体との連携が支援の継続性や繋ぎの中では重要になります。

■施策の方向性■

1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実

研修の体系化や専門職の設置による女性相談支援員の質の向上や主任級・統括級の設置等による体制強化を推進するとともに、相談窓口の積極的な情報発信を進め、支援の充実を図ります。

2 居場所の創出と生活力の向上支援

若年女性については、相談窓口や福祉的支援につながりにくい現状を踏まえ、身近な場所で安心して関われる「居場所」づくりを通じて、早期に相談や支援につながる入口を広げます。また、中年層単身女性については、雇用・収入面での困難や年金問題、社会的孤立等複合的な課題を抱えやすいことから、情報へのアクセスと人とのつながりを支える環境整備を進めるとともに、居場所等の充実を図ります。そのため、世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」での取組みを推進するとともに、民間団体等との連携・協働による社会資源の創出を図り、支援体制の強化を進めます。

3 関係機関や民間団体との連携

行政の支援だけでは十分に行き届かない、訪問、巡回、居場所の提供、関係機関への同行支援等のアウトリーチ*型の支援を進めるため、関係機関や民間団体との連携強化を図ります。

■事業展開■

1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実

No.	事業名	担当課													
1-1 重点	女性相談窓口の案内及び周知強化	人権・男女共同参画課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課													
	困難な問題を抱える女性が相談に繋がるよう、相談窓口の積極的な周知を進めます。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議・イベント等参加回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	会議・イベント等参加回数(回)						
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度									
会議・イベント等参加回数(回)															
1-2	相談の充実に向けた体制整備	人権・男女共同参画課													
DV対応を専門とする弁護士を配置し、法的な知見からの助言を得ることにより、相談体制の充実を図ります。															

No.	事業名	担当課
1-3	女性のためのサポートブックの配布 女性が社会生活を営む上で抱えている様々な問題について、相談できる窓口を掲載したサポートブックを活用し、周知・啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
1-4	女性相談支援員のスキル向上 研修プログラムを体系化するとともに、キャリアラダーを構築していくための研修カリキュラムを作成し、スキル向上を図ります。	人権・男女共同参画課
1-5	主任・統括職のあり方検討 女性相談支援員の選任化に伴い、より専門性に応じた職(統括職)を設置します。	人権・男女共同参画課
1-6	支援調整会議(実務者会議・個別ケース検討会議)の連携を通じた質の向上 法律に基づき設置する支援調整会議(実務者会議、個別ケース検討会議)において、支援について庁内横断的に検討し、質の向上を図ります。	人権・男女共同参画課

2 居場所の創出と生活力の向上支援

No.	事業名	担当課
2-1	若年女性に対する居場所事業の充実 調整中	人権・男女共同参画課 子ども・若者支援課
2-2	中年層単身女性を対象とした居場所事業の充実や情報提供 男女共同参画センター「らぷらす」において、中年層単身女性を対象とした居場所事業を実施するとともに、様々な情報提供を行います。	人権・男女共同参画課

3 関係機関や民間団体との連携

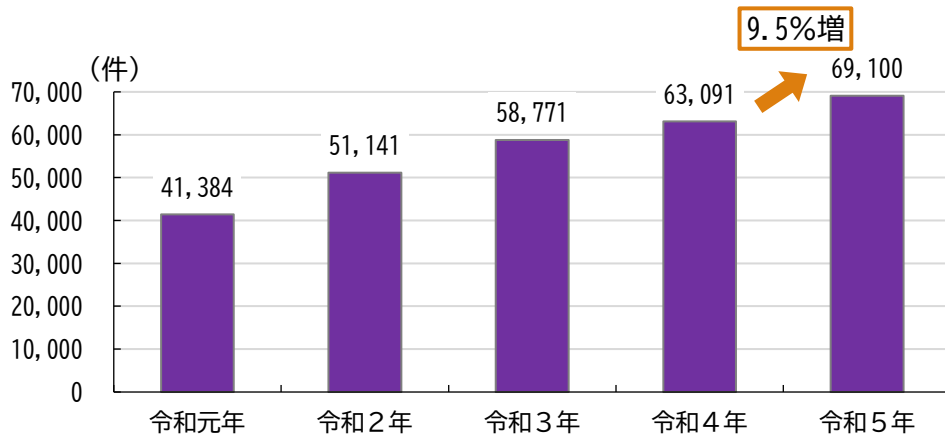
No.	事業名	担当課
3-1	支援調整会議(代表者会議・幹事会)の開催	人権・男女共同参画課
	関係機関や民間団体等を交えた支援調整会議で情報の共有を図るとともに、より深い議論ができるよう幹事会を開催します。	
3-2	若年女性に対する官民の女性相談・支援機関等と協働した支援の実施	人権・男女共同参画課 子ども・若者支援課
	民間団体等との連携による支援を進めます。	
3-3	中年層単身女性に対する地域団体との連携支援	人権・男女共同参画課
	地域団体との連携による中年層単身女性への支援を行います。	
3-4	就労支援の現場、福祉所管、男女共同参画センター「らぶらす」の連携強化	人権・男女共同参画課 工業・建設業・雇用促進課 生活福祉課 保健福祉政策課
	就労支援に関して、関係所管・関係機関等が連携できるよう、機会の創出を図ります。	
3-5	民間団体との連携・協働	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 人権・男女共同参画課
	包括的な支援のため、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法を確立します。	
3-6	居住支援法人やURとの連携による住まい等の創出	人権・男女共同参画課 居住支援課
	困難な問題を抱える若年女性や中年層単身女性などへ居場所や住まいの創出にあたり、URとの連携について検討します。	

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

■現状と課題■

- 性犯罪・性暴力は、年齢や性別、配偶者・パートナーの有無にかかわらず、誰にでも起こり得えます。しかしながら、被害内容や被害を周囲に知られることへの不安から、相談につながりにくい傾向があり、被害者に対する偏見や誤解も依然として顕在化しています。
- 国では、令和5年に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が策定され、令和5年度から令和7年度までを「更なる集中強化期間」として取組みを推進しています。さらに、令和5年の刑法改正等による「性犯罪に対処するための刑事法」の整備、「こども性暴力防止法」の公布（令和8年12月施行）等、制度面での対応の強化が図られています。
- 都では、被害直後からの総合的な支援体制である性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力救援センター・SARC 東京」を設置しています。被害者が安心して相談でき、適切な支援につながるためには、これらの周知と、プライバシーの保護、二次被害の防止が重要です。
- 区では、令和7年に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」及び運用方針を制定し、庁内や関係機関と連携しながら、相談支援、経済支援、居住支援、日常生活支援等、犯罪被害者等の早期回復と生活再建に向けた支援を行っています。条例制定後は、「世田谷区犯罪被害者等相談窓口」の相談件数は増加傾向にありますが、性被害・性犯罪に関しては医療機関の受診や警察との連携等、迅速かつ適切な被害者支援の重要性が一層高まっています。
- 被害者が必要な支援につながるまでには、医療、警察、福祉、民間支援団体等、複数の機関が関わることから、連携強化の重要性がうかがえます。さらに、被害を受けた方が速やかに医療につながる体制を整えるとともに、国や都との連携を含め、医療機関等との協力のもと、地域における切れ目のない支援体制を構築していくことが重要となります。
- 今後は、性被害を「相談してよい問題」と捉える社会的認識を広げ、性別を問わず声を上げやすい環境整備を進めるとともに、相談窓口の周知と被害者支援の充実、国・都や関係機関との連携強化を一体的に進めることで、性犯罪・性暴力の防止と、被害者の尊厳を守る支援体制の充実を図っていく必要があります。

① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移

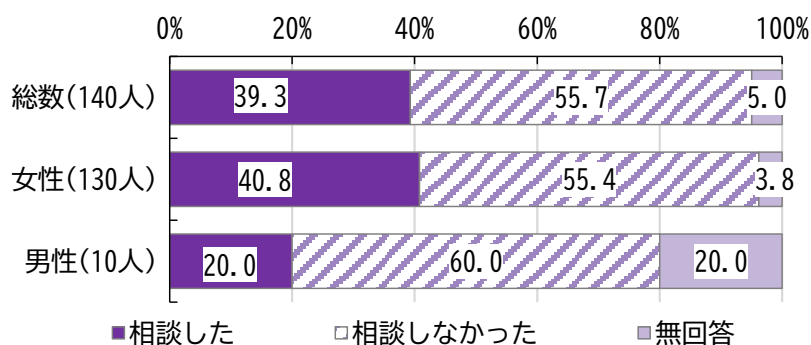


資料：内閣府男女共同参画局資料

性犯罪・性暴力の被害者を適切な支援に繋げることが重要であることから、被害直後から総合的な支援を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が各都道府県に設置され、東京都では「性暴力救援センター・SARC東京」がその役割を担っています。

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加し、令和5年度は、前年度比9.5%増となっています（11月を除き、前年度を上回って推移）。相談件数の増加は、支援体制の周知の進展や、相談につながりやすい環境が整いつつある面も考えられる一方で、性犯罪・性暴力が依然として社会に根強く存在していることがうかがえます。

② 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

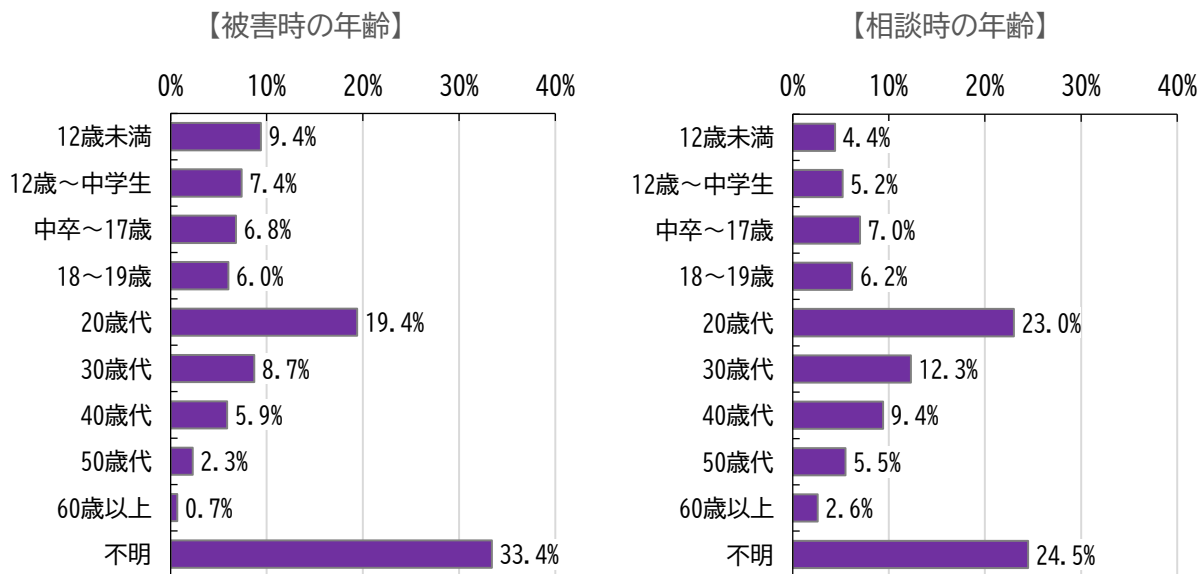


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査では、被害を受けた人（総数）の55.7%がどこにも相談しておらず、性別でみると女性の55.4%、男性の60.0%が未相談です。男性の方が相談につながりにくい傾向がみられます。

また、内閣府がワンストップ支援センターに実施したヒアリング調査によると、男性は被害によるショック、羞恥心、自責感等が強く、被害を他者に話すことへの抵抗感や、相談内容が周囲に知られることへの不安が大きいことから、支援に結びつけることが難しい事例が複数報告されています。

③ 電話相談における被害時と相談時の年齢

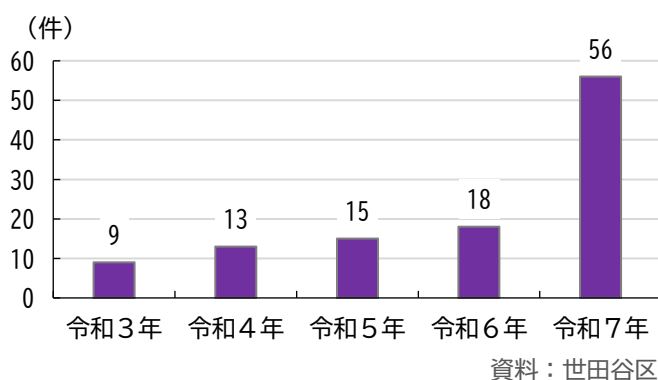


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

電話相談における中学生以下の比率をみると、「被害時の年齢」に比べて「相談時の年齢」が高く、低年齢期に性暴力被害に遭っても、ワンストップ支援センターにつながりにくく、中学卒業以降になってから相談に至るケースが多くなっています。

低年齢期では、被害が性暴力であるとの認識が難しいことや、身近な大人によるグルーミングによって、関係性の中での心理的支配等が積み重なるため、被害を被害として理解しにくいとされます。そのため、被害が潜在化し、長期化・深刻化しやすい傾向が指摘されています。

④ 世田谷区犯罪被害者等相談窓口の相談件数の推移

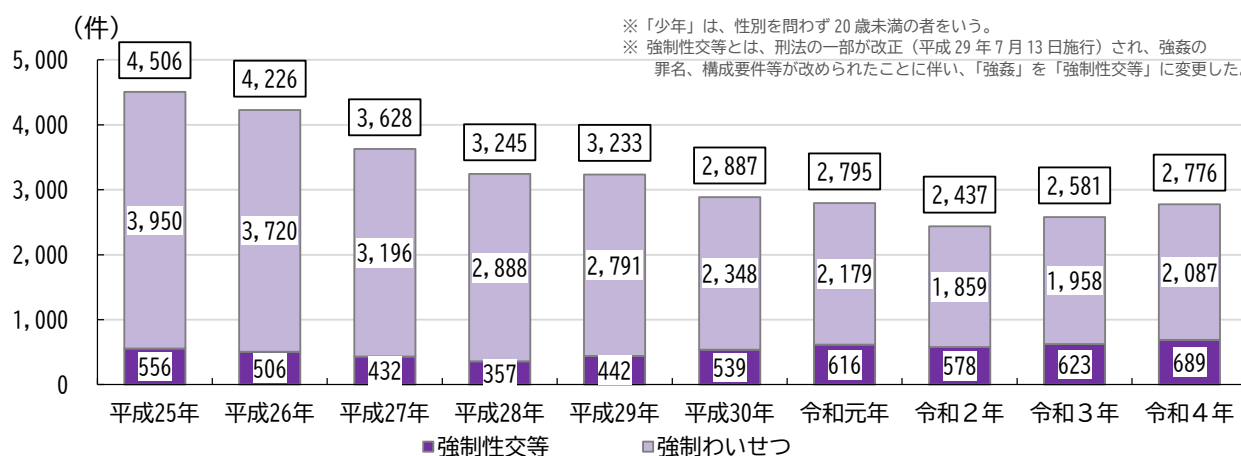


世田谷区では、犯罪被害を受けた方等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするため、また、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施していくため、令和7年4月1日に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」と運用方針を施行し、早期回復・生活再建に向けた具体的な支援策を実施しています。

こうした支援策の展開も背景となり、区の犯罪被害者等相談窓口に寄せられる相談件数は増加傾向にあります。性被害・性犯罪に関しては医療機関の受診や警察等の連携等緊急を要する事案もあり、迅速かつ適切な対応がより一層求められます。

引き続き、相談窓口の周知だけでなく、性被害を「相談してよい問題」と捉える社会的認識を広げ、性別を問わず声をあげやすくなる環境づくりを進めていくことが重要です。

⑤ 少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数の推移

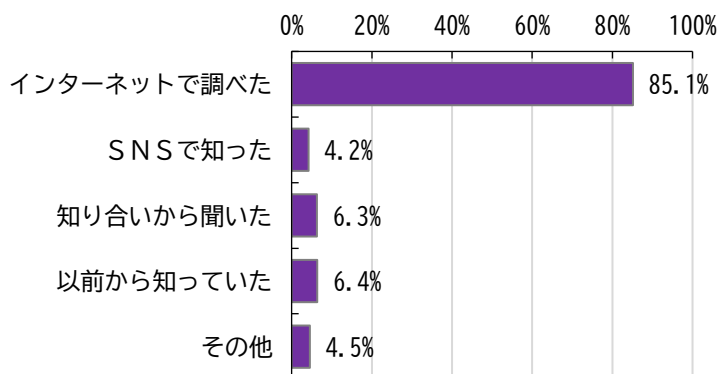


資料：警視庁生活安全局人心安全・少年課 子供の性被害の現状と取組について

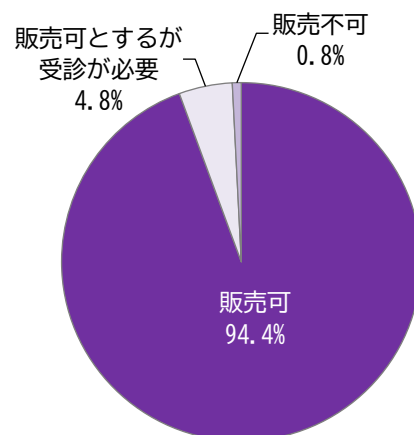
令和4年における、少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は2,776件で、前年より増加しています。平成25年から令和2年までは減少傾向で推移していたものの、令和4年以降は再び増加に転じており、被害が拡大しつつある状況がうかがえます。背景としてSNS等での接触を含めた複数の要因が関係していると考えられます。

⑥ 緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査

(全国) 薬局で購入できることをどこで知りましたか
(n=6,420)



(全国) 薬局での販売可否判断の結果
(n=6,813)



資料：公益社団法人日本薬剤師会 令和6年度厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事業
緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業 報告書

性暴力被害に遭った場合、速やかに緊急避妊へアクセスできることが重要です。しかし、地方では産婦人科を受診しにくく、デートレイプ等の被害時には相談自体が難しいことから、必要な支援につながりにくいという課題が指摘されてきました。加えて、緊急避妊薬を手に入れるには処方箋が必要かつ高価なことから、諸外国と比べてハードルが高い状況です。

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和5年3月改訂）では、一定の要件のもと産婦人科医または指定研修を受講した医師による初診からのオンライン診療による緊急避妊への対応を認め、制度面での柔軟化が図られはじめています。

また、国の調査研究事業として薬局での試験販売事業が開始され、令和7年10月には日本で初めて薬局販売が承認される（市販化）等、アクセス改善が進んでいます。

「緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査」によると、試験販売の購入者の8割以上がインターネットで情報を得て来店しています。一方で、販売可否の状況を見ると、販売時に受診が必要であったり、1%弱は販売不可となっています。

■施策の方向性■

1 相談窓口の周知と被害者支援

性犯罪被害については、「恥ずかしくて誰にも言えない」「自分が我慢すればよい」等の理由により、相談をためらうケースが少なくありません。被害を受けた際には、いち早く相談につながるよう、相談先についてより一層の周知・啓発を進めます。併せて、被害を受けた方の相談について、犯罪被害者等相談窓口を中心に適切に対応し、早期回復及び生活再建に向けた具体的な支援を実施します。

2 国や都、関係機関との連携

性犯罪被害を受けた方が速やかに医療を受診できるよう（緊急避妊薬の購入等に関する支援を含めて）、区内の医療機関・関係機関との連携を図ります。また、国の啓発事業や東京都の支援を活用しながら、多面的な支援を実施します。

■事業展開■

1 相談窓口の周知と被害者支援

No.	事業名	担当課													
1-1	犯罪被害者等相談窓口による支援	人権・男女共同参画課													
	性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの相談により、経済的支援や日常生活の支援等、必要な支援を実施します。														
1-2 重点	犯罪被害者等相談窓口や支援策の周知	人権・男女共同参画													
	犯罪被害者等相談窓口や支援策について、関係機関との連携や様々なイベント等の機会を通じて、周知を図ります。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議・イベント等参加回数 (回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	会議・イベント等参加回数 (回)						
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度									
会議・イベント等参加回数 (回)															

2 国や都、関係機関との連携

No.	事業名	担当課
2-1	「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせた普及啓発	人権・男女共同参画課
	「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、ポスター掲示やチラシ配布等の周知・啓発を行います。	
2-2	被害者支援都民センター、性暴力救援センター・東京との連携による区相談窓口のスキルアップ	人権・男女共同参画課
	被害者支援都民センター、性暴力救援センター・東京と連携を図ります。	

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって
生きることができる社会の推進

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

- ◇世田谷区基本構想のビジョンに掲げるように「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ためには、様々な背景や立場を理解し、尊重し合うことが重要です。
- ◇区では平成30年に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定して取組みを推進している中、国においても令和5年に「LGBT理解増進法」が制定されました。
- ◇法制度を踏まえつつ性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進める等、人権尊重の社会構築を目指します。
- ◇それぞれの身体的性差を理解することは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提であることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」*の視点や生涯を通じた男女の心身の健康への理解及び支援により、性別や性差による違いを尊重し合える社会を目指します。

課題・施策の体系

課 題	施 策
課題9 性の多様性に関する理解促進と 性的マイノリティへの支援	1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 3 安心して働くための事業者への啓発 4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み 6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実
課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康/権利）の 理解促進	1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み
課題11 性差に応じたところと身体の 健康支援	1 多様なライフデザインを描くための健康支援 2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の推進

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産・避妊・性感染症など、性や生殖に関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、自分自身で意思決定できる権利のこと。

現状把握指標

指標名	単位	令和7年度
性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合	%	56.4

成果指標

課題	指標名	単位	現状値	最終目標値
			令和8年度	令和13年度
9	性的マイノリティに関する理解が深まった人の割合	%		
9	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度	%		
10	調整中（リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する指標など）	人		
11	調整中（性差に応じた疾病の検診率など）	%		

重点事業

課題	事業名	掲載ページ
課題9	多様な性に対する理解促進の周知・強化	p. 121
課題9	「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の開催	p. 121
課題10	調整中	
課題11	区施設への生理用品の設置	p. 136

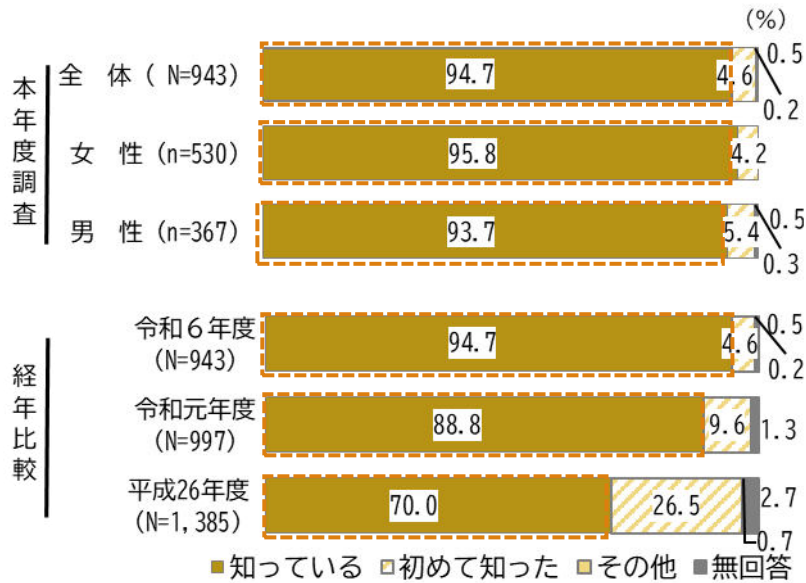
課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

■現状と課題■

- 区では「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を平成30年に施行しており、「全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。」「全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。」「全ての人々が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。」の3つの理念を掲げています。区ではこの「条例」に基づき施策を推進しています。
- また、区では渋谷区とともに全国に先駆けて「世田谷区パートナーシップ宣誓」を開始しており、この宣誓の取組みは全国に広がっています。さらに、令和4年からは、性的マイノリティの子どもや親を含めた「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」*へと取組みを拡充し、理解促進を図っています。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると「性的マイノリティという言葉の認知」は、前々回調査の約70%から前回調査では約89%、さらに今回調査では約95%と一貫して向上しており、区民の意識は着実に変わってきています。
- しかし、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」という誤った認識は56.5%と依然として高い割合にあり、周知・啓発の必要性がうかがえます。
- 今後も、多様な性のあり方への理解を醸成するため、すべての区民、事業者に向けて効果的な啓発に努めるとともに、特に子ども・若者への啓発を図ることで、地域全体の意識変革につなげていくこと、性的マイノリティが安心して働ける環境づくりを図っていくことが必要と考えられます。また、性的マイノリティが直面する困難さを軽減・解消していくために、地域における理解促進に向けた多様な取組みが求められています。

*世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓：双方または一方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーであることを宣誓する「パートナーシップ宣誓」とカップルの子どもや親を含め宣誓する「ファミリーシップ宣誓」の総称。

①-1 性的マイノリティという言葉の認知

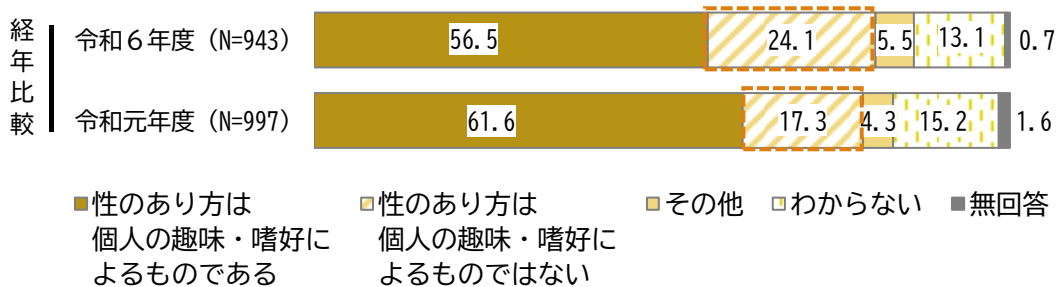


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「性的マイノリティという言葉の認知」は、94.7%と高く、女性の認知(95.8%)は男性の認知(93.7%)よりさらに1ポイント高くなっています。

過去調査をみると、平成26年度の70.0%から令和元年度は88.8%、令和6年では94.7%と急速に認知度が高まっていることがわかります。

①-2 性のあり方に関する意見

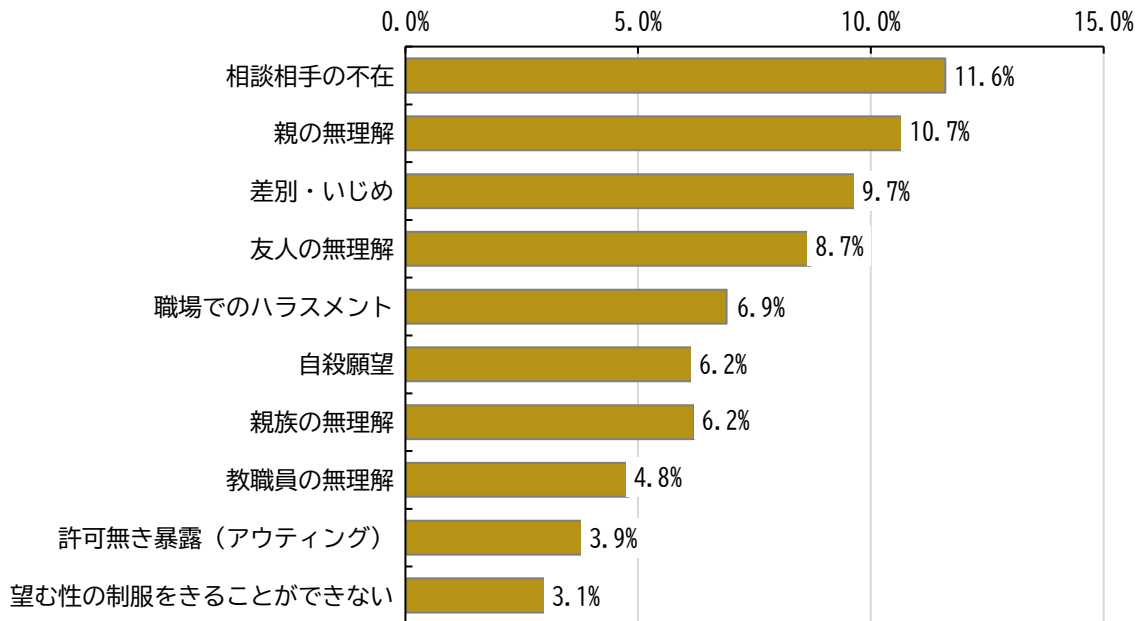


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「性のあり方に関する意見」については、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」という誤った考え方が56.5%と未だに5割以上を占めており、継続的な理解促進を図っていく必要があります。

一方、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」は24.1%と3割をきっているものの、令和元年の17.3%からは約7ポイント増加しており、わずかながら性のあり方への理解が進んでいることがわかります。

② 性的マイノリティが経験した困難なこと（上位 10 位まで）

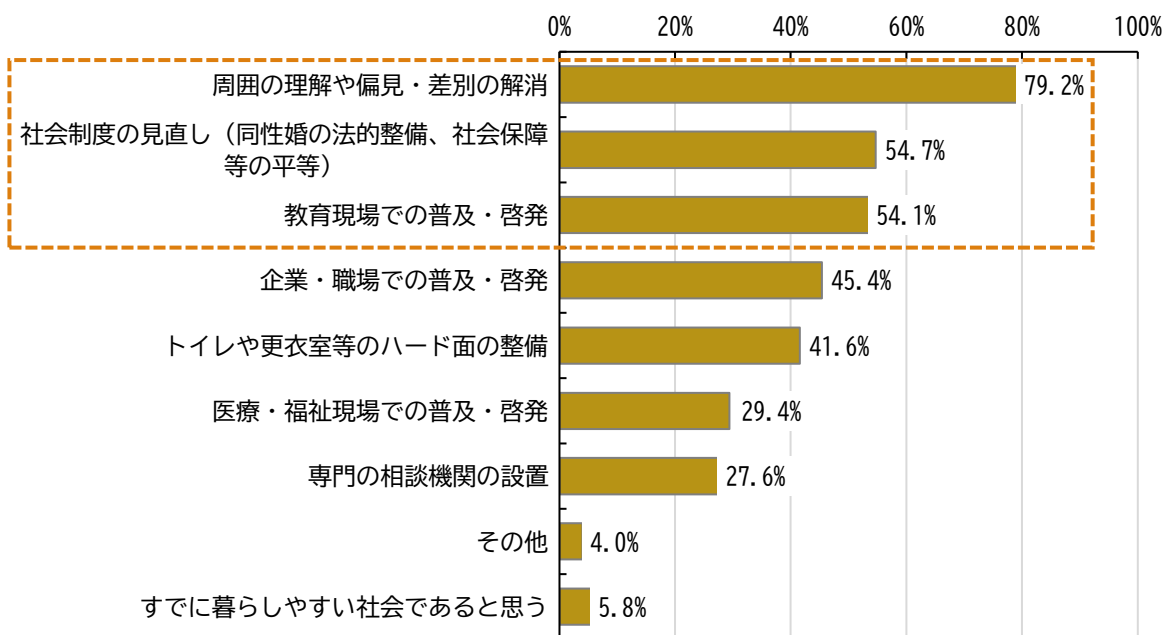


資料：東京都総務局人権部「性自認及び性的指向に関する調査」（令和4（2022）年3月）

「性自認及び性的指向に関する調査」によると、性的マイノリティが経験した困難なことの上位 10 位として、上記事項が挙げられています。

相談相手の不在や周囲の無理解に関することが4つ挙げられる等、性的マイノリティが安心して相談できる環境の整備や周囲の人の理解を深めることが急務となっています。

③ 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと



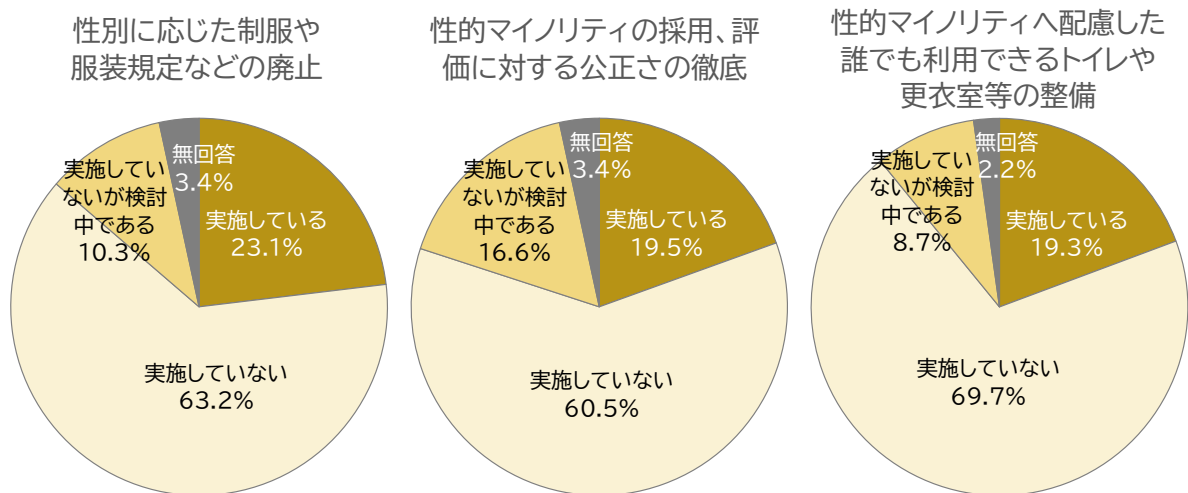
※複数回答可

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」によれば、「性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと」について、「周囲の理解や偏見・差別の解消」が最も多く79.2%となっており、区民一人ひとりの偏見や差別等の意識を変えていく様々な取組みの推進が重要と考えられます。

次いで「社会制度の見直し」「教育現場での普及・啓発」が5割を超えており、法的整備や制度見直しの重要性が認識されているほか、人格形成期である若年層へのアプローチとして学校教育での取組みが期待されています。

④ 職場において、性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」によれば、「職場において性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか」について、上記3つの項目について、「実施している」の回答が多くなっています。

しかしながら、「実施していない」はいずれも6割以上となっており、事業者の取組みの進捗は必ずしも十分とはいえません。性的マイノリティへの支援を推進するためには、事業者による理解、協力が欠かせません。さらに、区内事業者がおかれている様々な状況も考慮しながら取組みへの支援を図ることが必要と考えられます。

■施策の方向性■

1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、性の多様性への理解促進に取り組めます。そのため、リーフレット、SNS等様々な媒体を活用した周知・啓発により、地域における理解促進を図り、ALL Y*を創出します。

2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発

子ども・若者が互いに偏見や差別なく多様な性を尊重し合えるよう、リーフレットの配布や様々な媒体の活用により理解促進を図ります。また、子ども・若者が受け入れやすい手法による知識習得や様々な機会を通じた周知・啓発を図ります。

3 安心して働くための事業者への啓発

区内事業者の性的マイノリティへの理解を促進し、従業員や顧客に対して公平な扱いや配慮がなされるよう促すとともに、従業員の就労環境や提供するサービスについても性的マイノリティの視点を取り入れられるよう周知・啓発を図ります。また、求職者に対するソジ・ハラスメント*も問題となっていることから、従業員だけでなく、就職の場面における配慮も呼び掛けます。

4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み

防災分野に関しては、防災対策や避難所運営や災害対応について、性的マイノリティの視点を取り入れられるよう、「地域防災計画」に位置付けるとともに、性的マイノリティへの配慮等の方針を踏まえ、災害時には避難所で安心して過ごせるよう、適切な配慮に努めます。また、地域福祉分野に関しては、「保健医療福祉総合計画」の理念等にLGBTQの視点が反映されていますが、引き続き地域安全、医療・福祉分野での取組みを進めます。

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み

多様な性や多様な家族のあり方を尊重し、地域の中で安心して暮らしていけるよう、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」の取組みを引き続き実施し、地域における認知度向上を図ります。

6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

性的マイノリティが直面する様々な困難さを軽減・解消していくため、相談や交流の場の充実を図ります。

*ALLY (アライ)：性的マイノリティの方々への理解を深め、立場を尊重する人のこと。

*ソジ・ハラスメント：性的指向や性自認に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせをする行為。

■事業展開■

1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成

No.	事業名	担当課					
1-1 重点	多様な性に対する理解促進の周知・強化	人権・男女共同参画課					
	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った当事者へのインタビュー動画や「性の多様性 HANDBOOK」等を活用し、様々なイベント等の機会を通じ、理解促進を図ります。						
	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	研修・イベント等参加回数(回)						
1-2 重点	「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の開催	人権・男女共同参画課					
	男女共同参画センター「らぷらす」にて、性の多様性について知り、考える講演会として、「セクシュアル・マイノリティフォーラム」を開催します。						
	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の実施回数(回)						
1-3	多様な性への理解促進に関する講座の実施	人権・男女共同参画課					
男女共同参画センター「らぷらす」にて、性の多様性に関する基礎知識を習得し、理解促進を図るための講座を実施します。							

2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発

No.	事業名	担当課
2-1	実践的な人権教育の計画的な実施	教育指導課
全校が作成する人権教育全体計画に人権課題として、性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ります。		
2-2	性的マイノリティの理解の授業のための教材の作成・活用	教育指導課
世田谷区人権教育推進委員会において、実践事例を集め、検討を行い、全校が使用できる教材を作成するとともに、活用します。		
2-3	小学校高学年向けリーフレットの配布	人権・男女共同参画課
区立小学校高学年を対象にリーフレットを配布し、多様なあり方に対する理解促進を図る。		

3 安心して働くための事業者への啓発

No.	事業名	担当課
3-1	区内企業向け定着促進研修の実施	工業・建設業・雇用促進課
定着率を向上させるために、支援を希望する区内中小企業等に対し、社員向け研修や企業等向けのコンサルティング等を行い、若手社員の基礎的能力向上や社内環境の整備を支援します。		
3-2	事業者向けリーフレットの配布	人権・男女共同参画課
事業者の性的マイノリティ等多様な性への適切な配慮の指針となるリーフレットにより、事業者の取組みを支援するとともに、理解促進を図ります。		

4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み

No.	事業名	担当課
4-1	地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ	災害対策課
	災害時における多様性への配慮やその対応等の理解、避難所生活における配慮等の検討を地域防災計画に位置付け、取組みを推進します。	
4-2	住まいの確保の支援	住宅課
	区営・区立住宅について、同性カップルを入居対象者とし、住まいの確保を支援します。	
4-3	世田谷区福祉人材育成研修センターでの研修による理解促進	保健医療福祉推進課
	世田谷区福祉人材育成研修センターにて、様々な研修を実施し、性的マイノリティ等多様な性に対する理解促進を図ります。	

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み

No.	事業名	担当課
5-1	世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み	人権・男女共同参画課
	世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を実施し、パートナーや家族との多様なあり方を受け止め、尊重します。	
5-2	世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ	人権・男女共同参画課
	区内医師会や不動産業者等に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組みに対する協力について、働きかけを行います。	

6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

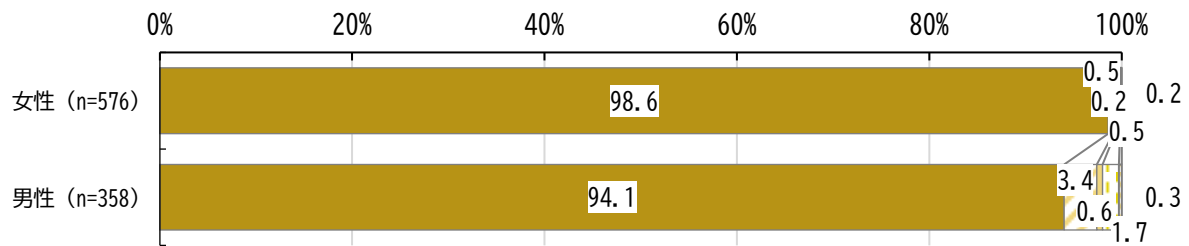
No.	事業名	担当課
6-1	性的マイノリティに関する相談の実施	人権・男女共同参画課
	男女共同参画センター「らぷらす」にて、「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談」を実施します。	
6-2	性的マイノリティに関する居場所事業の実施	人権・男女共同参画課
	男女共同参画センター「らぷらす」にて、「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース」を実施します。	
6-3	民間賃貸住宅の空き室情報の提供	人権・男女共同参画課
	LGBTQの方等を対象に民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、住まい探しを支援します。	

課題 10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進**■現状と課題■**

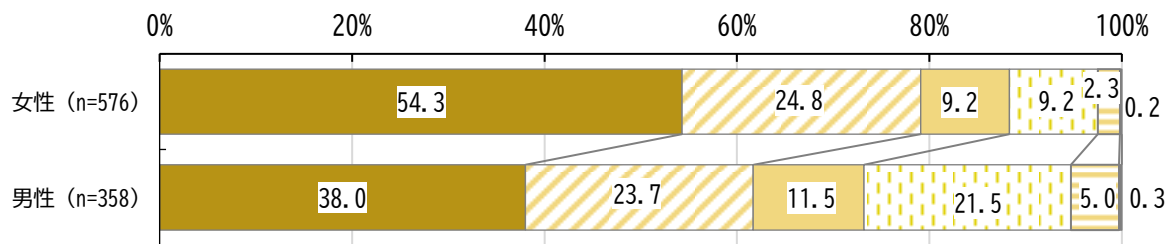
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)は、1994年にエジプトのカイロで開催された「国際人口・開発会議」ICPD（International Conference of Population and Development）において採択されました。
- この考え方は、一人ひとりが適切な知識と自己決定権を持ち、自分の意思で必要なヘルスケアを受けることができ、自らの尊厳と健康を守れることをいいます。いつ何人子どもを産むのか産まないのかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、思春期における理解促進が重要です。
- 「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」によると15歳～29歳までの青少年の意識について、愛情と性行動について男女の意識に差があることがわかります。
- 性に関する知識や情報は、思春期に限定されるものではなく、大人世代にとっても必要であり、生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現に取り組んでいくことが求められています。

①-1 性交に対する考え方

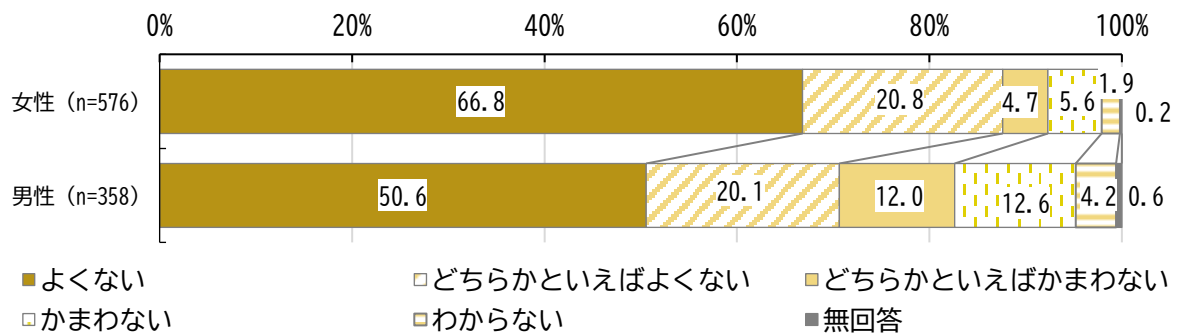
1) 相手の意思を無視して性交すること



2) 愛情がなくても性交すること



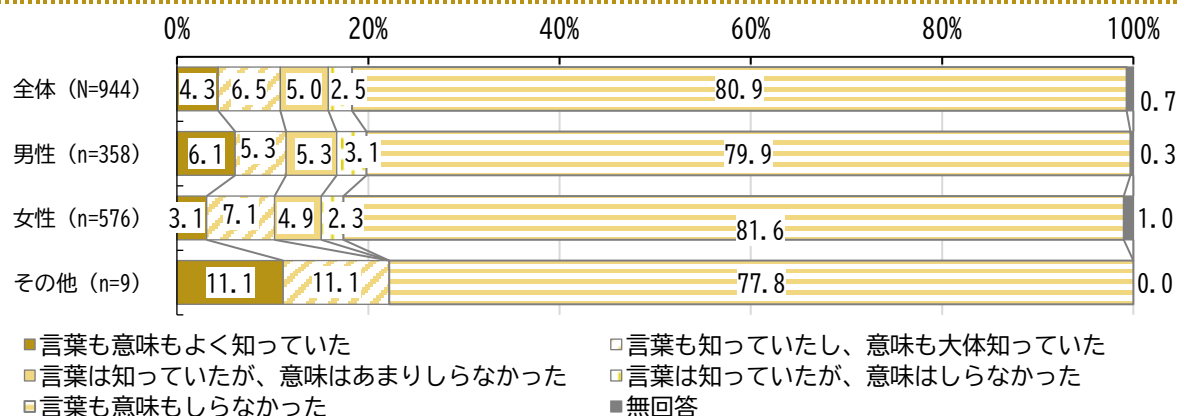
3) お金やものをもらって（あげて）性交すること



資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対する
 ところとからだのアンケート調査」（令和3（2021）年）

「思春期世代等に対するところとからだのアンケート調査」によると、「相手の意思を無視して性交すること」については、男女ともに「よくない」とする割合が高いですが、「愛情がなくても性交すること」「お金やものをもらって（あげて）性交すること」については、「よくない」とする割合に男女差があり、男女で性交に対する意識の違いがうかがえます。

①-2 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度



資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」（令和3(2021)年）

性別を問わず「言葉も意味も知らなかった」が約80%を占めていますが、性に関する知識、性的同意や妊娠等、性や生殖に関する権利を理解し、自分や相手を大切にするとともに尊厳ある生活を送るためには、言葉はもとより、意味についても理解促進を図ることが必要です。

■施策の方向性■

1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

思春期世代へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組みと併せ、保護者への理解促進を図ります。

2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、子どもや若者だけでなく、性別や年齢に関わりなく、あらゆる人に帰属する権利であることから、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考え、学ぶ機会を創出します。

■事業展開■

1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

No.	事業名	担当課
1-1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進	健康推進課
	思春期世代に性と生殖に関する健康や権利の正しい知識と生涯の心身の健康意識向上に向け周知・啓発を図ります。	
1-2	性教育の推進	教育指導課
	小学校の体育(保健内容)及び中学校の保健体育において、理解を深める学習を行います。	
1-3	思春期世代への専門家による性感染症予防の健康教育などの実施	感染症対策課
	区内の中学校や高校からの依頼に応じ、助産師等専門職による健康教育を実施します。	
1-4	エイズに対する差別や偏見をなくし、予防を促すための周知・啓発	感染症対策課
	エイズ予防月間における展示や区内イベント等での啓発活動を通じ、エイズに対する差別や偏見をなくすとともに、予防についても広く周知を行います。	
1-5	エイズや性感染症の抗体検査・相談の実施	感染症対策課
	予約不要、匿名、無料でHIV・性感染症(クラミジア・梅毒)の検査・相談を実施します。	

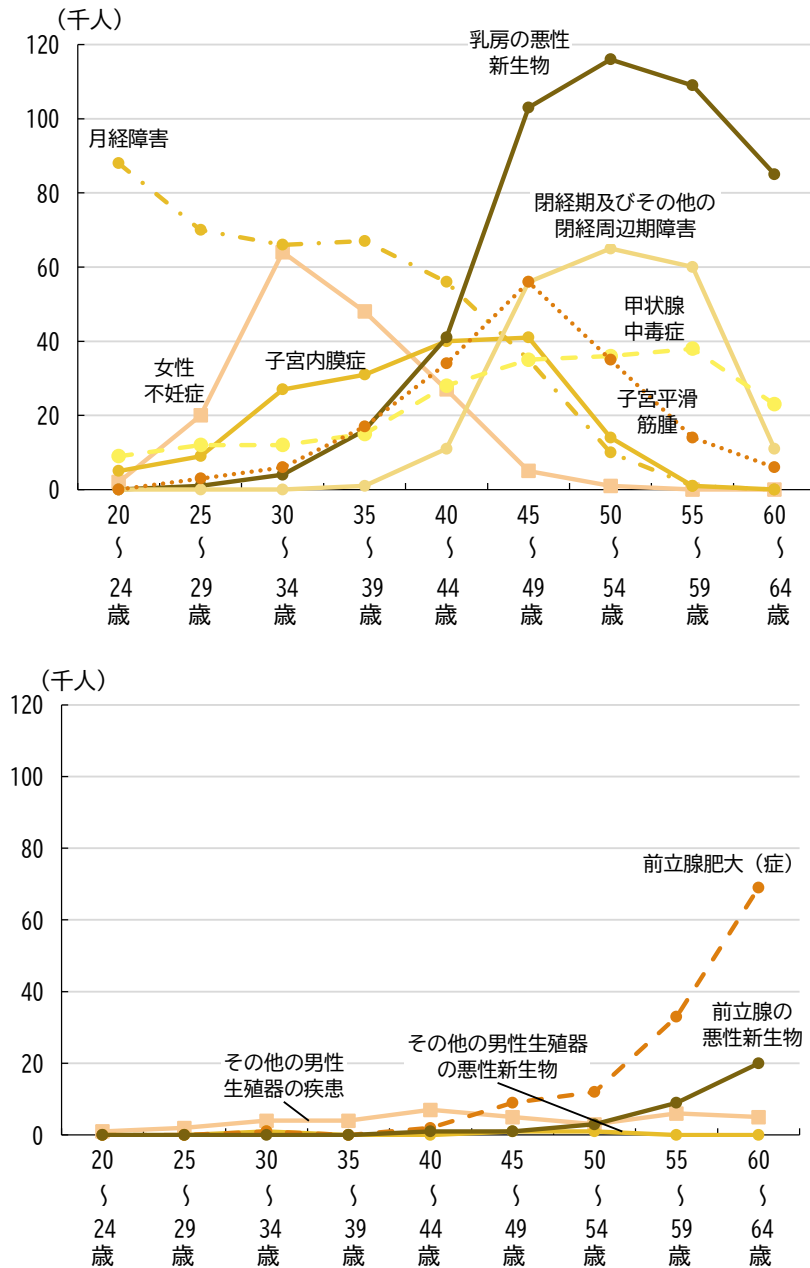
2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

No.	事業名	担当課
2-1	生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施	人権・男女共同参画課
	男女共同参画センター「らぷらす」にて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する理解を深めるため、講座を実施します。	
2-2	「生理」に関する講座の実施	人権・男女共同参画課
	男女共同参画センター「らぷらす」にて、「生理」に関する理解を深めるため、講座を実施します。	

課題 11 性差に応じたところと身体健康支援**■現状と課題■**

- 我が国の平均寿命が延伸の一途をたどり人生 100 年時代を迎えるなかで、画一的なライフコースから、一人ひとりが自らのライフデザインを選択する時代へと変化しています。このような状況において、人々は心身及びその健康について、ライフステージの様々な段階で主体的に行動し、自らの健康を享受できるようにしていくことが望ましいです。そのためには、誰もが互いの身体的性差を理解し、医学的・科学的な知識と情報を入手できるよう、包括的な健康支援を図っていくことが求められます。特に、女性の心身の状態は、ライフステージによって大きく変化する特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康/権利）の視点が重要となります。
- 「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」の「女性特有、男性特有の病気の総患者数」では、女性はキャリア形成期や仕事で責任を負う時期に様々な健康課題が生じ、男性は役職定年から定年に差し掛かる時期に健康課題が多く生じている結果となっています。制度に基づく支援はもとより、職場における支援のあり方も性差に応じた対応が必要であることがわかります。
- また、「男女の健康意識に関する調査（内閣府）」では、女性は、女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事をあきらめた経験があるとする割合が31%と高く、働く世代の女性がキャリアを培っていくことの困難さがうかがえます。
- 一方、厚生労働省及び警察庁「令和5年度中における自殺の状況」によると、全ての年代で女性より男性の「自殺者」が多く、特に40歳～59歳の割合は女性の2倍以上となっています。男女とも自殺の原因・動機は「健康問題」となっていますが、男性では「経済・生活問題」「勤務問題」が多く、働く世代の男性が女性に比べて仕事や経済面で精神的な負担を強く感じていることがうかがえます。
- さらに、「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」の「更年期障害にかかわる症状の有無」では、全年代で女性が16.7%、男性が7.6%となっており、男女とも症状による生活への支障は8割以上と高くなっています。更年期障害については、女性だけでなく男性の健康課題として認識を深め、対応していくべきものとなっています。
- このように、性差により健康課題が異なる中、誰もが多様なライフデザインを描くことができるよう、区民一人ひとりの理解はもちろんのこと、事業者としても従業員への支援を図っていくことが求められます。

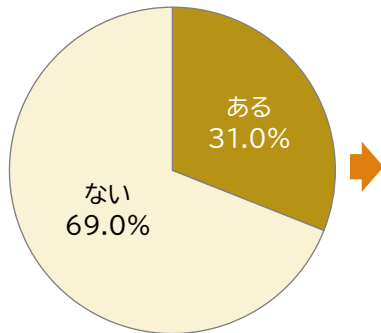
① 女性特有、男性特有の病気の総患者数



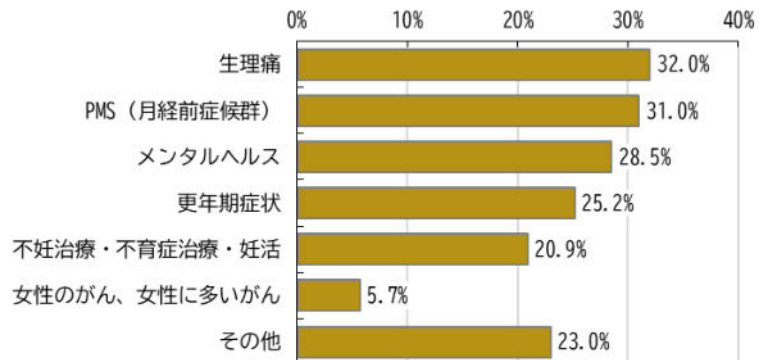
資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6(2024)年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、男性特有の病気は、50代以降で多くなる傾向にありますが、女性特有の病気である月経障害や女性不妊症は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや閉経期及びその他の閉経周辺期障害（更年期障害）、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は、40代及び50代等の働く世代に多くなっています。女性はキャリア形成の時期や仕事で責任を負う立場になる時期、男性は役職定年から定年に差し掛かる時期に健康課題が多く生じています。

② 女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事をあきらめた経験とその理由



※単一回答、n=3476、雇用形態が「個人事業主」を除いて集計

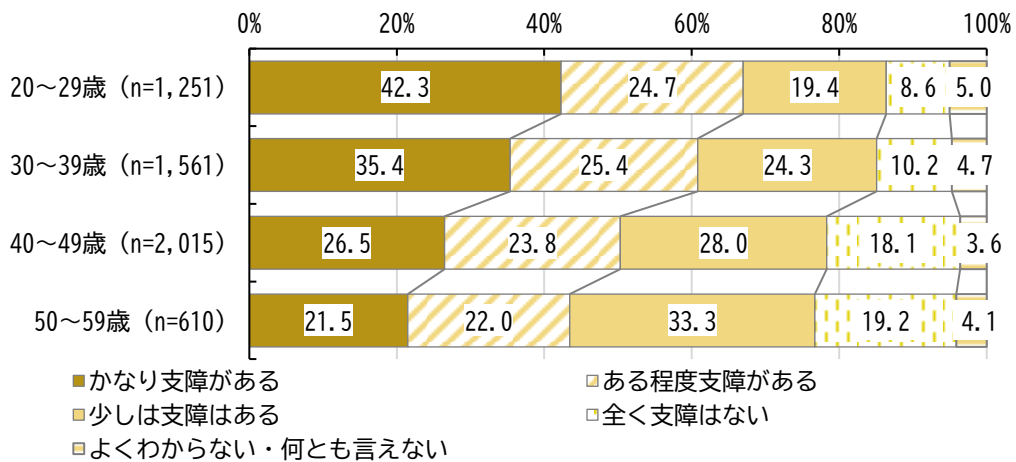


※複数回答、n=1079、女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事を引き受けることなどを諦めた経験がある人ベース、雇用形態が「個人事業主」を除いて集計

資料：働く女性のウェルネス向上委員会（東京都産業労働局）
「男女の健康意識に関する調査」（令和5（2023）年度）

働く女性のウェルネス向上委員会（東京都産業労働局）の調査によると、女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事を引き受けること等をあきらめた経験があると回答した働く女性は約3割で、その理由は、「生理痛」「PMS」が多く挙げられていました。

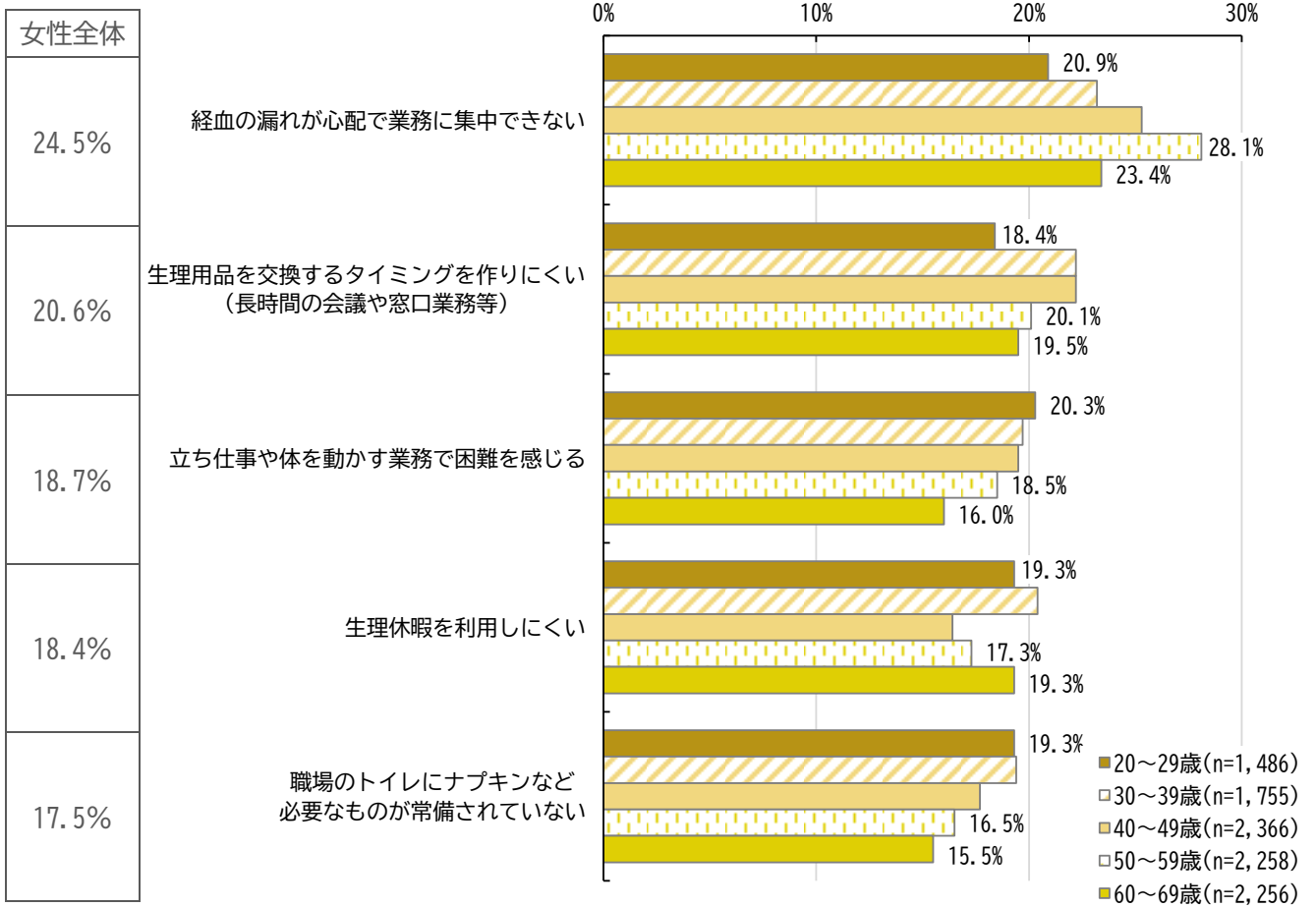
③-1 月経不調の生活（仕事や家事・育児・介護）への支障の程度



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、月経不調の生活への支障の程度は、若い世代ほど高い傾向にあり、「かなり支障がある」の割合は、20～29歳では、42.3%、30～39歳でも35.4%となっています。多くの女性が月経不調による支障を抱えながら生活している状況が明らかになっています。

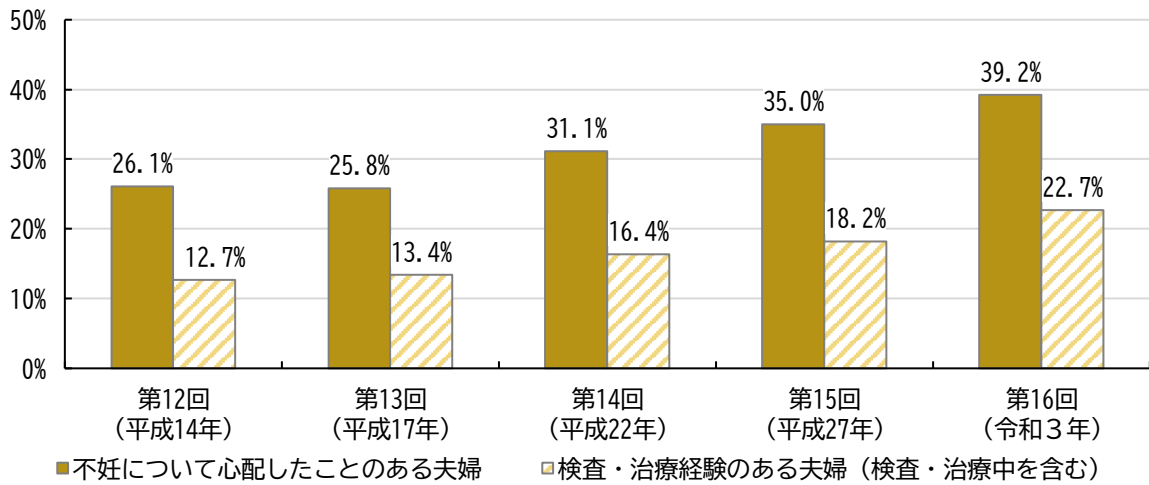
③-2 職場において月経に関して困った経験



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、職場において月経に関して困った経験として、業務に集中できない、交換のタイミングが作れない等、多くの困りごとがあることがわかります。女性の社会進出が進む中、依然として職場環境がその変化に対応していない可能性が示唆されます。

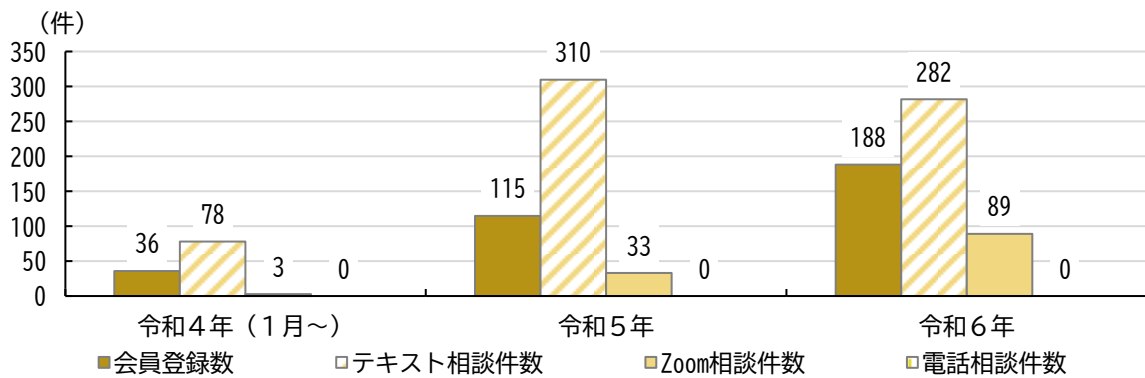
④-1 不妊に悩む夫婦の割合の推移



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、近年、婚姻年齢の上昇や晩婚化に伴い、初産年齢も上昇傾向にあり、不妊治療を受ける夫婦は増加傾向にあります。しかし、実際に検査や治療を受けたことのある夫婦は22.7%（5組に1組）にとどまっております。経済的負担の軽減や治療と仕事との両立支援が求められています。

④-2 世田谷区『妊活オンライン相談事業』における相談件数の推移



資料：世田谷区「保健福祉総合事業概要」（令和7（2025）年度）

「妊活オンライン相談事業*」におけるLINEアカウントや会員登録者数、相談件数は年々増加しており、妊活に対するニーズの高さがうかがえます。

*妊活オンライン相談事業：主に妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等に専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）による最新医療の情報も含めた専門性の高い相談を行う事業。

⑤ 更年期障害に関わる症状の有無及び症状による生活への支障

【更年期障害に関わる症状の有無】

※「症状があり、更年期障害だと思う」の割合、()内は症状あり(計)の割合

※最も高い割合にグレー地

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
女性	16.7% (45.0%)	5.2% (24.8%)	6.4% (29.7%)	14.0% (53.5%)	32.1% (63.4%)	19.5% (42.7%)
男性	7.6% (32.6%)	5.2% (25.8%)	6.3% (25.8%)	7.9% (33.2%)	9.7% (38.9%)	7.7% (35.9%)

【更年期障害に関わる症状による生活への支障】

※「支障があると思う(計)」の割合(少し+ある程度+かなり支障があると思うの計)

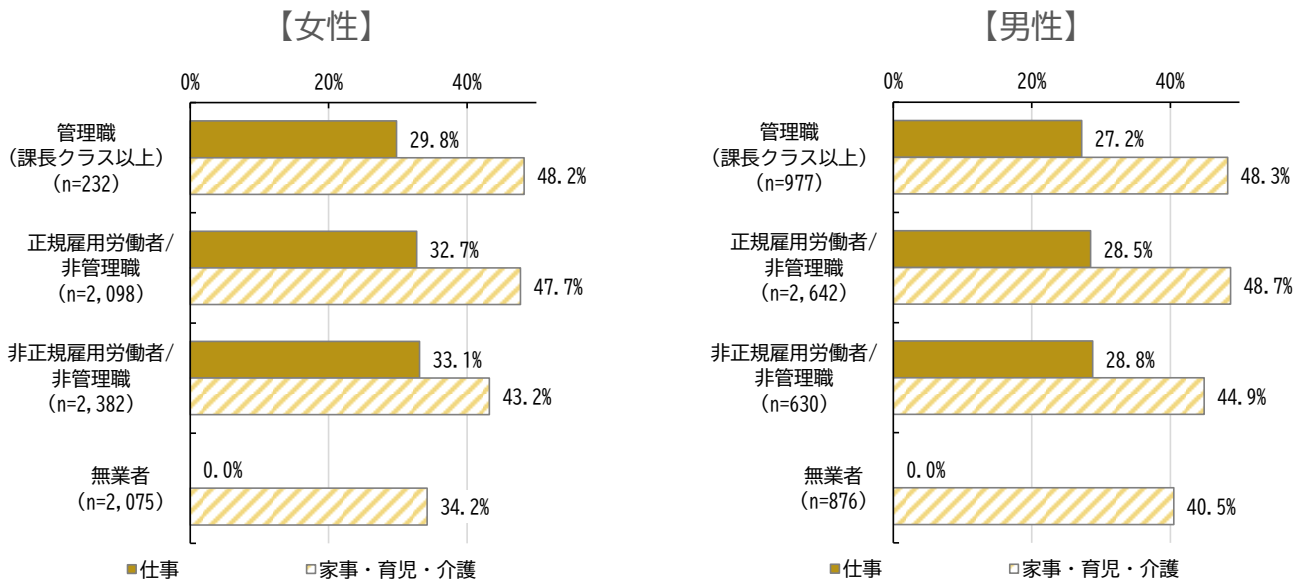
※男女で5%ポイント以上差があるものに赤字

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
女性	84.9%	66.0%	77.6%	87.4%	88.7%	87.2%
男性	78.7%	68.0%	77.6%	80.7%	80.6%	80.6%

資料：内閣府男女共同参画局「男女の健康意識に関する調査」(令和5(2023)年度)

内閣府「男女の健康意識に関する調査」によると、更年期障害にかかわる症状の有無では、女性は50代で最も症状を感じ、生活への支障についても88.7%と高い割合となっています。近年は、男性の更年期障害についても注目されており、50代の男性で、1割程度の人が症状を感じ、生活への支障については、40代~60代でいずれも8割を超える高い割合となっています。

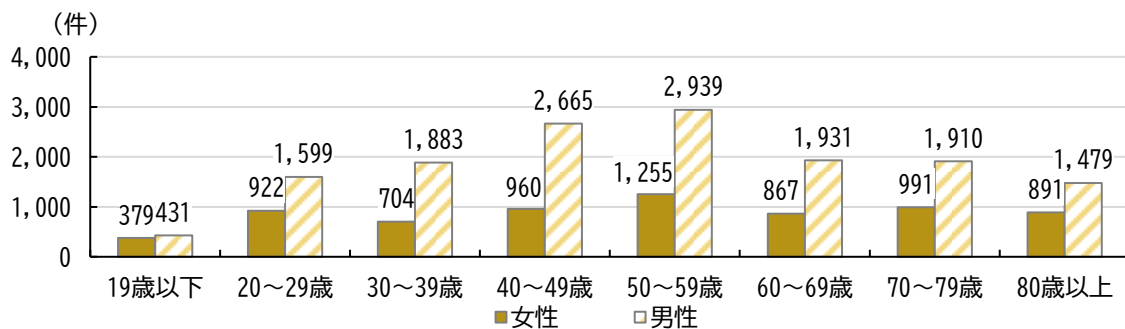
⑥ 仕事と家事・育児・介護のプレゼンティーズム損失割合



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(令和6(2024)年度)

「男女共同参画白書(内閣府)令和6年度」によると、有業者について、最も気になる症状があったときの「仕事」と「家事・育児・介護」のプレゼンティーズム*損失割合*をみると、男女ともに「仕事」よりも「家事・育児・介護」が高く、健康課題を抱えていても、「仕事」の生産性維持を優先し、「家事・育児・介護」で調整していることがうかがえますが、健康課題を抱えた状態が続けば、いずれ、「仕事」のプレゼンティーズム損失割合の拡大も同時に招く可能性があります。

⑦-1 自殺者の状況



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(令和6(2024)年度)

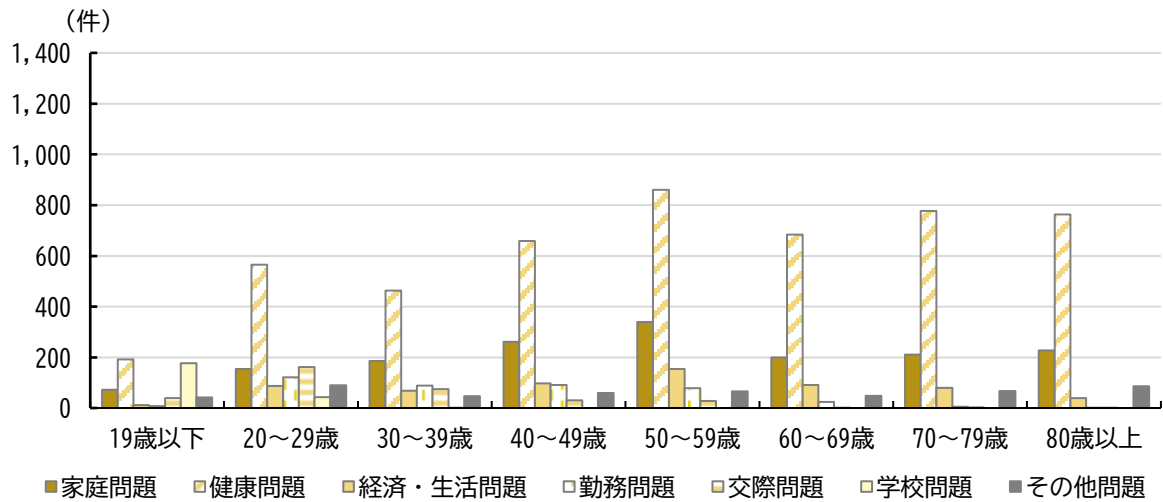
「男女共同参画白書(内閣府)令和6年度」によると、全国の男性の自殺者数は女性の2倍程度となっています。年代別にみると、全ての年代で女性より男性の「自殺者」が多く、特に40~49歳では女性の約2.8倍、50~59歳では女性の約2.3倍多くなっていることがわかります。

***プレゼンティーズム**：WHO（世界保健機関）によって提唱された健康問題に起因したパフォーマンスの損失を表す指標で、欠勤には至っておらず勤怠管理上は表に出てこないが、健康問題が理由で生産性が低下している状態。

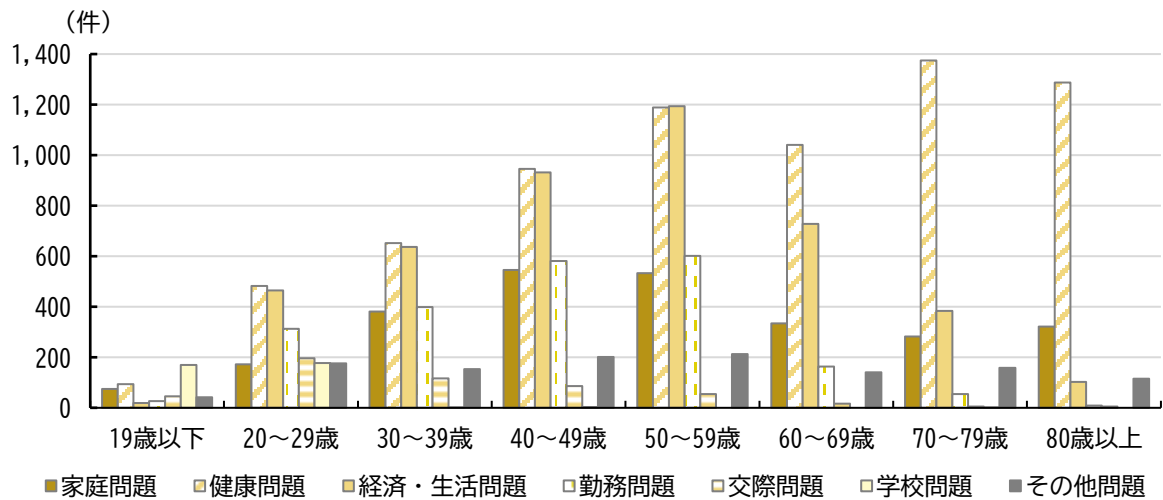
***損失割合**：「通常時（気になる症状がない時）の仕事や家事・育児・介護の出来を100%として、ここ1か月の間で最も気になる症状があった時の、自身の仕事や家事・育児・介護の出来を評価してください。」との質問に対する割合。

⑦-2 自殺者の状況

【女性】



【男性】



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

自殺の原因・動機については、男女ともに「健康問題」が最も多くなっています。また、男性は女性に比べ「経済・生活問題」「勤務問題」が多くなっています。

■施策の方向性■

1 多様なライフデザインを描くための健康支援

性別やライフステージに応じた健康課題に対するニーズを捉え、学ぶ機会を提供するとともに、それぞれの健康課題に対応した取組みを実施します。

2 従業員のウェルビーイング*を高めるための健康経営の促進

生涯を通じて健康を保持するために、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要であることの周知・啓発を図ります。

誰もが健康課題と仕事の両立を実現できるようにするためには、事業者において従業員の健康課題へ配慮し、状況に応じた休暇取得等ができるよう、制度等の充実を働きかけます。

■事業展開■

1 多様なライフデザインを描くための健康支援

No.	事業名	担当課
1-1	こころと身体の健康講座の実施 男女共同参画センター「らぷらす」にて、性差に応じたこころと身体の健康に関する講座を実施します。	人権・男女共同参画課
1-2	こころの健康に関する相談 区民や家族及び関係者を対象に、精神科医師や保健師によるこころの健康に関する相談を行います。	健康推進課 各総合支所保健福祉センター 健康づくり課
1-3	女性の健康づくりに関する普及啓発 健康教室や出前講座等で女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及啓発を行います。	各総合支所保健福祉センター健康づくり課
1-4	世田谷区自殺対策協議会の開催 学識経験者や地域関係機関等と連携し、自殺者の状況把握や課題、対策等、自殺予防に関する施策を協議します。	健康推進課
1-5	性差に応じたがん(子宮がん、乳がん、前立腺がん)に対する検診の実施 がんの早期発見・早期治療を目的として、性差に応じたがん検診を実施します。	健康企画課
1-6	妊活オンライン相談等事業 不妊治療や将来子どもを持ちたい等の悩みに、専門性の高い相談および区民への理解促進と啓発を実施します。	健康推進課

1-7 重点	区施設への生理用品の設置	人権・男女共同参画課																		
	必要な時に生理用品にアクセスできる環境を整えるため、区の一部施設へ生理用品を無償で設置します。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置施設数(箇所)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	設置施設数(箇所)											
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度														
設置施設数(箇所)																				

2 従業員のウェルビーイング*を高めるための健康経営の促進

No.	事業名	担当課
2-1	世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み 地域・職域保健の関連団体による連絡会を設置し、連携事業として、区内事業所等を対象とした健康経営セミナーを実施します。	健康企画課

区の
推進体制

区の推進体制

◇ジェンダー平等施策の総合的かつ効果的な推進のため、『世田谷版ジェンダー主流化』のもと、あらゆる分野の施策において、ジェンダーの視点を取り入れるとともに、庁内体制の強化やジェンダー統計の活用等、推進の基盤を強化します。併せて、施策の実施主体である区職員の「ジェンダー平等」に関する意識の向上を図ります。さらに、区内外の組織や関係団体との連携により多様な視点を施策に反映しながら、持続的な推進体制の構築を進めます。

課題・施策の体系

課 題	施 策
方策1 ジェンダー平等推進のための 体制整備・強化	1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 2 ジェンダー統計*の分析・活用に基づく政策立案 3 庁内推進体制の強化 4 審議会等の女性登用率の向上
方策2 職員のジェンダー平等の推進	1 庁内の管理監督的立場への女性の登用 2 職員の仕事と生活の両立支援 3 職員のハラスメントの防止 4 職員の多様な性に対する理解促進
方策3 多様な視点や連携による施策の充実	1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」における フォローアップ 2 国や都、他自治体との連携強化 3 ジェンダー平等に関わる市民活動団体との連携・協力

成果指標

方策	指標名	単位	現状値	最終目標値
			令和8年度	令和13年度
1	「ジェンダー平等」や「ジェンダー主流化」という言葉の認知度	%		
2	区の審議会等の女性の占める割合	%		
2	調整中（庁内の休暇取得に関する指標など）	%		
2	庁内の管理監督的立場（部長級及び係長級）の女性の占める割合	%		

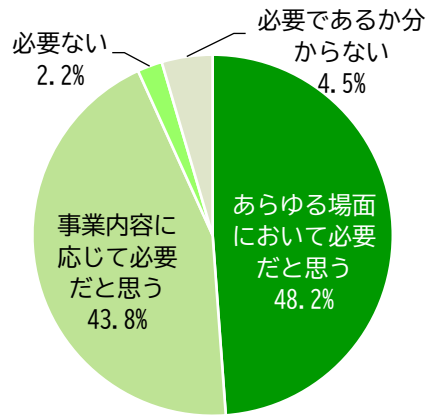
重点事業

方策	事業名	掲載ページ
方策1	庁内会議体を通じた推進	p.144
方策1	ジェンダー平等意識向上のための研修実施	p.145
方策2	調整中	

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

ジェンダー主流化やEBPM*の推進等、ジェンダー平等を推進するための取組みを着実に推進するとともに、その基盤となる庁内推進体制の強化を図ります。

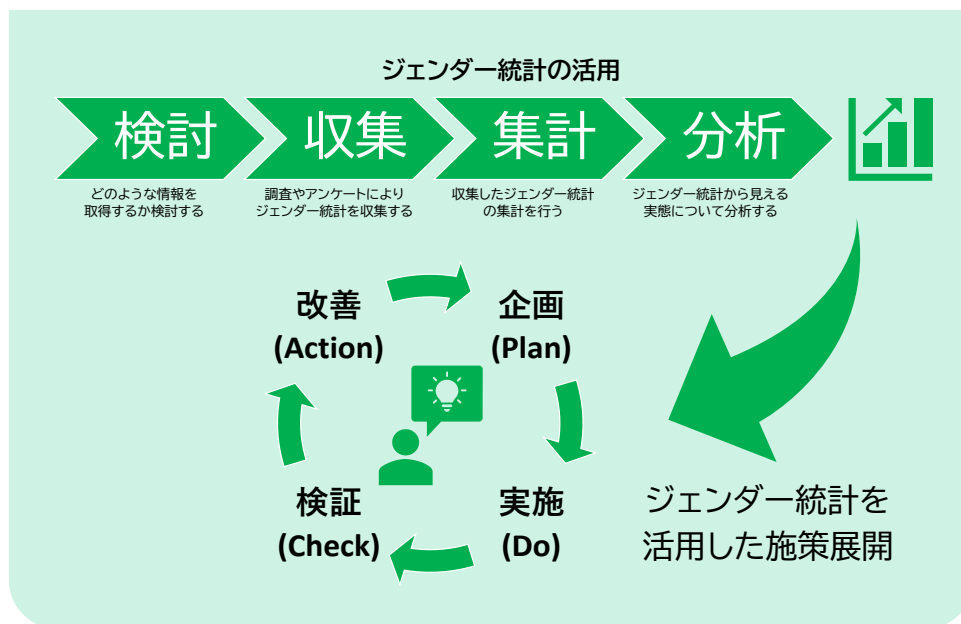
① 施策を検討する上でジェンダー平等の視点を意識することが必要だと思う割合



資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

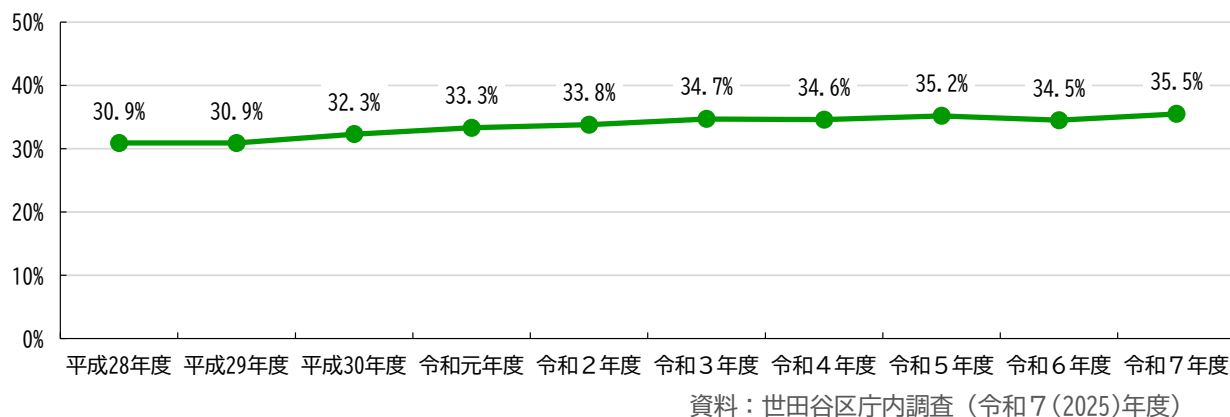
「あらゆる場面において必要だと思う」が最も多いですが、「事業内容に応じて必要だと思う」が次に多く、庁内での統一的な考え方によってジェンダー平等の視点を取り入れられるよう、方向性を示していく必要があります。

ジェンダー統計を活用したEBPMの推進案



*EBPM: Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略。政策の企画をその場限りの経験や思いつきによらず、政策目的を明確化した上で客観的なデータや根拠に基づいて進める考え方。

② 審議会等の女性登用率の推移



令和7年度の審議会・委員会等に占める女性委員の割合は全体で35.5%とこれまでで最も高い割合に達しています。

目標の40%を目指し、女性委員が特に少ない会議体へ積極的な登用を呼びかけます。

■施策の方向性■

1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進

地域におけるジェンダー平等の一層の推進に向け、庁内に『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を浸透させ、あらゆる施策にジェンダーの視点を取り入れます。そのために、各会議体での働きかけや全庁的な周知を通じて、部局横断的な共通認識を形成し、組織一体となった取組みを推進します。

2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案

ジェンダーによる差異や課題を可視化し、実効性のある施策につなげるため、ジェンダー統計を収集し、分析を行います。分析にあたっては、性別だけでなく、年齢、国籍、性自認・性的指向等交差性（インターセクショナリティ）の視点を踏まえ、包括的に考えます。併せて、「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」を策定し、ジェンダー統計の分析・活用の考え方を整理するとともに、庁内における共通の運用ルールを確立します。なお、性別等の情報収集を行う上では、性別欄の取扱いについて考え方を整理し、性的マイノリティに配慮した適切な運用を図ります。

3 庁内推進体制の強化

区の施策やジェンダー表現について助言等を行うアドバイザーの配置や「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」の作成を通じ、『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を踏まえた施策展開をサポートし、庁内の推進体制を強化します。

4 審議会等の女性登用率の向上

継続的に調査を行い、女性委員の登用率が低い会議体等については、各所管課へ改善を求めていく等のポジティブ・アクションにより、一層の推進を図ります。

■事業展開■

1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進

No.	事業名	担当課													
1-1 重点	庁内会議体を通じた推進	人権・男女共同参画課													
	部長級の会議等を通じて、職員へジェンダー平等やジェンダー主流化等の考え方を浸透させ、庁内におけるジェンダー主流化を推進します。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行動量名</th> <th>現況値</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>令和13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全庁に向けた周知回数(回)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	全庁に向けた周知回数(回)						
行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度									
全庁に向けた周知回数(回)															

1-2 重点	ジェンダー平等意識向上のための研修実施					人権・男女共同参画課	
	管理職向け、職員向けの研修を実施し、庁内におけるジェンダー主流化を推進します。						
	行動量名	現況値	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	研修の実施回数(回)						
1-3	職員への定期的なセルフチェックの実施					人権・男女共同参画課	
	職員のジェンダー平等に関する意識・実態や基礎的知識の定着を把握するため、年に1回セルフチェックを行います。						

2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案

No.	事業名	担当課
2-1	ジェンダー統計を活用したモデル事業の実施	人権・男女共同参画課
	全庁においてジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー統計の活用や具体的な手法を示していくモデル事業を実施します。	
2-2	「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課
	区民の男女共同参画意識・実態を把握し、施策へ活かしていくため、次期プランの検討に合わせ、5年に1回調査を実施します。	
2-3	「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課
	区内企業の男女共同参画意識・実態を把握し、施策へ活かしていくため、次期プランの検討に合わせ、5年に1回調査を実施します。	

3 庁内推進体制の強化

No.	事業名	担当課
3-1	「ジェンダー平等ガイドライン」の策定	
	職員に向けジェンダー平等の考え方を示していくため、「ジェンダー平等ガイドライン」を策定し、全庁へ周知します。	
3-2	「ジェンダー平等アドバイザー」の設置	
	ジェンダー平等施策に対して、専門的な知見から助言や意見をもらい、取組みを強化するため、「ジェンダー平等アドバイザー」を設置します。	

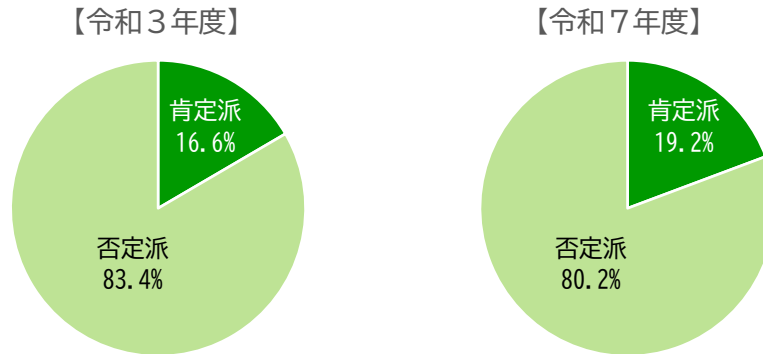
4 審議会等の女性登用率の向上

No.	事業名	担当課
4-1	審議会の女性登用率調査の実施	人権・男女共同参画課
	区の審議会等附属機関及び各種検討委員会委員の女性割合を把握し、政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。	
4-2	区の外郭団体理事の男女比率調査	人権・男女共同参画課
	区の外郭団体理事の女性割合を把握し、政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。	

方策2 職員のジェンダー平等の推進

ジェンダー平等の社会を実現させていくためには、職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持つことが必要です。また、区は区内最大規模の事業者であることから、区内企業に先駆けて、すべての職員が働きやすい環境づくりに取り組み、労働慣行等の変革や女性の活躍促進を牽引します。

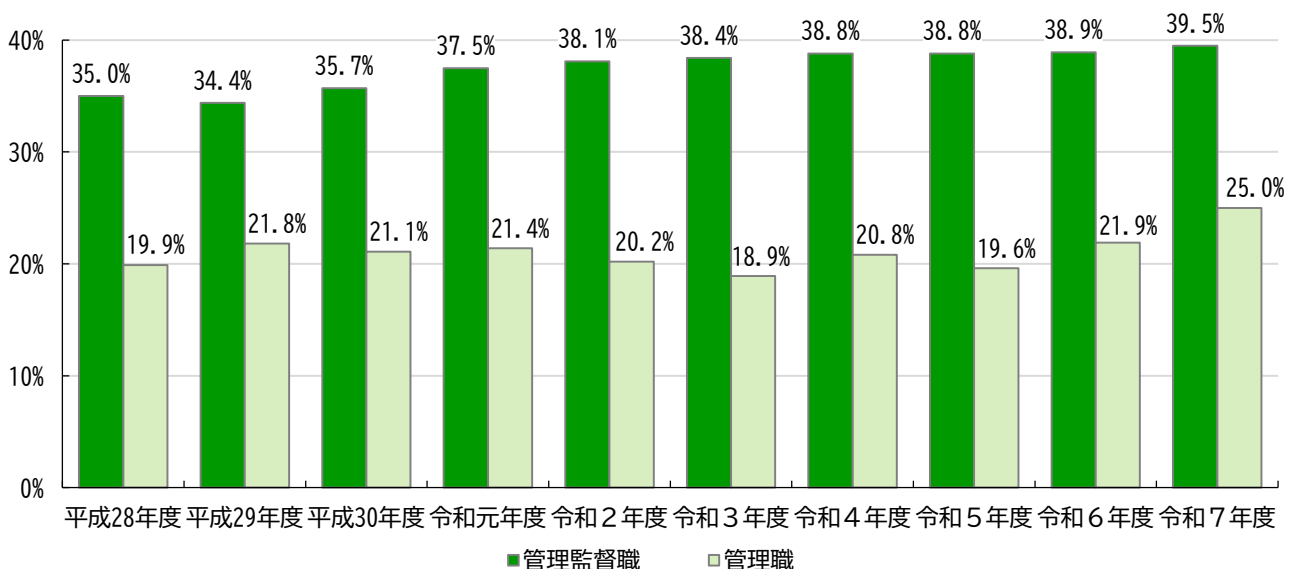
① 「男性は仕事、女性は育児・介護」という考え方についてどう思うか



資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」(令和7(2025)年度)

令和3年度の調査結果と比較すると、全体の回答数が少ないことも一因として考えられますが、「男性は仕事、女性は育児・介護」という考え方に対する否定派の割合が低下しているため、引き続き、庁内における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

② 庁内の管理監督的立場(部長・課長級及び係長級)の女性の占める割合

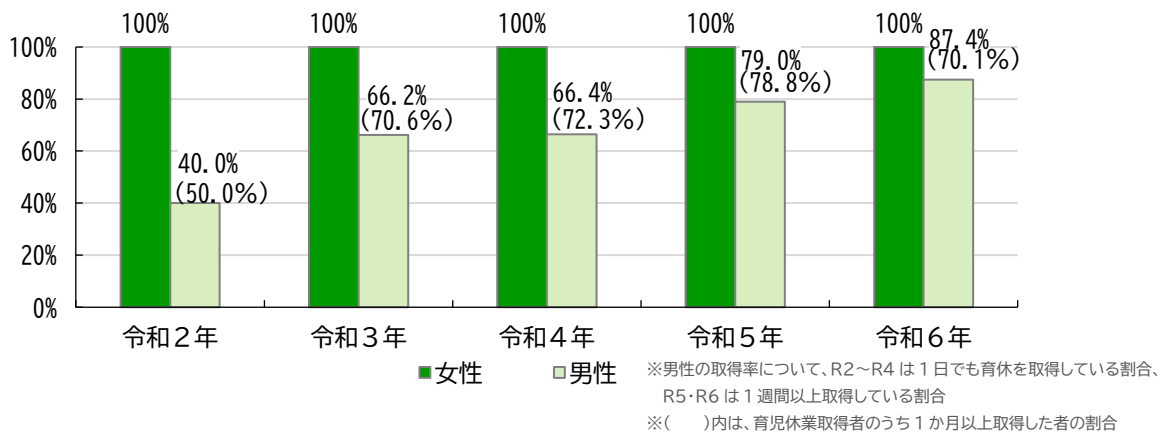


資料：世田谷区 (令和7(2025)年度)

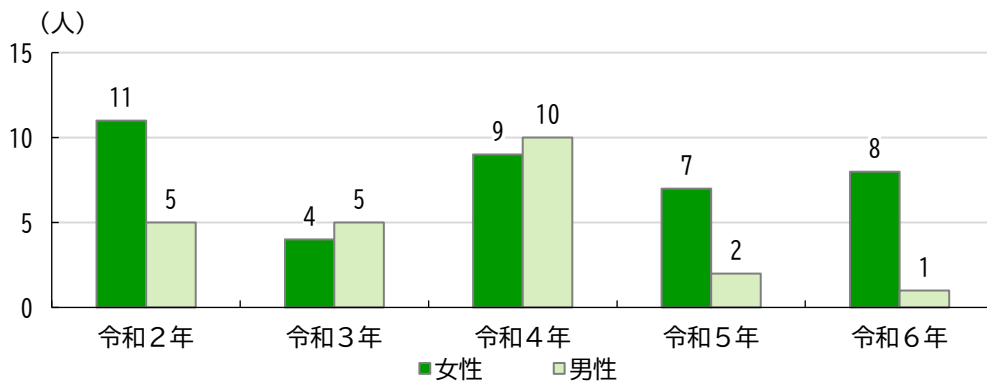
管理監督的立場にある職員や管理職における女性割合は年々上昇しています。また、区では、令和7年4月に特定事業主行動計画の改定を行い、管理職における女性割合を33%、管理・監督的立場における女性割合を40%とする目標を掲げ、更なる推進に取り組んでいます。

③ 区職員の育児休業取得率・介護休暇取得人数

【育児休業取得率】



【介護休暇取得人数】

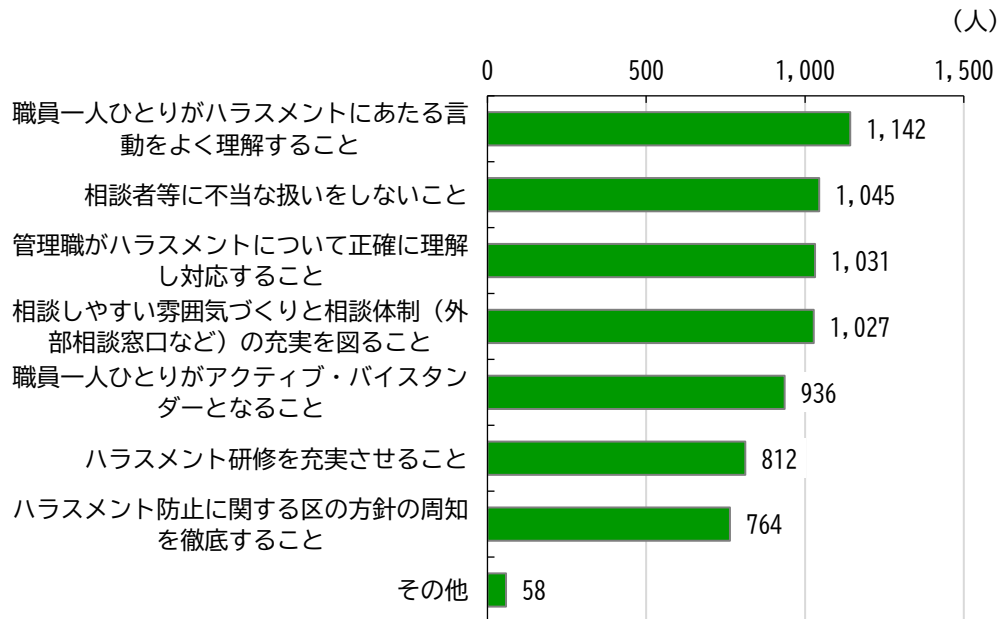


資料：世田谷区（令和7（2025）年度）

男性職員の育児休業取得率は年々上昇していますが、育児においては依然として女性が担う部分が大きいです。区が策定する特定事業主行動計画では、男性職員の育児休業取得者のうち1か月以上の取得率の目標を75%と定めているところ、令和3年以降は70%を超える状況となっていますが、家族がともに支え合いながら育児を行っていきけるよう、引き続き、積極的な取得を呼び掛けていく必要があります。

また、介護休暇の取得者数は低い状況にあります。区では「世田谷区役所版 両立支援ハンドブック 介護と仕事との両立編」により制度を周知し、介護中の職員が休暇制度等を適切に活用できるよう取組みを行っています。

④ 職場におけるハラスメントをなくすために、重要だと思うもの



資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

「職員一人ひとりがハラスメントにあたる言動をよく理解すること」「管理職がハラスメントについて正確に理解し対応すること」を選択する職員が多く、ハラスメントに関する理解をより一層進める必要があります。また、「相談しやすい雰囲気づくりと相談体制（外部相談窓口など）の充実を図ること」「相談者等に不当な扱いをしないこと」の選択も多く、相談者への配慮が求められています。

■施策の方向性■

1 庁内の管理監督的立場への女性の登用

管理監督的立場にある女性職員の登用率を毎年公表するとともに、女性管理職の経験に触れる機会の創出や、管理職試験に向けた支援を実施する等、女性職員のキャリア形成を支援し、女性管理職の登用を促進します。

2 職員の仕事と生活の両立支援

『世田谷区役所版 両立支援ハンドブック』の活用を呼び掛け、ライフステージやライフイベントに応じた休暇制度等の周知と利用促進を図り、仕事と生活の両立支援を進めます。また、勤務時間の適正管理に努めるとともに、休暇取得に関する職場内の意識啓発を図ります。

3 職員のハラスメントの防止

「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」に基づき、職場におけるハラスメントの防止を進めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの継続的な周知・啓発を図ります。

4 職員の多様な性に対する理解促進

職員一人ひとりが区民や職員に対し、性の多様性を尊重した対応がとれるよう、ガイドラインを作成し、理解促進を図ります。

■事業展開■

1 庁内の管理監督的立場への女性の登用

No.	事業名	担当課
1-1	女性活躍推進に向けた昇任意欲向上の取組み	人事課 人権・男女共同参画課
	特定事業主行動計画における目標の明確化及び状況を公表するとともに、女性活躍推進研修の実施や育休中の昇任選考受験の勧奨を行います。	
1-2	女性職員の理想とするキャリア形成に向けた支援	人事課 人権・男女共同参画課 研修担当課
	キャリアデザインサイト「おしごとライブラリ」により女性活躍推進を含む様々なロールモデルを提示するとともに、女性活躍推進研修を実施し、キャリア形成に向けて支援を行います。	

2 職員の仕事と生活の両立支援

No.	事業名	担当課
2-1	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発 毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー(一斉定時退庁日)」とし、職員の仕事と生活の両立を考える機会とします。	人権・男女共同参画課 職員厚生課 環境政策課
2-2	妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮 早出・遅出勤務を導入する等、職員のライフプランに合わせた働き方を導入します。	人事課
2-3	育児休業・介護休暇等を取得しやすい環境の整備 子育て・介護中の職員が休暇制度等を適切に活用できるよう、両立支援制度の周知と多様な働き方の整備を推進します。	人事課 職員厚生課
2-4	男性職員の子育て目的の休暇の取得促進 育児を行う男性職員が休暇制度等を積極的に活用できるよう、庁内全体に制度の周知を行い、休暇が取得しやすい職場環境の整備に取り組みます。	職員厚生課
2-5	仕事と生活の両立に向けた勤務時間の適正管理に関する取組み 様々な機会を通じて全庁に向け、超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進等を働きかけます。	職員厚生課
2-6	生理研修の実施 生理の仕組みや基本的な知識を学び、女性特有の健康課題について理解を深め、互いに理解し、働きやすい職場づくりのために実施します。	人権・男女共同参画課

3 職員のハラスメントの防止

No.	事業名	担当課
3-1	区職員へのDV防止研修の実施 DVに関する基礎知識やDV被害者への対応等について研修を実施し、DV被害者への支援体制の充実と関係所管課との連携を強化します。	人権・男女共同参画課 研修担当課
3-2	「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」に基づく取組みの推進 管理監督者や全庁に対し、ハラスメントに対する正しい知識と認識を持ち、ハラスメントを未然に防ぐよう呼び掛けを行います。	職員厚生課 人事課
3-3	職員への「職場のハラスメント」の防止に関する研修の実施 ハラスメントに関する基本的な知識等の習得を図ることにより、ハラスメントを未然に防ぐ、継続的な意識啓発を行います。	職員厚生課 人事課 研修担当課
3-4	区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談を受け付けます。	教育指導課

4 職員の多様な性に対する理解促進

No.	事業名	担当課
4-1	「性的マイノリティ理解促進研修」の実施 性の多様性に関する基礎知識や職員としての対応等について研修を実施し、性の多様性に関する理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課 健康推進課
4-2	保健福祉領域基本初任者研修による理解促進 保健福祉領域内の初任者向けに多様な性を含む男女共同参画施策について研修を行い、理解促進を図ります。	保健医療福祉推進課
4-3	職員向け対応マニュアルによる周知・啓発 性的マイノリティの方々へ配慮した統一的な対応を行うため、職員向けの性的マイノリティに関する対応マニュアルを作成し、全庁に向けて周知します。	人権・男女共同参画課
4-4	庁内ALLYの創出 庁内における性的マイノリティの理解促進を図るとともに、当事者を始めとした来庁者に安心感を持ってもらうため庁内ALLYを創出します。	人権・男女共同参画課
4-5	プライド月間におけるレインボーフラッグの掲出 当事者を始めとする来庁者に対し、性的マイノリティへの理解を促進する区の立場を表明するため、プライド月間である6月の1か月間、各窓口にレインボーフラッグを掲出します。	人権・男女共同参画課

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、「男女共同参画」と「多文化共生」の取組み状況を共有しながら連携を図り、PDCAサイクルを通じてプランを推進します。併せて、地域活動団体との協働、国、都や他自治体との連携を強化し、多様な視点のもと総合的かつ計画的な施策の充実を図ります。

■施策の方向性■

1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ

プランの推進にあたっては、PDCAサイクルを通じて毎年、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」への報告、意見聴取を実施しています。審議会での意見を踏まえ、取組みの見直しや政策立案に反映させることで、プランの進行管理とフォローアップを行います。

条例に基づき、区民や事業者から男女共同参画及び多文化共生に関する事項について、区長へ苦情・意見・相談が寄せられた場合には、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な対応を行います。また、必要と認めるときは「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」に諮問し、その意見を踏まえて改善に向けた対応を進めます。

2 国や都、他自治体との連携強化

国・都の関連計画や制度改正の動向を踏まえ、区の施策と整合を確保しながら、適切な情報共有と相互協力を進めます。また、広域的に取り組むべき多様な課題については、他自治体や専門機関と連携し、支援体制の質の向上や情報連携の強化を図ります。

3 ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力

ジェンダー平等の意識を地域に浸透させ、根付かせていくために、男女共同参画社会の形成を目指す地域活動団体等の発掘、育成、支援を行うとともに、これら団体と連携・協働するための推進体制を構築します。

■事業展開■

1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ

No.	事業名	担当課
1-1	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」における意見聴取 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、施策へ活かします。	人権・男女共同参画課 文化・国際課

2 国や都、他自治体との連携強化

No.	事業名	担当課
2-1	全国市長会、特別区長会等で要望 ジェンダー平等の実現に向け、必要な取組みについて全国市長会、特別区長会等で要望を行います。	人権・男女共同参画課

3 男女共同参画に関わる地域活動団体との連携・協力

No.	事業名	担当課
3-1	地域活動団体との連携強化 男女共同参画センター「らぷらす」にて開催する登録団体連絡会において地域活動団体との連携強化を図り、地域におけるジェンダー平等を推進します。	人権・男女共同参画課

2 進行管理

計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) からなる PDCA サイクルに基づき、検証・評価を実施し、その結果を事業へ反映することで、取り組みの着実な推進を図ります。

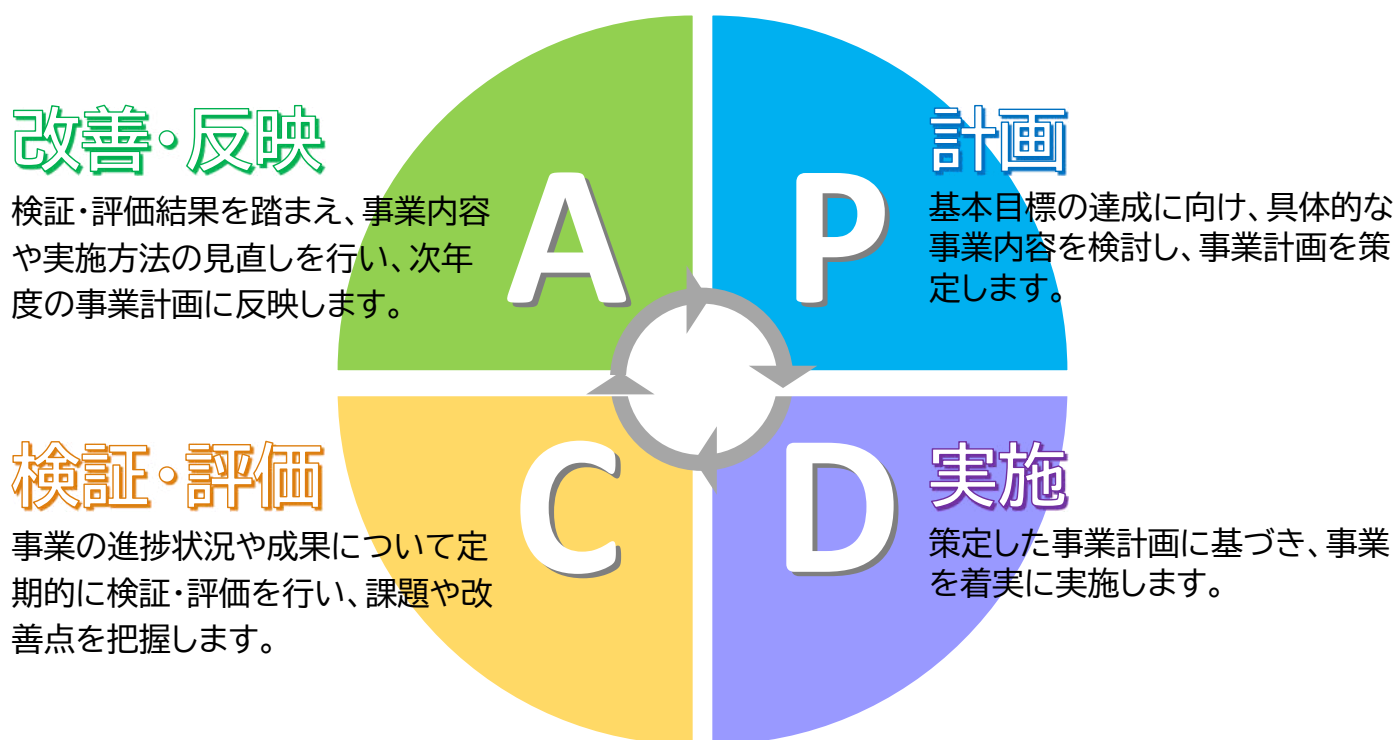
(1) 検証・評価

基本目標ごとに成果目標を設定し、その達成状況について定期的に検証・評価を行います。あわせて、重点事業については、具体的な行動指標を設定し、取り組みの着実な推進を図るとともに、その進捗状況についても適切に検証・評価を行います。

(2) 検証結果の報告・反映

成果目標の達成状況や重点事業の進捗状況については、年に1回報告します。

また、男女共同参画推進部会や男女共同参画推進会議において今後の取り組みについて検討し、その結果を踏まえ、必要な改善を事業に反映します。



生活文化政策部

人権・男女共同参画課

令和8年5月

(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン素案【概要版】

1 計画の概要

◆計画策定の趣旨

- 女性では家事・育児等の負担、男性では長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会構造は未だ根強く残っています。
- 特に、女性については、経済的面や身体的負担、ジェンダーに起因する暴力やハラスメントなどの問題が複合的に重なることにより、困難な状況に直面することも少なくありません。
- パートナーや家族との関係性・あり方は本来、当事者の意思により自由に決められるものにも関わらず、社会の差別や偏見によりそれが制約される状況にあるため、地域社会全体で理解促進を図っていく必要があります。

区民や区内企業の意識・実態調査の結果、審議会・推進部会や庁内の作業部会での議論、区民からの意見を反映させ、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」を策定します。

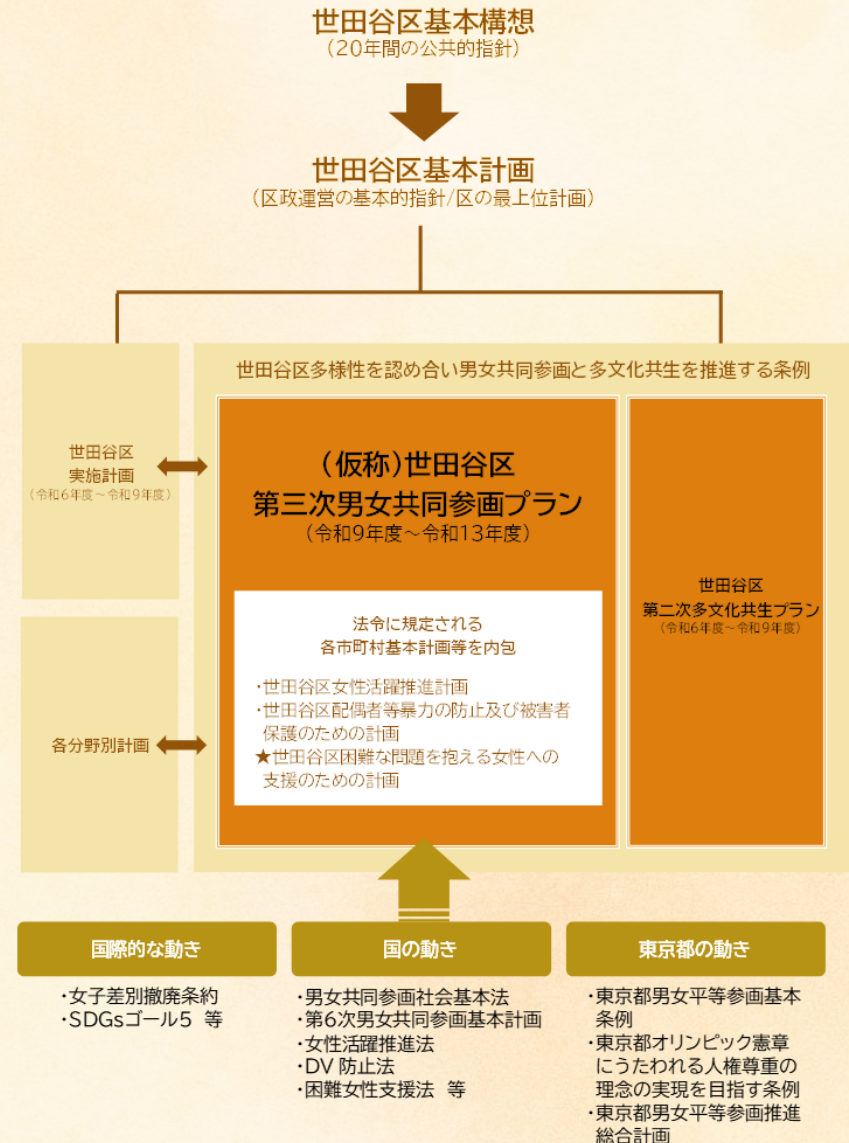
◆計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

◆計画の基本理念

(仮)一人ひとりの多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができる ジェンダー平等社会の実現

◆計画の性格・位置付け



2 社会状況や国、都等の動向

◆国際的な潮流

- 国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」
- 女子差別撤廃条約に基づく国際社会の動き
- 北京+30に向けた国際社会の動き
- デジタル社会の進展に伴う国際社会の動き

◆国の動き

- 「第6次男女共同参画基本計画」の策定(令和8年3月13日)
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行(令和5年6月23日)
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行(令和6年4月1日)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(令和6年4月1日)

◆都の動き

- 「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定(令和4年3月)
- 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始(令和4年11月～)
- 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定(令和5年～9年度)
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定(令和6年～10年度)

◆区の動き

- 世田谷区ファミリーシップ宣誓の運用開始(令和4年11月～)
- 世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の策定(令和7年～8年度)
- 世田谷区犯罪被害者等支援条例の制定(令和7年4月～)

3 推進の方向性

◆目指すべき社会の実現に向けた取組み

- 国では「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、SDGsの目標5ジェンダー平等の達成に向け、ジェンダー主流化を位置付けています。また、LGBT理解増進法、困難女性支援法、改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動向がうかがえます。
- 性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)を実現することが求められます。
- これまでの計画の趣旨を土台としつつ、昨今の社会通念や社会状況の変化、国際的な議論の動向を踏まえ、ジェンダー平等の社会実装に向けて、ジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく「ジェンダー主流化」を推進します。



性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)の実現



暮らしや地域活動の中で、ジェンダーの視点を取り入れ、“偏り”や“困りごと”に気づき、見直し、アップデートしていく。

地域

地域や行政における「世田谷版ジェンダー主流化」の推進
||
ジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく

行政

ジェンダー統計や各種調査等を分析・活用し、ジェンダーの視点を取り入れ、政策を立案し、実行する。

ジェンダー平等意識の醸成

4 基本目標ごとの課題と推進体制の方策

基本目標Ⅰ

ジェンダー平等の実現に向けた
総合的な取り組みの推進

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

女性活躍は世界水準でみると政治・経済分野の遅れが課題です。また、家事・育児・介護等の女性負担や男性の仕事優先意識など固定的性別役割分担意識が残り、事業者や若い世代を含めた意識啓発が求められます。

課題2 性別や年齢にとられない多様な ライフデザインの実現と支援 新規

人生100年時代の中で、長期的視点でのライフデザインを考えることが重要です。希望するワーク・ライフ・バランス実現に向けて、両立支援制度の充実や地域活動への参画支援、キャリア教育の推進も重要となります。

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

出産・子育て期の就業率低下は改善傾向ですが、20代以降の女性の正規雇用率低下は依然として課題です。また近年の大規模自然災害に伴い、災害時の支援や避難所運営では女性を含め多様な視点の反映が引き続き重要です。

課題4 男女共同参画センター「らぶらす」における ジェンダー平等の推進

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査では、らぶらすの認知度は17.3%に留まり、認知度向上が課題です。また、ジェンダー平等の推進拠点として、取り組みの充実が求められます。

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が
守られる社会の実現

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査では、DV防止法を内容まで理解する人は約半数に留まります。暴力やハラスメントは許されないという認識の浸透とSNSを通じた若年層の性犯罪に即応した取組みが重要です。

課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査ではDVや性暴力、児童虐待への対応が不十分と感じる割合が高いです。区の配偶者暴力相談支援センターの相談件数も増加傾向で、複合的課題を抱え継続的支援を要するケースも多いです。

課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と 自立に向けた支援 新規

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受け、区は令和7年3月に基本的な方針を策定し取組みを推進しています。DVを含む複合的課題を抱える女性が多く、女性相談支援員の体制強化や人材育成が急務となっています。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

区は犯罪被害者等支援条例に基づき性犯罪被害者への支援を行っていますが、被害を知られる不安から相談につながりにくい傾向。都道府県のワンストップ支援センターの相談件数も増加傾向で、相談につなげる取組みの強化が重要です。

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって
生きることができる社会の推進

課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティ への支援

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査によると、性的マイノリティの認知度は約95%で、区民の意識が着実に変わってきていることがうかがえる。一方、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」という誤った認識が56.5%と高く、一層の周知・啓発に取り組む必要がある。

課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利)の 理解促進 新規

自分も相手も大切にするため、思春期からの性に関する知識や意識の教育に加え、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて理解し考えていくことが重要となる。

課題11 性差に応じたところと身体健康支援

女性・男性にはそれぞれ特有の健康課題があり、女性はキャリア形成期等、男性は役職定年から定年前後に生じやすい。互いの健康課題への理解を深め、職場での仕事との両立支援を進めることが重要。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産・避妊・性感染症など、性や生殖に関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、自分自身で意思決定できる権利のこと。

区の推進体制

新規

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

庁内におけるジェンダー主流化とEBPM推進に向け体制を整備・強化する。ジェンダー統計を活用し根拠に基づく施策を展開するとともに、PDCAにより実施・改善を図り、庁内や地域のジェンダー平等を推進する。

方策2 職員のジェンダー平等の推進

区は区内最大規模の事業者として先駆け、すべての職員が働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性活躍の推進や両立支援、ハラスメント防止、多様な性への理解促進に取り組む。

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

条例に基づき、男女共同参画と多文化共生の取組状況を共有し連携して推進する。PDCAによりプランを進めるとともに、活動団体や国・都・他自治体との連携を強化し施策の充実を図る。

5 施策の方向性

基本目標 I

ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

■ 区民や子ども・若者世代、事業者に対して、主に固定的な性別役割分担意識の解消に関する周知・啓発を行います。

- ▶ 1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発
- ▶ 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発
- ▶ 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援

新規

■ 育児、介護等の負担を軽減する支援や多様なライフデザインを描くための働き方、地域活動への参画支援、キャリア教育やライフデザイン形成支援を進め、事業者へも働きかけます。また、ひとり親家庭への支援について、らぷらすや所管課と連携し実施します。

- ▶ 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援
- ▶ 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり
- ▶ 3 多様な働き方の支援
- ▶ 4 地域活動への参画促進
- ▶ 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援
- ▶ 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

■ 非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース・ライフステージに応じた働き方の支援を行うとともに、事業者への働きかけや地域、防災分野における女性の参画を促進します。

- ▶ 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
- ▶ 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への働きかけ
- ▶ 3 地域や防災分野における女性の参画促進

課題4 男女共同参画センター「らぷらす」におけるジェンダー平等の推進

■ 有識者などからの意見聴取や相談事業の横断的な連携により、機能を充実させていくとともに、区民の主体的な活動拠点としての充実や区関係所管課などとの連携により、地域におけるジェンダー平等を推進します。

- ▶ 1 男女共同参画センター機能の充実
- ▶ 2 地域に開かれた「らぷらす」としての機能の充実
- ▶ 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

基本目標 II

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

■ 暴力に関する啓発を図るとともに、アクティブ・バイスタンダーとしての意識醸成に向けた取組みを推進します。また、子どもや若者を対象にデートDVや性犯罪を主とした暴力の防止と、インターネットやSNSリテラシー向上に向けた啓発を行います。事業者に対しては、ハラスメント等の防止に向け、講座情報の提供や相談窓口の周知を図ります。

- ▶ 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり
- ▶ 2 デートDVや性犯罪等の暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発
- ▶ 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

■ 相談しやすい環境づくりや安全確保と生活再建に向けた支援を行っていくとともに、関係機関や児童虐待防止の取組みとの連携を進め、より充実した支援を行います。

- ▶ 1 ニーズに応じた相談事業の実施
- ▶ 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援
- ▶ 3 関係機関との連携を通じた支援の充実
- ▶ 4 被害者支援と児童虐待防止の連携

新規

課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援

■ 研修の体系化や専門職の設置による女性相談支援員の質の向上を図るとともに、居場所の創出や生活力の向上支援を行うなど、支援の充実を図ります。また、独自の支援を強みとする民間団体や関係機関との連携も進めます。

- ▶ 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実
- ▶ 2 居場所の創出と生活力の向上支援
- ▶ 3 関係機関や民間団体との連携

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

■ 相談窓口の周知と支援を実施します。また、区、都との連携や特に地域医療、関係機関との連携により、地域における充実した支援を実施します。

- ▶ 1 相談窓口の周知と被害者支援
- ▶ 2 国や都、関係機関との連携



基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

■子ども・若者や事業者への啓発を推進し、地域における理解促進を図ります。また、避難所運営や災害対応において、多様な視点の一つとして、性的マイノリティの視点を取り入れられ、適切な配慮がなされるよう、関係所管課と連携し取組みを進めます。さらに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度向上に努めるとともに、性的マイノリティが直面する困難さの解消に向け、相談体制や居場所づくりの充実を図ります。

- ▶1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成
- ▶2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発
- ▶3 安心して働くための事業者への啓発
- ▶4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み
- ▶5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み
- ▶6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進

新規

■子ども・若者へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進に取り組むとともに、若年層だけでなく、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考え、学ぶ機会を創出します。

- ▶1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進
- ▶2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

課題11 性差に応じたところと身体への健康支援

■従業員のウェルビーイングを高めるための健康経営の重要性について、事業者へ周知・啓発していくとともに、性別やライフステージに応じた健康課題への取組みを実施します。特に、更年期障害、生理、妊活・不妊治療や自殺などの課題に着目し、取組みの充実を図ります。

- ▶1 多様なライフデザインを描くための健康支援
- ▶2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進



推進体制

区の推進体制

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

新規

■『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を区内へ浸透させるため、「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」の策定や「ジェンダー平等アドバイザー」の設置により、推進体制を強化します。また、ジェンダー統計を活用した施策展開を行うため、統計の収集・活用の検討を進めるとともに性別情報の収集に関する考え方も一体的に整理します。

- ▶1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進
- ▶2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案
- ▶3 区内推進体制の強化
- ▶4 審議会等の女性登用率の向上

方策2 職員のジェンダー平等の推進

■職員一人ひとりにジェンダー平等の意識が根付くよう、区内発信や研修、周知・啓発などを行います。また、テーマごとに、職員の意識やニーズを捉え、関係所管課と連携し、取組みを推進します。

- ▶1 区内の管理監督的立場への女性の登用
- ▶2 職員の仕事と生活の両立支援
- ▶3 職員のハラスメントの防止
- ▶4 職員の多様な性に対する理解促進

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

■「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」や同部会の意見を踏まえながら、国、都、他自治体との連携や情報提供を通じてより充実した施策検討を行います。また、地域のステークホルダーとなる団体へ周知・啓発していくとともに、新たに担い手となる団体を発掘・育成を進め、地域におけるジェンダー平等を推進します。

- ▶1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ
- ▶2 国や都、他自治体との連携強化
- ▶3 ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力



「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案

第2次男女共同参画プラン後期計画

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性活躍	1 固定的な性別役割分担意識の解消 ①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発
	2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
	3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス の着実な推進	4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発
	5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 ①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援
	6 防災・地域活動等への参画促進 ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

(仮称)第3次男女共同参画プラン

令和7年度第3回審議会

推進の方向性

ジェンダー平等の推進
 ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において
 ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく
 = 世田谷版ジェンダー主流化

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の総合的 推進による自分らしい 生き方の実現	1 男女共同参画の意識醸成 ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発 ② 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 ③ 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 <新規> ① 育児、介護等をともに支えるための支援 ② ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり ③ 多様な働き方の支援 ④ 地域活動への参画促進 ⑤ 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 ⑥ 働きやすい環境整備のための事業者への支援 区民 区民 区民 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ② 女性活躍の取組みを推進する事業者の支援 ③ 地域や防災分野における女性の参画 区民 事業者 区民
	4 男女共同参画センター「らぶらす」の機能強化 ① ジェンダー平等実現に向けた講座・研修、情報収集・提供、相談機能の強化 ② 区民の主体的な活動拠点としての充実 ③ 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携 区民 区民 区民

(仮称)第3次男女共同参画プラン

令和8年度第1回審議会

推進の方向性

ジェンダー平等の推進
 ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において
 ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく
 = 世田谷版ジェンダー主流化

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現 に向けた総合的な 取組みの推進	1 ジェンダー平等の意識醸成 ① ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発 ② 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 ③ 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 <新規> ① 育児、介護等をともに 社会 で支えるための支援 ② ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり ③ 多様な働き方の支援 ④ 地域活動への参画促進 ⑤ 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 ⑥ 働きやすい環境整備のための事業者への支援 区民 区民 区民 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ② 女性活躍の取組みを推進する事業者への 働きかけ ③ 地域や防災分野における女性の参画促進 区民 事業者 区民
	4 男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進 ① 男女共同参画センター機能の充実 ② 地域に開かれた「らぶらす」としての機能の充実 ③ 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携 区民 区民 区民

第2次男女共同参画プラン後期計画

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築	7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携
	9 暴力を容認しない意識づくり ①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

(仮称)第3次男女共同参画プラン

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる支援の強化	5 暴力やハラスメント防止の啓発 ① 暴力の防止とアクティブ・バイスタンダーとなるための意識づくり ② デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発 区民・子ども/若者/保護者/教職員 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ① 相談しやすい環境づくりと相談体制の強化 ② 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 ③ 支援体制の充実と関係機関との連携強化 ④ 被害者支援と児童虐待防止の連携強化 区民 区民 区民 区民
	7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 <新規> ① 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 ② 居場所の創出と生活力の向上支援 ③ 関係機関や民間団体との連携 ④ 国、都や他自治体との連携 区民 区民 区民 区民
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ① 相談窓口の周知と被害者支援 ② 国、都や関係機関との連携 区民 区民

(仮称)第3次男女共同参画プラン

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現	5 暴力やハラスメント防止の啓発 ① 暴力の防止と 見過ごさず行動する ための意識づくり ② デートDVや性犯罪等の暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発 区民・子ども/若者/保護者/教職員 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援 ① ニーズに応じた相談事業の実施 ② 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 ③ 関係機関との連携を通じた支援の充実 ④ 被害者支援と児童虐待防止の 連携 区民 区民 区民 区民
	7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 <新規> ① 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 ② 居場所の創出と生活力の向上支援 ③ 関係機関や民間団体との連携 ④ 国や都、他自治体との連携 区民 区民 区民 区民
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ① 相談窓口の周知と被害者支援 ② 国や都、関係機関との連携 区民 区民

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができ る社会の構築	10 性差に応じたことと身体 の健康支援 ①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及
	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援
	12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 ①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅲ 多様性や違いを理解し、 尊重し合える社会の構築	9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援 ① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 区民 子ども/若者/保護者/職員 事業者 区民 区民
	10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 <新規> ① 自分も相手も大切にするための性教育の実施と啓発 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み 子ども/若者/保護者/職員 区民
	11 性差に応じたことと身体 の健康支援 ① 従業員のウェルビーイングを高めるための健康経営の推進 ② 多様なライフデザインを描くための健康支援 事業者 区民

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きることができ る社会の推進	9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援 ① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 区民 区民
	10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 <新規> ① 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み 子ども/若者/保護者/教職員 区民
	11 性差に応じたことと身体 の健康支援 ① 多様なライフデザインを描くための健康支援 ② 従業員のウェルビーイング(多様な幸せ)を高めるための健康経営の促進 区民 事業者

推進体制	推進体制
方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開	方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援
方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進	

推進体制	推進体制
方策1 ジェンダー平等推進のための整備・強化 <新規> ①あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 ②EBPMに基づくジェンダー統計の活用と政策立案 ③庁内推進体制の強化 ④審議会等の女性登用率の向上	方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援 ④区職員のハラスメントの防止 ⑤区職員の多様な性に対する理解促進
方策3 多様な視点や連携による施策の充実 ①「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ ②国、都や他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力	

区の推進体制	区の推進体制
方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化 <新規> ①あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 ②ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案 ③庁内推進体制の強化 ④審議会等の女性登用率の向上	方策2 職員のジェンダー平等の推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③職員の仕事と生活の両立支援 ④職員のハラスメントの防止 ⑤職員の多様な性に対する理解促進
方策3 多様な視点や連携による施策の充実 ①「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ ②国や都、他自治体との連携強化 ③ジェンダー平等に関わる地域活動団体との連携・協力	

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進			基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現		
		課題1 ジェンダー平等の意識醸成 課題2 性別や年齢にとられない多様なライフデザインの実現と支援 課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 課題4 男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進			課題5 暴力やハラスメント防止の啓発 課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実
種別	関連課題	内容	種別	関連課題	内容
現状把握指標		固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合 ((「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する)の否定派の割合)	現状把握指標		「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合
成果指標	1	【新規】 ジェンダー平等に関する理解が深まった人の割合	成果指標	5	【新規】 DV防止研修等の参加者数
重点事業	1	らぶらすフェスタの実施	重点事業	5	DV等暴力防止に向けた講座の実施
重点事業	1	学校出前授業の実施	成果指標	6	指標は7へ統合
成果指標	2	調整中(子育て支援に関する指標など)	重点事業	6	配偶者等相談支援センターにおける相談
重点事業	2	調整中	重点事業	6	DV被害者支援と児童虐待防止に関する広報・周知の一体的展開
成果指標	3	調整中(女性活躍推進に関する指標など)	成果指標	7	【新規】 女性相談窓口の認知度
重点事業	3	調整中	重点事業	7	女性相談窓口の案内及び周知強化
成果指標	3	一般事業主行動計画策定・公表事業所数	重点事業	7	調整中
成果指標	4	【新規】 らぶらすサポーターのイベント等への参加人数	成果指標	8	【新規】 世田谷区犯罪被害者等相談窓口の認知度
重点事業	4	区関係施設や地域活動団体等との連携	重点事業	8	犯罪被害者等相談窓口や支援策の周知
成果指標	1	仕事と家庭生活をともに優先している人の割合	成果指標	5	DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)
成果指標	2	ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合	成果指標	5	デートDVの出前講座実施校数
成果指標	2	ひとり親家庭の養育費相談の実施	成果指標	5	パワーハラスメント防止対策義務化の認知度(副次的)
成果指標	3	町会・自治会長における女性の割合			
成果指標	3	区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度			
基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進			区の推進体制		
		課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援 課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 課題11 性差に応じたことと身体への健康支援			方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化 方策2 職員のジェンダー平等の推進 方策3 多様な視点や連携による施策の充実
種別	関連課題	内容	種別	関連課題	内容
現状把握指標		性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合			
成果指標	9	【新規】 性的マイノリティに関する理解が深まった人の割合	成果指標	方1	【新規】 「ジェンダー平等」や「ジェンダー主流化」という言葉の認知度
重点事業	9	多様な性に対する理解促進の周知・強化	重点事業	方1	庁内会議体を通じた推進
重点事業	9	「セクシュアル・マイノリティフォーラム」の開催	重点事業	方1	ジェンダー平等意識向上のための研修実施
成果指標	9	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度	成果指標	方1	区の審議会等の女性の占める割合
成果指標	10	調整中(リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する指標など)	成果指標	方2	調整中(庁内の休暇取得に関する指標など)
重点事業	10	調整中	成果指標	方2	庁内の管理監督的立場(部長級及び係長級)の女性の占める割合
成果指標	11	調整中(性差に応じた疾病の検診率など)	重点事業	方2	調整中
重点事業	11	区施設への生理用品の設置	成果指標	方2	区職員へのDV防止研修の実施回数・参加人数(副次的)
成果指標	9	性的マイノリティという言葉の認知度			